

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画素案

平成26年11月

川崎市

目 次(案)

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	10
4 計画の対象	10
第2章 子ども・若者や子育て家庭の状況	11
1 本市の社会状況	11
2 地域の状況	18
3 家庭の状況	22
4 子ども・若者を取り巻く状況	27
第3章 計画の基本的な方向	33
1 計画の基本理念	33
2 計画策定の基本的な考え方	34
3 計画の基本的視点	36
4 計画の基本目標と施策の展開	38
第4章 基本施策の展開	42
I 子どもの権利を尊重する社会づくり	42
II 子育てを社会全体で支える環境づくり	46
III 乳幼児期の保育・教育の環境づくり	55
IV 親と子が健やかに暮らせる社会づくり	76
V 子育てを支援する体制づくり	85
VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり	106
第5章 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	115
1 教育・保育の量の見込み	115
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	118
第6章 計画の推進に向けて	123

第1章 計画の策定にあたって

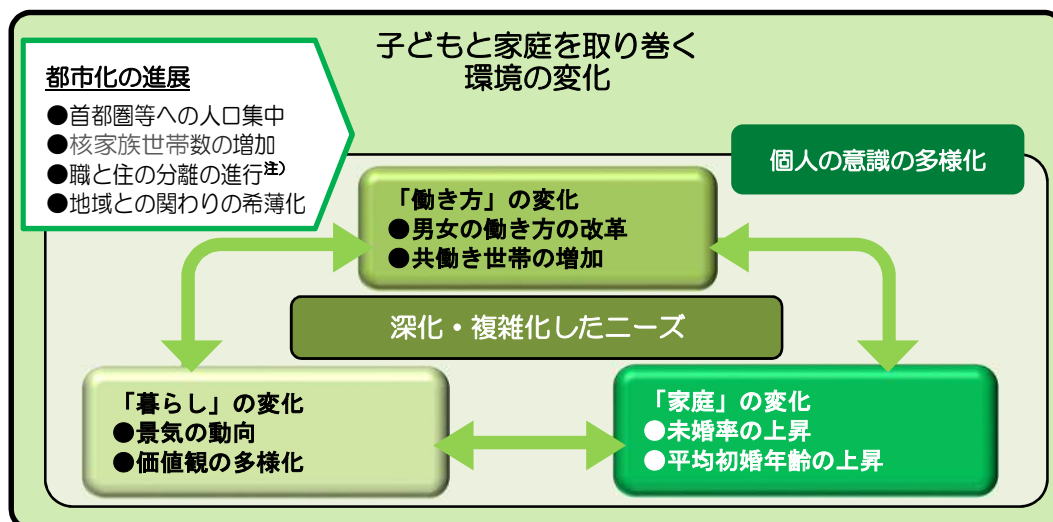
1 策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造に大きなアンバランスを生むと共に、将来的には、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、今後、我が国の社会・経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、首都圏等への人口の集中を背景とした都市化の進展は、「核家族世帯の増加」、「職と住の分離の進行」、「地域との関わりの希薄化」などを生んできました。

さらに、共働き世帯の増加などの「働き方」の変化や景気の動向などの影響による「暮らし」の変化、未婚・晩婚化の進行による「家庭（家族形態）」の変化から、個人の意識は多様化し、子育て世代にも深化・複雑化したニーズが生まれており、児童虐待や待機児童など、子ども・子育てに関するさまざまな社会的問題が起きています。



注) 生活の場面と労働の場面を分離すること。(例. 通勤を伴うサラリーマンなど)

こうした中、国においては、2010(平成22)年1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、2012(平成24)年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

さらに、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するため、2015(平成27)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「親や保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」のもとに、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になってきているため、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

→ 幼稚園と保育所とで別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所とで別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

→ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

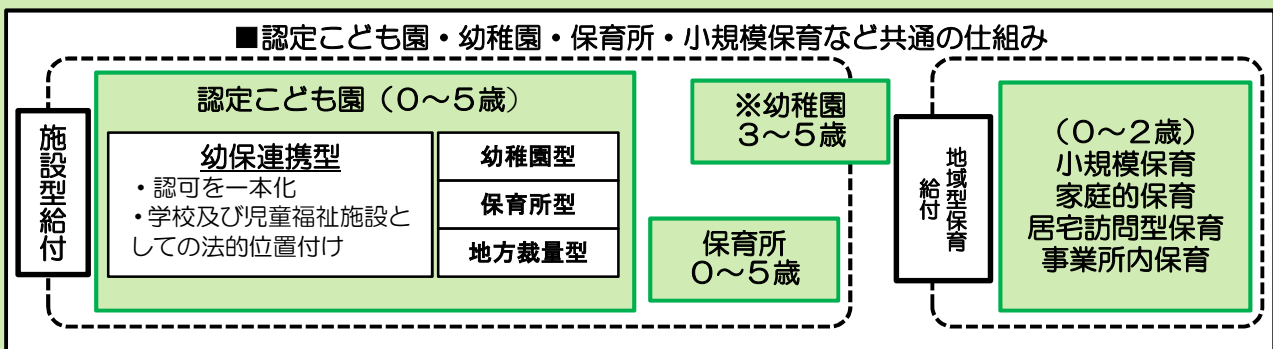
③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

子ども・子育て支援法、認定こども園法の施行に伴い、児童福祉法等の関係する法律について規定を整備するもの。

《現行制度からの主な変更点》

●幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。



※幼稚園については、「施設型給付へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できる。

●市町村が制度の実施主体

これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と区分されていた制度の実施主体が、子ども・子育て支援新制度においては市町村に一本化されます。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

●消費税率引き上げに伴う財源確保

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において、社会保障分野の一つとして位置付けられ、子ども・子育て支援新制度の財源として、消費税率引き上げに伴う増収分が充当されます。

●「地域子ども・子育て支援事業」

下の右表で示した13事業について、地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の実情に応じて実施することとなります。

■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>■施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 <p>■地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）・家庭的保育（利用定員5人以下）・居宅訪問型保育・事業所内保育 <p>■児童手当</p> <ul style="list-style-type: none">・個人への現金給付	<ul style="list-style-type: none">①利用者支援②地域子育て支援拠点事業③妊婦健康診査④乳児家庭全戸訪問事業⑤要支援訪問事業等⑥子育て短期支援事業⑦ファミリー・サポート・センター事業⑧一時預かり事業⑨延長保育事業⑩病児保育事業⑪放課後児童クラブ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

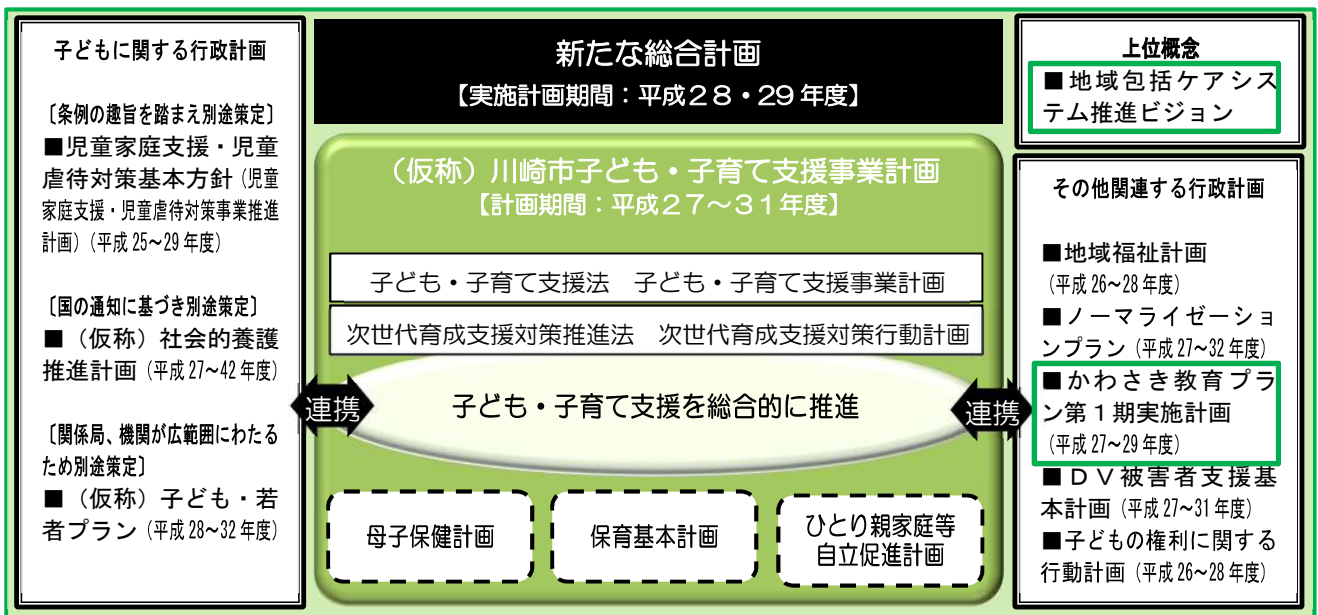
「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」は、2015(平成27)年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」の実現を目指し、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定します。

2 計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」においては、市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施体制の確保、その他子ども・子育て支援の施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく本市の行動計画として、これまで取組を進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な視点から展開を図ります。

※『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』
2005(平成17)年度から2014(平成26)年度までの10年間を計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。



【「新たな総合計画」や他計画との関係】

●本市の市政運営の基本方針となる「新たな総合計画」及び「地域包括ケアシステム推進ビジョン」等と整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。また、子ども・子育てに関する各種計画や「かわさき教育プラン第1期実施計画」等その他関連する各種計画との連携を図り、施策を推進します。

●これまで子ども・子育て支援に係る施策分野の目標や、その達成に向けた事業の取組を位置付けた「母子保健計画」、「保育基本計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容を包含したものとし、そ

それぞれの計画における「目標」や「具体的な支援策」等を見据えて、その他の施策との連携・調整を図りながら総合的に推進します。

(参考)「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」の基本理念と計画に関する条文

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第8条（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【(仮称)川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン】(以下「推進ビジョン」という。)との関連】

☆推進ビジョンは、本市の個別の行政計画の上位概念として位置付けられています。

☆本計画においても、基本理念の実現に向けては、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を柔軟に適時適切に組み合わせる中で多様な主体の協働による取組が必要であることから、推進ビジョンの考え方を踏まえて、本計画を推進していきます。

<「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概要>

全国的には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)を目処に、高齢者を対象として地域包括ケアシステムの構築を目指していますが、本市の推進する「地域包括ケアシステム」は、次のような考えをもとに、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「すべての地域住民」を対象として、その構築を推進することとしています。

●主として高齢者を中心に議論が展開されてきた「地域包括ケアシステム」ですが、実際には障害者や子ども、子育て世帯など、地域内において「何らかのケア」を必要とするすべての人を対象とした場合についても、各施策間の連携を図ることにより、その仕組みを共有できる部分は多いと考えられる。

●自身がケアを必要としない場合においても、自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる「セルフケア」や「地域のケアを支える」といった視点においては、全ての地域住民においてその重要性が認識され、実践されることが必要であること。

●そのためには、若年層からの意識の醸成や健康づくりが重要であるとともに、希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻し、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域による自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくなどの取組が必要不可欠となること。

★「個別施策の展開とロードマップ」

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関連個別計画のサイクルをステップとして、段階的に、具体的な各施策・事業の展開を図っていきますが、全体としては、次のロードマップにより推進することとしています。

「第1段階」	2018年(平成30年)3月末まで	～土台づくり～
「第2段階」	2025年(平成37年)まで	～ケアシステムの目標年次～
「第3段階」	地域包括ケアシステムの更なる進化	～時代や社会状況に応じた取組～

★「多様な主体」

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による適切な役割分担が重要となります。この多様な主体による役割分担は、これまで一般的には、「自助・共助・公助」と表現されてきましたが、地域包括ケアシステムの考え方の中では「自助・互助・共助・公助」と区分されています。

「自助」	自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること
「互助」	地縁組織やボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い
「共助」	医療保険や介護保険のような社会保険を介して提供されるサービス
「公助」	主に税負担により提供される行政が担う社会福祉等

【川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けて】

《川崎らしさ》を踏まえた取組を推進していく



- ・「若い都市」であること
- ・「様々な資源を基盤としたケアを行うことが可能な地域」であること
- ・「多様な地域と住民によって構成されるコンパクトな都市」であること

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で 安心して暮らし続けることができる地域の実現

意識の醸成と参加・活動の促進

『地域における「ケア」への理解の共有とセルフケアの意識の醸成』

誰もが、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できるよう、地域全体が互いの生活への理解を深め、「共生の意識」を醸成し、「全員参加型の社会」を築いていくことが必要であり、すべての地域住民は、住み慣れた地域や自らが望む場での生活の継続に向け、健康状態・生活機能を維持・向上させるための自発的な努力（セルフケア）が求められる。

住まいと住まい方

『安心して暮らせる「住まいと住まい方の実現」』

「まちづくり」における本市の考え方を地域全体で共有し、統一された方針のもとに「まちづくり」を共同で進めていくことや、子どもから障害者、高齢者まで、地域における「顔の見える関係」を構築していくことが求められる。

多様な主体の活躍

『多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現』

「自助・互助・共助・公助」を柔軟に組み合わせ、地域における「助け合い」の仕組みを広く整備・機能させていくことや、本市が有する豊富な「ボランティア活動」や「民間資源」の活躍を推進していくこと、さらには、今後需要の増加が見込まれる「ケア」を効果的・効率的に行うためには、「多様な主体」の活躍と適時適切な役割分担が求められる。

一体的なケアの提供

『多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現』

在宅療養は医療のみではなく、介護・看護・福祉・生活支援など、多職種が「顔の見える関係」を構築し、包括的・継続的なケアの提供を実現していくことが必要であり、これら多職種によるケアが、本人や家族の要望に単純に応えるのではなく、真のニーズを満たすために必要となる手段を専門職としての立場から適切に提案していくことが求められる。

地域マネジメント

『地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築』

「全市レベル」と「行政区レベル」の階層的なマネジメント体制により、地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かって機能するための仕組みを構築することが求められる。

5つの基本的な視点

【「(仮称)かわさき教育プラン 第1期実施計画」との関連】

☆本市の教育分野の基本計画である「かわさき教育プラン」(以下「教育プラン」という。)では、教育の役割を「人・社会の発展の礎を築く」こととし、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定めています。

☆教育プランで推進する「教育のあり方」は、本計画の特に学齢期以降の施策推進と非常に関連が大きいものであり、教育プランと本計画との連携を強化し、取組を進めていきます。

<「かわさき教育プラン」第1期実施計画の概要>

基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

●：主な取組 ★：主な取組のうちの重点事業

基本政策

I 人としての在り方生き方の軸をつくる

自尊感情や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

(18の施策及び主な取組)

I-1 キャリア在り方生き方教育の推進

★**キャリア在り方生き方教育の推進**

基本政策

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

(18の施策及び主な取組)

II-1 確かな学力の育成

★**総合的な学力向上策の実施**

II-2 豊かな心の育成

●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進

●読書のまち・かわさき事業の推進

II-3 健やかな心身の育成

●子どもの体力の向上

★**中学校完全給食早期実施に向けた取組**

II-4 教育の情報化の推進

II-5 特色ある高等学校教育の推進

基本政策

V 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

(18の施策及び主な取組)

V-1 学校運営の自主性、自立性の向上

●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

●区における教育支援の推進

V-2 教職員の資質向上

★**県費教職員の移管に伴う学校運営体制の構築**

基本政策

VI 家庭、地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもの育ちを支える基盤づくりに向けた取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組づくりを進め、子どもが地域に支えながら夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(18の施策及び主な取組)

VI-1 家庭教育支援の充実

VI-2 地域における教育活動の推進

●地域教育会議の活性化

★**地域の寺子屋事業**

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

●：主な取組 ★：主な取組のうちの重点事業

基本政策

Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅲ-1 支援教育の推進

★「児童支援コーディネーター」の専任化の推進

- 特別支援教育の推進
- いじめ防止対策の取組

基本政策

Ⅳ 良好な教育環境を整備する

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅳ-1 学校安全の推進

Ⅳ-2 安全安心で快適な教育環境の整備

★学校施設長期保全計画の推進

Ⅳ-3 児童生徒増加への対応

- 新川崎地区、小杉駅周辺地区への小学校新設

基本政策

Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁」）を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

(18の施策及び主な取組)

Ⅶ-1 自ら学び、活動するための支援の充実

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築

- 図書館運営事業

Ⅶ-2 生涯学習環境の整備

- 社会教育施設の長寿命化
- 学校施設の有効活用

基本政策

Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財を親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅷ-1 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進
- 新たな文化財保護制度の整備

★橋樹官衙遺跡群の国史跡指定に向けた取組

Ⅷ-2 博物館の魅力向上

- 日本民家園開園50周年に向けた取組

3 計画の期間

この計画は、2015（平成27）年4月からスタートの「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るため、2014（平成26）年度中に策定、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。

第2章 子ども・若者や子育て家庭の状況

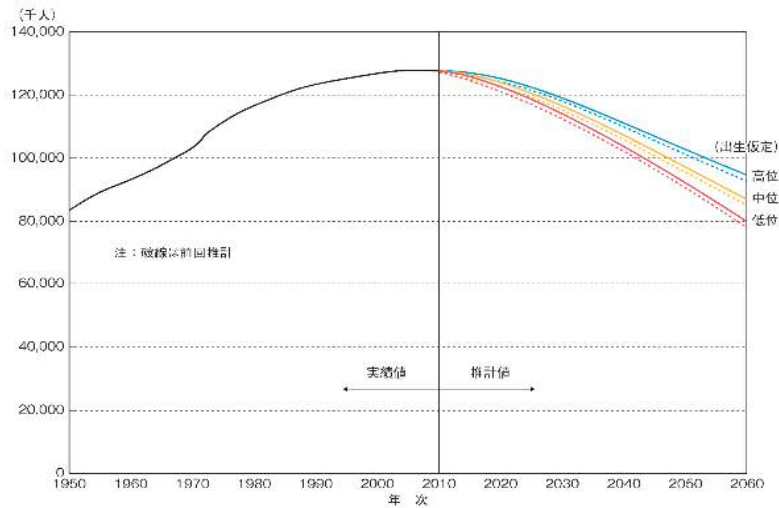
1 本市の社会状況

(1) 急速な少子化と生産年齢人口の減少

我が国の人口は今後も長期的に減少し、少子高齢化も急速に進むことが予測されており、こうした人口構造の変化は、社会・経済などに大きくかつ幅広い影響を与えるものと考えられています。

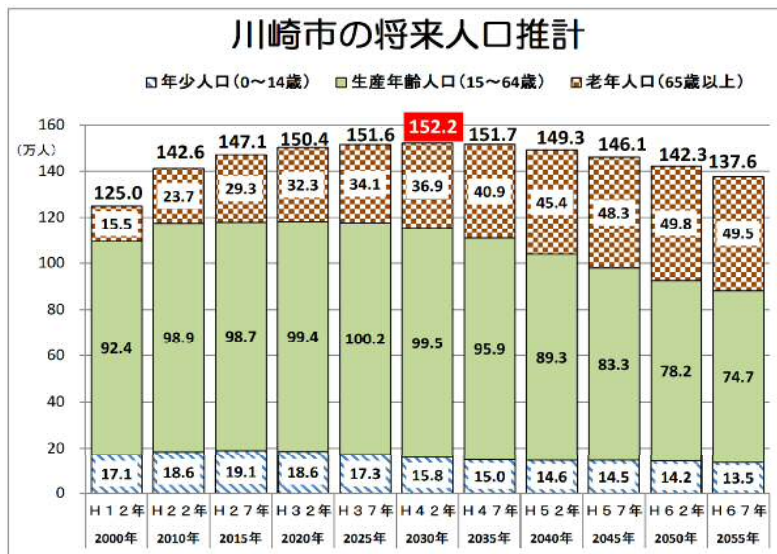
本市は、人口増加や高い出生数に支えられ、年少人口は微増・横ばい傾向にありますが、2015(平成27)年をピークに減少が予想されています。

■我が国の総人口の推移



資料：内閣府
「少子化社会対策白書」
2014(平成26)年

■少子化の進行に伴う生産年齢人口の減少



資料：総務省「国勢調査報告」、川崎市「川崎市年齢別人口」（各年10月1日）、「川崎市将来人口推計」平成26年8月
(注) 平成27年以降は将来人口推計値

少子化の主な要因としては、「結婚の動向（未婚・非婚・晩婚化）」、「出産年齢の上昇（第1子出産時の母親の年齢の上昇）」、「経済的理由（理想と実際に持つ子どもの数との乖離）」などが挙げられておりますが、少子化に関する問題は、結婚や妊娠、出産、育児など、その家庭ごとのライフプランに関わる問題でもあることから、子どもを持つことについては、その家庭が持つ価値観や考え方が尊重されなければなりません。

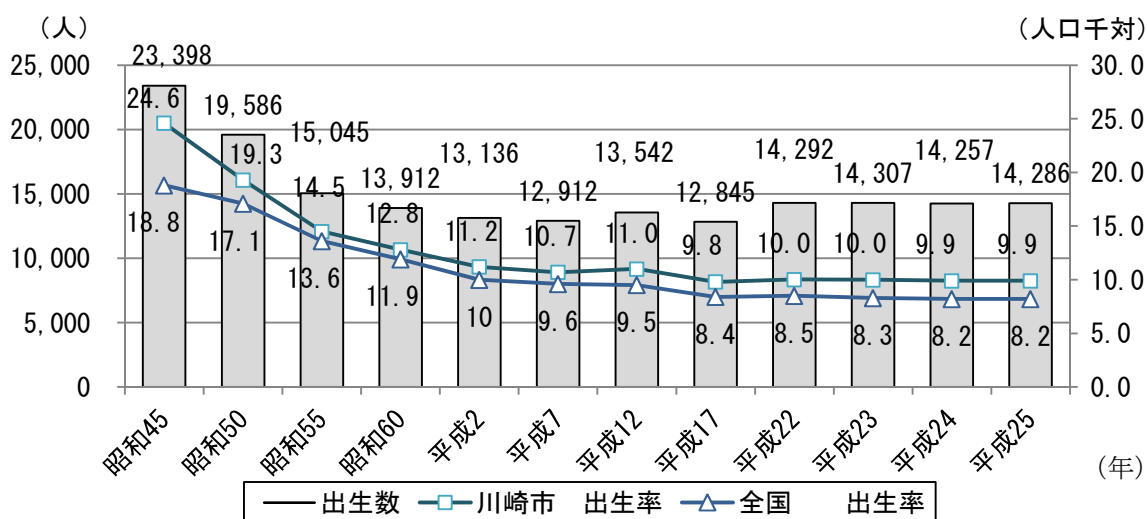
しかしながら、少子化の進行は、経済面においては、労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面においても、人口構造に歪みをもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に大きな影響を与えることが懸念されています。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（2014（平成26）年6月24日 閣議決定）のいわゆる骨太方針の中で、「経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題」の一つとして「少子化対策」を掲げ、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で、子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実するとしています。また、これまでの少子化対策の延長線上になかった政策の検討として、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域のかも視野に入れた取組を検討するとしています。

さらに、「少子化危機突破のための緊急対策」（2013（平成25）年6月7日 少子化社会対策会議決定）の中でも、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶える観点から、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を緊急対策の柱としていることや、「まち・ひと・しごと創生本部」（2014（平成26）年9月3日 閣議決定）で示された「長期ビジョン」骨子（案）の中では、「目指すべき将来の方向」として「活力ある日本社会の維持のために人口減少に歯止めをかける必要がある」とし、「結婚や出産に関する国民の希望が実現すると、合計特殊出生率は1.8程度に改善する」と試算し、日本がまず目指すべき水準としています。

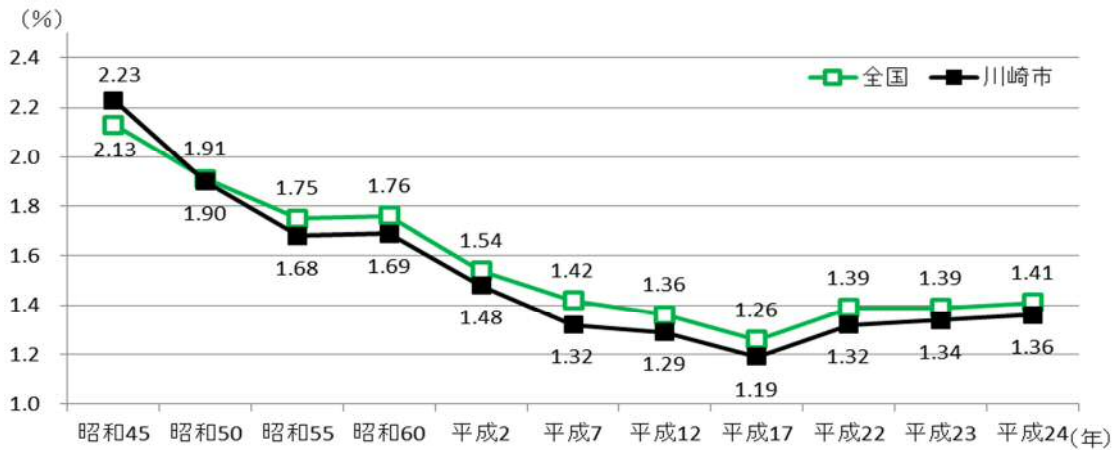
少子化などによる人口減少に歯止めをかけるには、国や地方自治体をはじめ、社会全体での取組が重要となっています。

■出生数・出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

■合計特殊出生率の推移

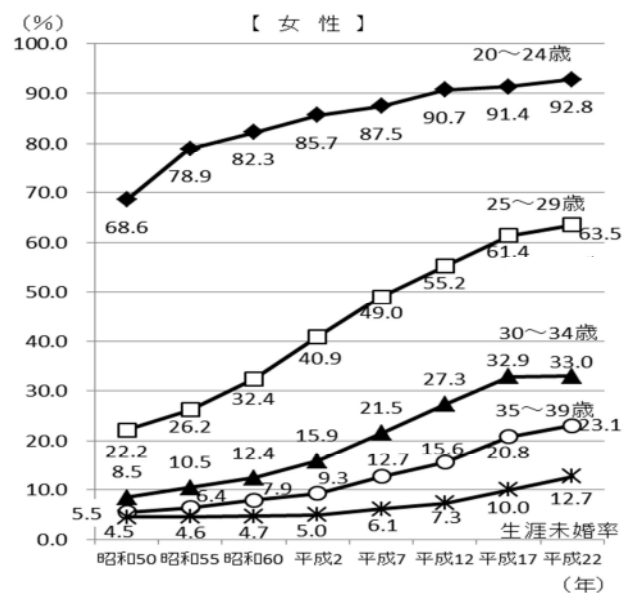
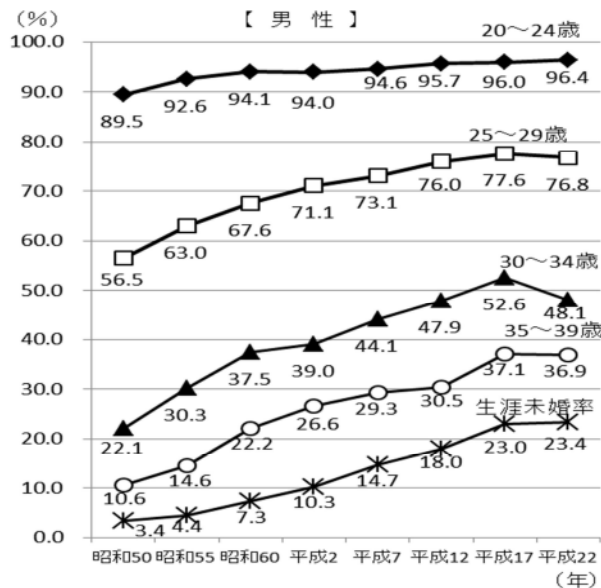


資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）、川崎市こども本部調べ

(2) 未婚・晩婚化の進行

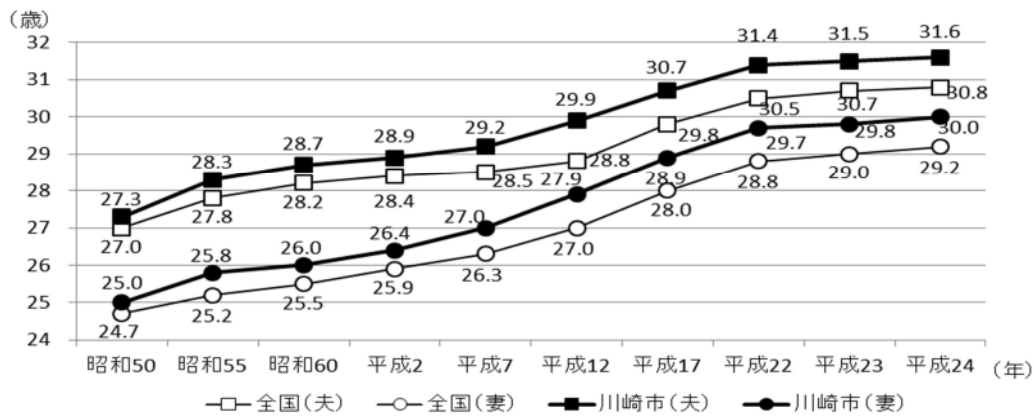
本市の婚姻・出産年齢の動向をみると、未婚率は、全体的に年々増加しており、2010（平成22）年の25～29歳の未婚率は、男性76.8%、女性63.5%となっています。

■未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

■平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

また、平均初婚年齢も年々上昇しており、1975（昭和50）年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、2012（平成24）年には夫が31.6歳、妻が30.0歳となっています。

この37年間に夫が4.3歳、妻が5.0歳それぞれ上昇しており、全国平均と比べると、夫・妻ともそれぞれ0.8歳高くなり、晩婚化が進行している状況にあります。

結婚・妊娠・出産等については、前述のとおり個人や家庭の価値観や考え方に関わる問題ですが、結婚や子どもを持つことを希望しながらも、実現しない現状もあり、こうしたことは、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されていることから、子育て世代が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会に向けた取組の充実が求められています。

(3) 女性の就業率の上昇とM字カーブ

女性の就業率は年々上昇しており、夫婦の労働力状態の推移をみると、2010（平成22）年の国勢調査結果においては、「夫婦いずれかが就労している世帯」を「夫婦ともに就労している」世帯が上回っています。

■就業者数及び夫婦の労働力状態の推移



昭和50年以降の女性の就業率は約40年間で12.0ポイントの上昇



資料：国勢調査結果

女性労働力を年齢別にみると、25歳～29歳と45歳～49歳を頂点とし、30歳～34歳、35歳～39歳を底辺とするM字型を示しています。

1985（昭和60）年以降の推移をみると、25歳から64歳までの階級で労働力率が上昇して女性の自己実現や就労意欲の高まり、就労形態の多様化、あるいは、経済的な理由などにより、**女性の就業率が上昇**したため、就業者数は増加し、以前は、結婚・出産や育児のために退職する、または退職せざるを得ない女性が多くみられましたが、最近では結婚・出産後も働き続けたいと願う女性が増えています。1985（昭和60）年以降の推移をしてみると、25歳から64歳までの階級で労働力率が上昇しており、なだらかなM字型に変わっています。

（4）仕事と家庭生活の両立

共働き家庭は依然増加しているにもかかわらず、女性にとっては、未だに「就労と出産・子育て」が二者択一となっている状況が存在しています。

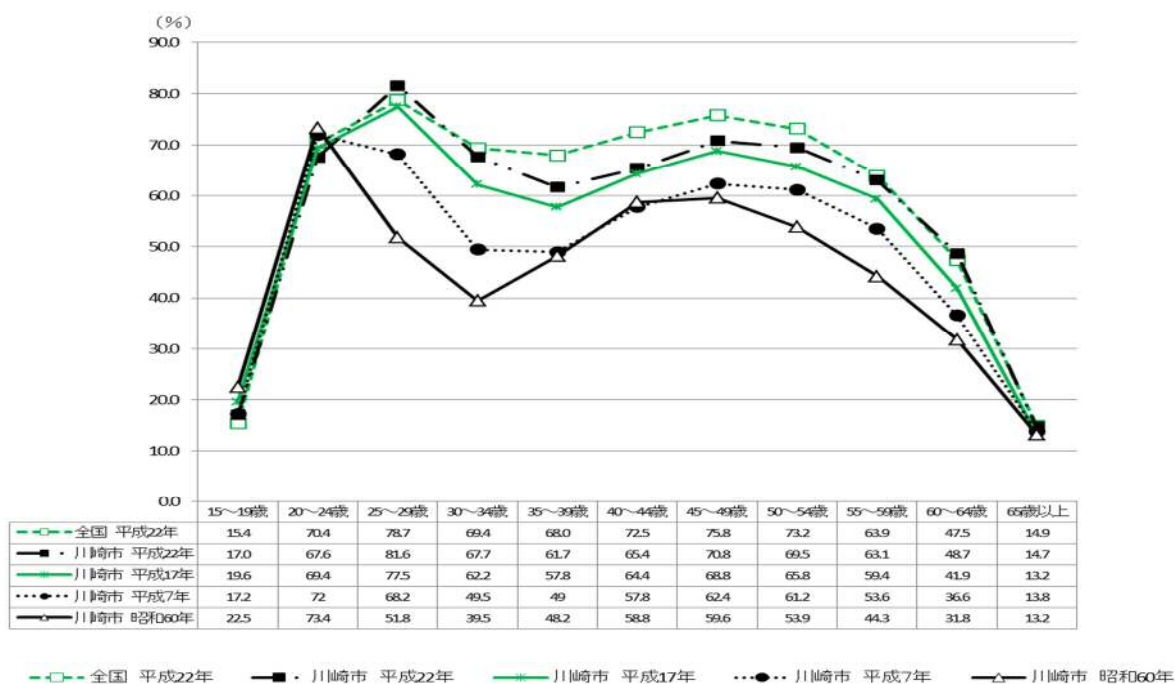
これまでの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組は、働く男女の両方を対象としたものではありませんが、今なお「育児は女性が担うもの」といった男女の役割意識が根強く残り、男性の育児休業取得に対し、違和感や抵抗感を持つ職場の風土も色濃く残っています。

さらに、女性が子育てを担い、かつ仕事を継続できる環境を整備することにより、制度の充実とは裏腹に、男性の働き方が変わらなかつたり、女性の活躍の場が狭められたりする状況も招きかねません。また、従来の画一的な生活様式から、自らの価値観によって、生活の質を選択・追及するといったライフスタイル[※]の多様化や個性化を求める家庭が生まれてきたことにより、家族や働き方のスタイルは多様化し、子育て支援に求められるニーズは「深化・複雑化」しています。

女性が活躍し、男女の働き方を改革するため、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するためにも「ワーク・ライフ・バランス」の推進と、出産・育児の双方の実現を促す仕組みの構築が必要です。

注）その人の価値観や姿勢を反映する生活様式

■年齢別女性労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

■事業所規模別育児休業取得率の推移

(単位：%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女
5～29人	1.25	79.2	1.79	83.3	2.34	73.4	2.03	71.3
30～99人	1.74	83.7	3.73	86.7	1.65	87.2	1.62	91.6
100～499人	0.87	89.9	2.55	93.4	1.57	92.1	2.72	92.0
500人以上	2.20	91.0	2.85	91.4	1.96	90.6	1.39	88.2
総数	1.38	83.7	2.63	87.8	1.89	83.6	2.03	83.0

注) 全事業所において、各1年間に出生した人(配偶者が出生した男性を含む)に占める、各年10月1日までの間に育児休業を開始した人の割合である。資料：「雇用均等基本調査」厚生労働省

(5) ライフスタイルの多様化と暮らしの変化

近年における子どもの進学率の上昇、若者の未婚化・晩婚化・晩産化の進展、定年の延長、平均寿命の伸長などに伴い、私たち一人ひとりのライフサイクル^{注1)}は変化してきています。

男女のライフスタイル^{注2)}を世代ごとに比較すると、平均的なライフサイクルが、近年生まれた世代になればなるほど、進学率の高まりによる就業年齢の高齢化、晩婚化、定年の延長による就業期間の長期化、平均寿命の伸長によるライフスパン^{注3)}の拡大により、ライフサイクルのそれぞれの節目に当たる年齢が高くなるが見込まれます。また、結婚をするかしないか、子どもを持つか持たないかの選択によっても、様々なパターンのライフスタイルが存在することとなり、これまでの画一的なライフスタイルというものが存在せず、各々のライフスタイルへの対応が必要となります。

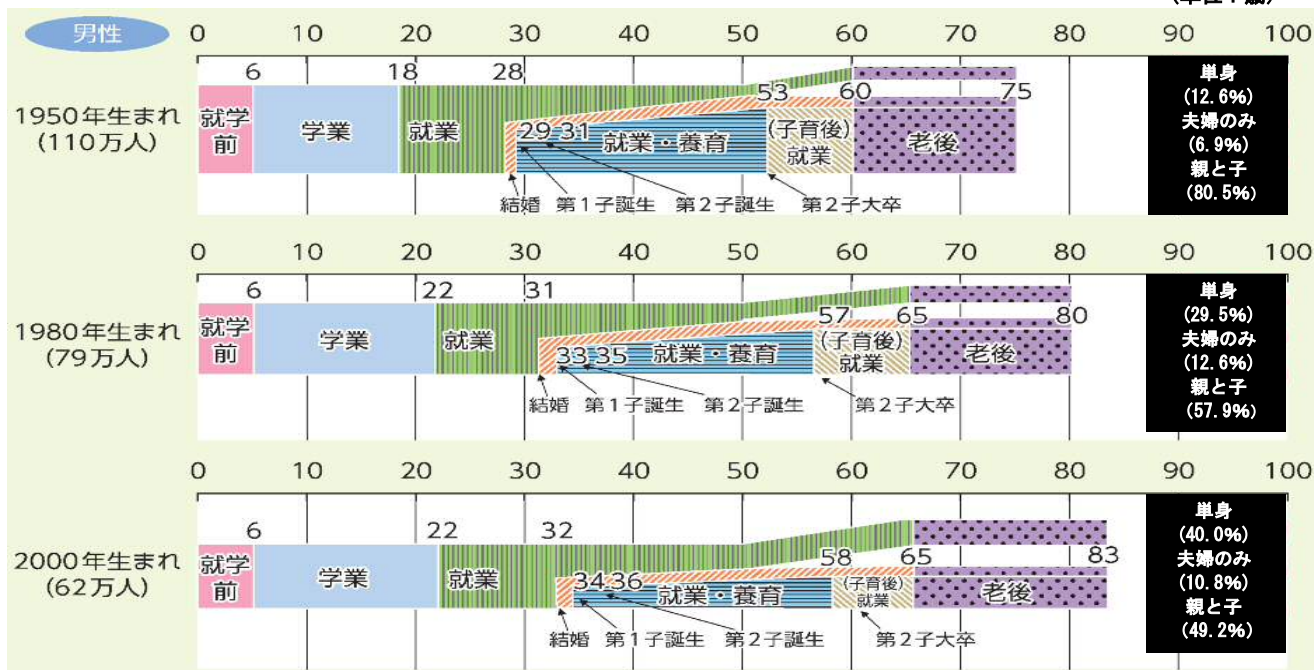
注1) 人間の一生を、一定の段階に分けて捉える考え方

注2) その人の価値観や姿勢を反映する生活様式

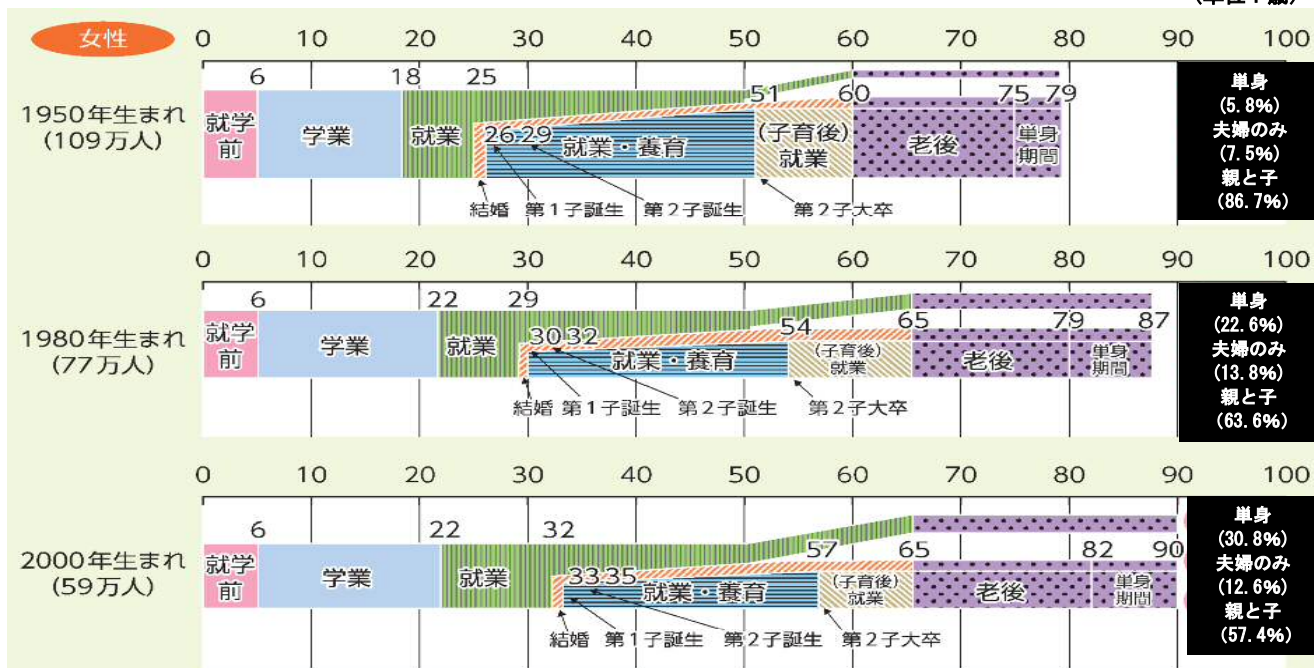
注3) 人間の一生を、生から死を一つの区切りとする考え方

男女のライフサイクルの変化

(単位：歳)



(単位：歳)



資料 国土交通省「国土交通白書（平成24年度）」

- 人口：当該年の国勢調査、定年：現行年金制度の給付開始年齢、死亡：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における男女年齢別将来生命表の中位仮定（30歳の平均余命）、同「日本の世帯数の将来推計（平成25年1月推計）」のほか、以下の前提をもとに推計
 - ・就学期間：大学・大学院の進学率の推移等をもとに仮定、結婚：平均初婚年齢の推移から回帰して仮定、出産（第1・2子誕生）：女性の第1・2子の出産時平均年齢の推移から回帰して仮定
- 図中の各ライフサイクルの人口数は、以下の前提をもとに概ね算定し、帯の幅に反映
 - ・生涯未婚：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2010年版）」、「日本の世帯数の将来推計（平成25年1月推計）」における45～49歳と50～54歳の未婚率の平均に30歳人口を乗じて仮定、夫婦のみ：「日本の世帯数の将来推計（平成25年1月推計）」から、夫婦のみの世帯数総数（30～34歳、35～39歳、40～44歳階級の合計）の割合を算出し、30歳人口を乗じて仮定、親と子：「日本の世帯数の将来推計（平成25年1月推計）」から、夫婦と子、ひとり親と子の世帯数総数（30～34歳、35～39歳、40～44歳階級の合計）の割合を算出し、30歳人口を乗じて仮定

2 地域の状況

(1) 地域のつながりの変化

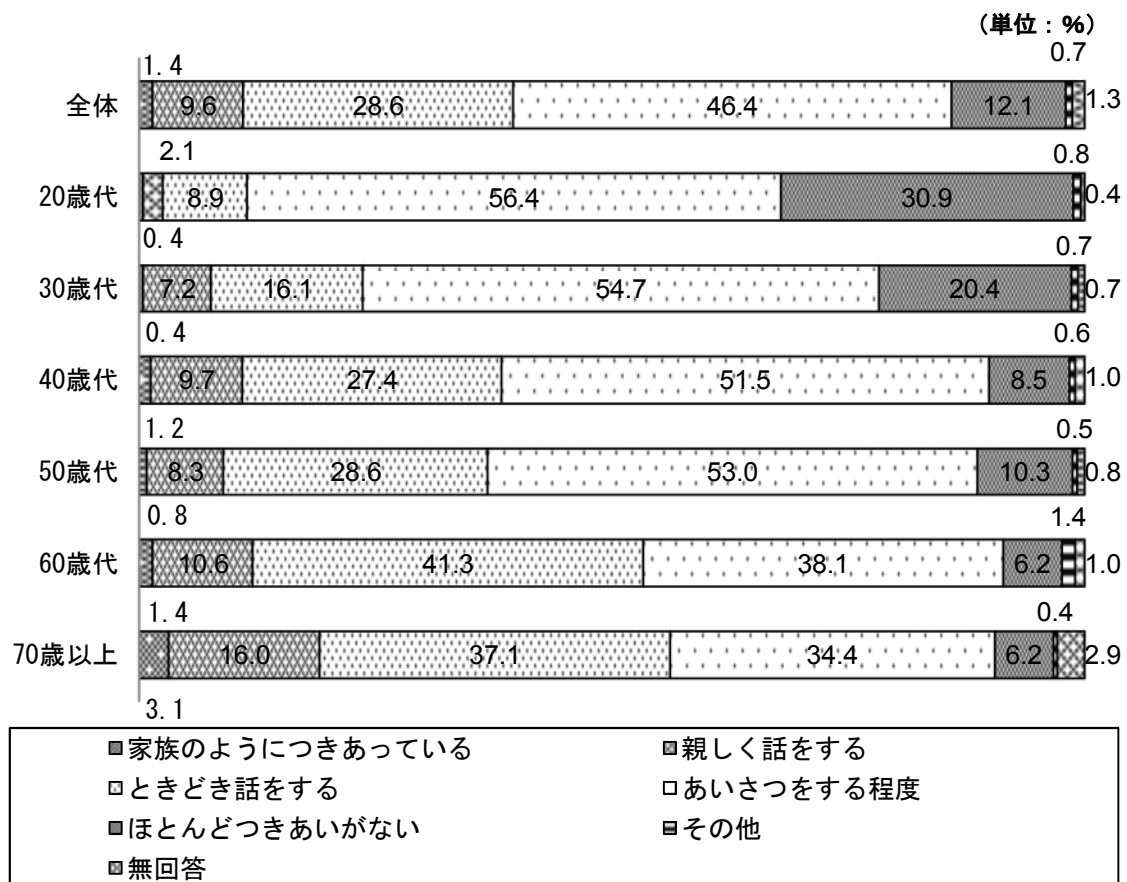
これまでの少子化の進行により、地域に子どもが少ない、また、共働き家庭が増え、家庭が地域で過ごす時間が減少していることから、近所付き合いに関わる時間が少ない状況が見受けられます。

かつて、子どもは地域で親以外のさまざまな大人の見守りのもとで成長しておりましたが、都市化や核家族家庭の増加、地域での住民同士のつながりや関わりの希薄化などから地域コミュニティの衰退が著しく、地域の大人が子どもに関わる機会も少なくなったこともあり、今まさに「地域の子育て力の向上」が求められています。

地域は子どもにとって、「家」があり、家の周りにも「育ち生活する場」があり、そしてその中には、学び、遊び、育つ「幼稚園・保育所・学校」などがあります。

地域は、子どもが健やかに過ごしつつ日常的な環境であり、地域の中で大人に見守られながら過ごす環境は、「子ども」が「人」と関わる力や心を育む場となるものです。地域や社会全体が親子の育ちを支え、子育てを通じて親自身が成長できる環境づくりを進める必要があります。

■近所付き合いの程度

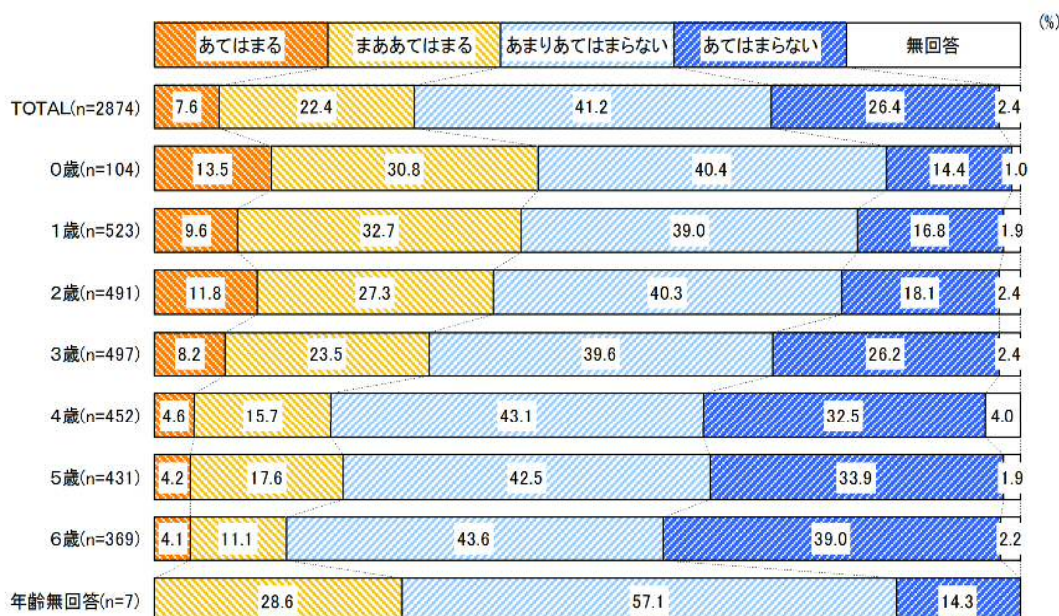


資料：第3回川崎市地域福祉実態調査 平成25年

子育て家庭が地域の中で孤立せず、安心して子育てができるよう、子育ては家庭だけではなく、地域社会全体で支えていくという意識を醸成すると同時に、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていくための仕組みづくりが大切です。

地域の中では、さまざまな子育ての悩みや不安を抱えた多くの家庭が生活しています。こうした家庭に対し、区役所を中心として、こども文化センター、保育所、地域子育て支援センターなどの子育て関係機関や団体が連携し、その蓄積された機能・資源を有効に活用して子育て支援事業を展開するとともに、地域のさまざまな人々が子育て支援に関わっていくことによって、互いに助け合う地域づくりを進めていくことが求められています。

■保護者の地域の子育てサークルへの参加の意向



資料：「子育てに関する意識調査」平成24年 川崎市

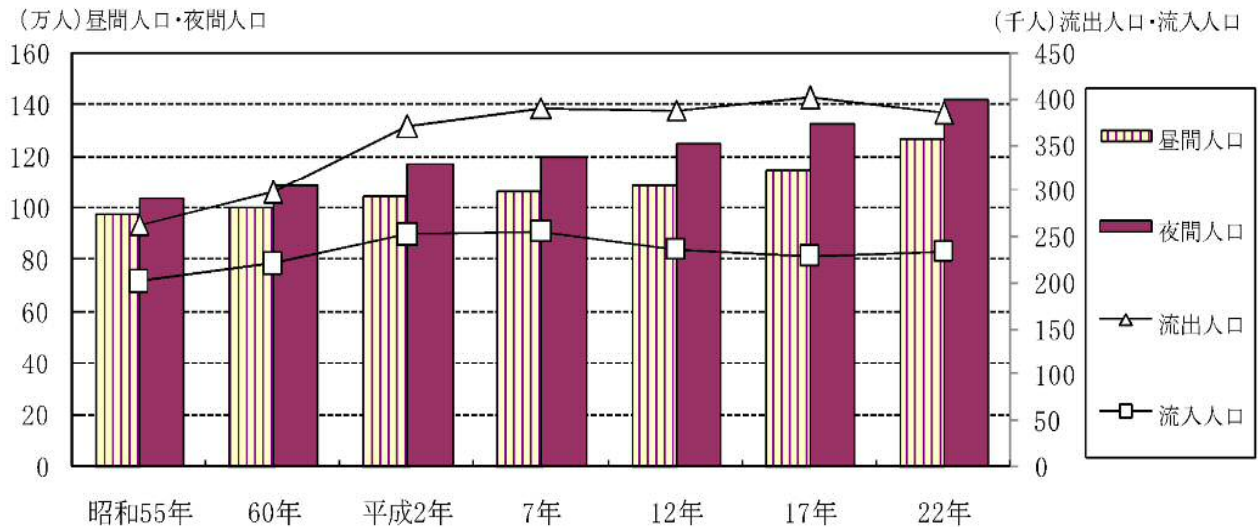
(2) 働き方や住まい方の変化

本市の昼間人口と夜間人口の推移を比較すると、昼間よりも夜間の方が人口が多いことがわかります。これは、共働き家庭が増え、昼間は仕事に出かけるなど、職と住が分離し地域との結び付きが浅い傾向にある家庭の増加が一因となって、地域の間関係が希薄化し、子どもや高齢者の社会的孤立の要因となっている可能性が考えられます。

また、首都圏においては、分譲住宅（マンション）の供給が増加傾向にあることから、単身世帯や夫婦のみの世帯増加による世帯人員の縮小が考えられます。

このように、核家族家庭の増加や家庭が地域で過ごす時間の減少などにより地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域コミュニティの活性化に向けた取組が必要です。

■本市の昼間人口・夜間人口の推移



資料：「国勢調査」平成22年

(3) 子どもの育つ環境の変化

近年の都市化の進展や社会環境の変化に伴い、子どもの成長過程の中で大切な遊びや自然体験の場が減少しています。

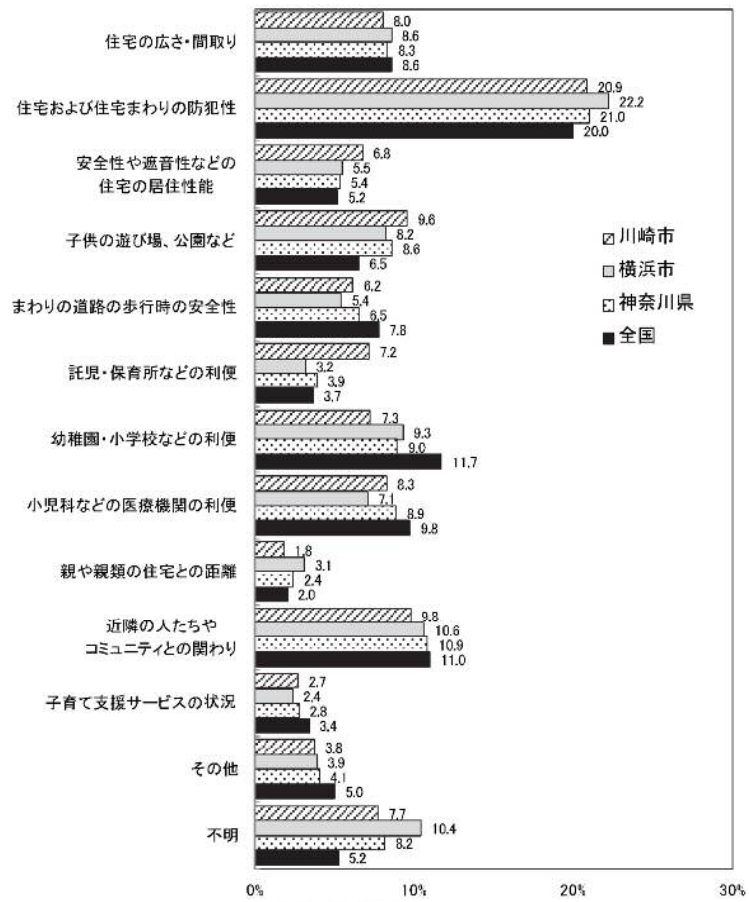
身近にあった広場や原っぱなど、これまでの子どもの遊び場が失われ、思いっきり身体を動かしたり、外遊びを通じた子ども同士の交流の機会が減少し、ゲーム機等の普及もあいまって、屋内での遊びや個人で遊ぶ子どもが増加しています。

一方、新たな公園用地等を確保することはむずかしく、既存の公園・広場についても、ボール遊びに規制があるなど、子どもが自由に思いっきり遊ぶことがむずかしい現状があります。

また、子どもは心身の成長に伴い好奇心が旺盛となり、行動する範囲も広くなることから、事故や事件などに遭遇する危険性も増えてきます。

子どもの安全や安心を守るためには、道路や子どもの遊び場の安全対策、地域で子どもを守る取組や防犯対策など、地域の中で、学校やPTA、住民の力で、自分たちの住むまちの安全を高めていくという意識を持ち、それを実践するとともに、子ども自身にも自分の身を守る方法を教え、子ども自身が学ぶことが求められています。

■保護者から見た子育てにおいて重要な点



資料：住生活総合調査 国土交通省（平成 20 年）

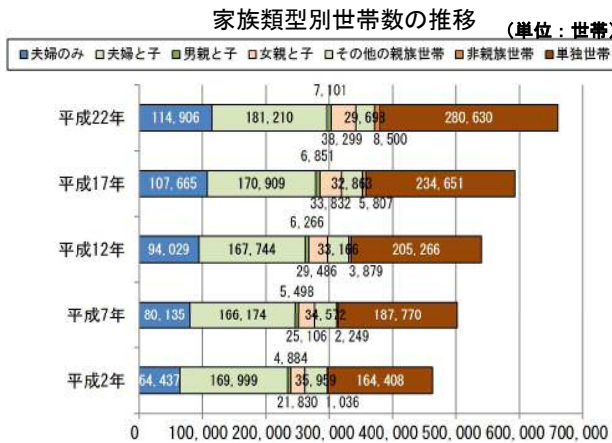
3 家庭の状況

(1) ひとり暮らし世帯や核家族の増加

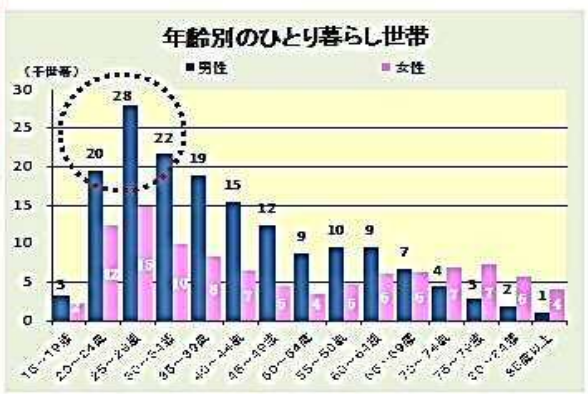
都市化の進展に伴う急激な都市への人口集中は、職と住の分離の進行や大家族の分割を促進し、都市周辺に居住する核家族世帯の増加を生み出してきました。

また、核家族世帯の増加に伴い、我が国従来の画一的な生活様式から、自らの価値観によって、生活の質を選択・追及するといった、子育てニーズの多様化や個性化を求める家庭が生まれております。

■一般世帯の家族類型別世帯数の推移



世帯の構成率の変化は20年間で
 夫婦のみの世帯は約1.2倍に上昇
 単独世帯は約1.2倍に上昇
 母親と子の世帯は約1.2倍に上昇
 夫婦と子の世帯は約0.7倍に下降



資料: 国勢調査結果

■子どものいる一般世帯の推移



子どものいる世帯の割合は、
 昭和45年以降、下降を続けており
 約45年間で30.1ポイントの減少



資料: 国勢調査結果、川崎市子ども統計

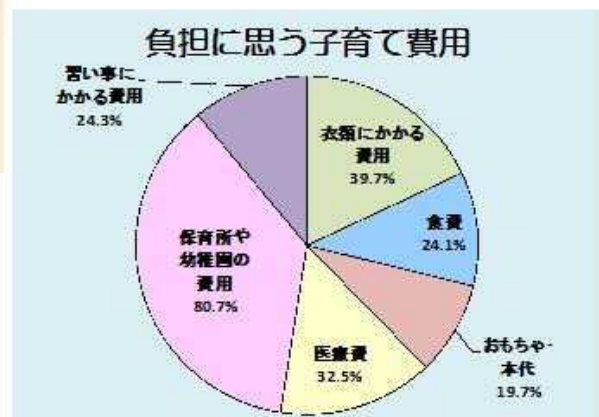
(2) 子育てについての意識

家庭環境の変化により共働き家庭が増えている状況の中でも、依然として家事や子育てといった家庭での役割は母親に負担がかかっている状況です。特に父親が子どもに関わる時間が少ない家庭ほど、子育てにかかる母親の負担は重くなっており、兄弟が少ない中で育ち、子どもの頃に乳幼児に接する機会が少ないまま子どもを産み育てる親も増えています。

このような親の中には、「子どもへの接し方がわからない」、かつ、「子育てについて相談できる相手もない」といった状況から、育児不安を抱えながら、地域の中で孤立して子育てをしていることも少なくありません。

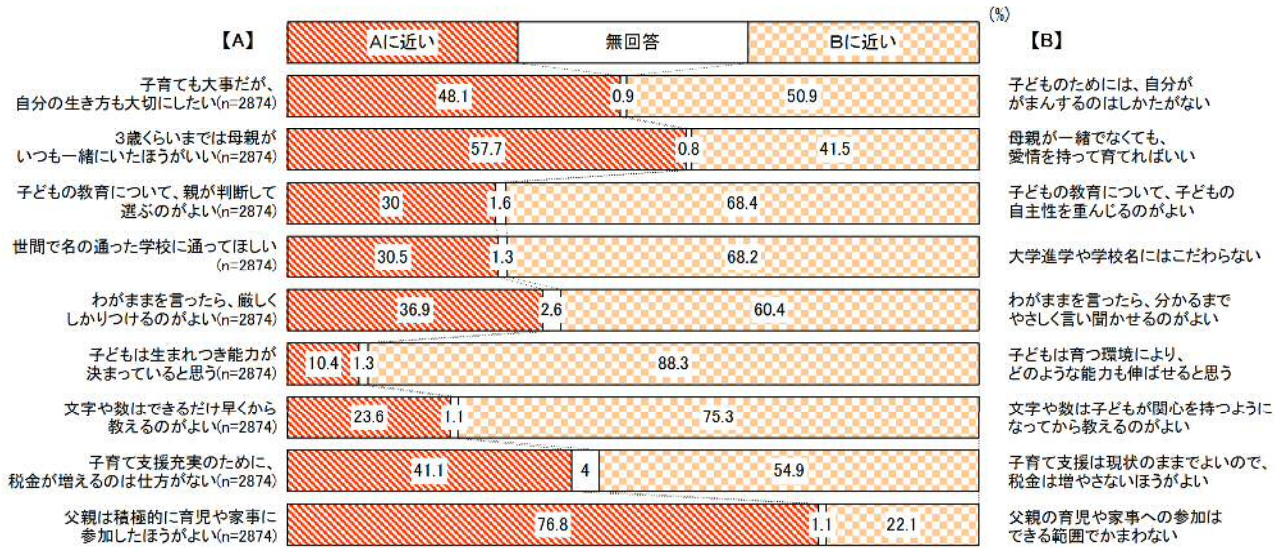
さらに、共働き家庭の増加などによる家族のつながりの変化が、家庭において、親子での会話や、家族と一緒に食事をする機会が減少している。など、親と子どものコミュニケーションの時間が以前に比べて取りづらくなってきていると考えられます。

■子育てへの負担感と負担に思う費用



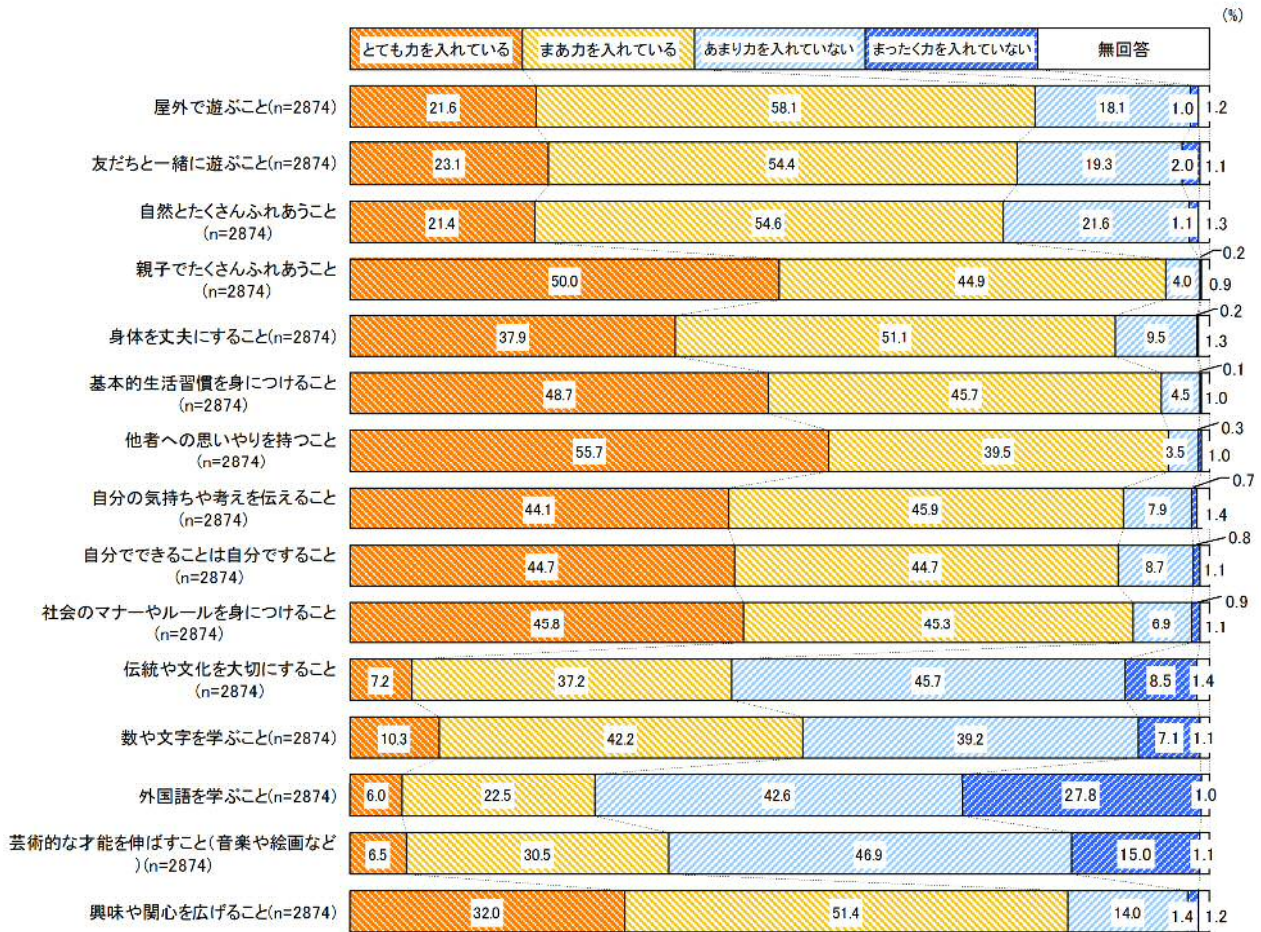
資料：家族と地域における子育てに関する意識調査(内閣府)
(全国 20～79 歳男女 3000 人対象 無作為抽出)

■保護者の子育てに対する考え方について



資料：「子育てに関する意識調査」平成24年 川崎市

■保護者が子育てで力を入れていること



資料：「子育てに関する意識調査」平成24年 川崎市

(3) 多様化する子育てニーズの状況

ア 就学前の子どもの養育状況

本市の就学前児童の養育状況として、低年齢児を中心とした在宅児童が約40%、認可・認可外の保育所に通う児童が約32%、幼稚園に通う児童が約28%となっています。

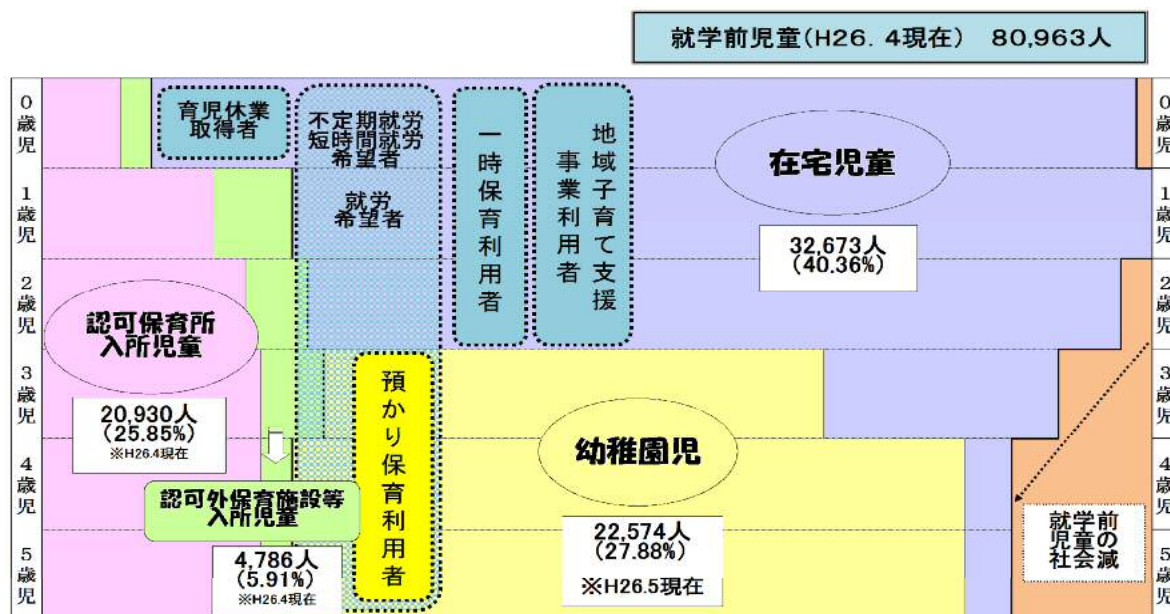
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
就学前児童数(A)	13,822	13,949	13,618	13,489	13,059	13,026	80,963
認可保育所 入所児童数(B)	1,467	3,510	4,004	4,220	3,953	3,776	20,930
(構成比)	7.01%	16.77%	19.13%	20.16%	18.89%	18.04%	100%
(就学前児童割合)	10.61%	25.16%	29.4%	31.28%	30.27%	28.99%	25.85%
認可外保育施設等 入所児童数(C)	542	1,322	1,129	718	585	490	4,786
(構成比)	11.32%	27.62%	23.59%	15%	12.22%	10.25%	100%
(就学前児童割合)	3.92%	9.48%	8.29%	5.32%	4.48%	3.76%	5.91%
幼稚園児数(D)	-	-	-	6,755	7,763	8,056	22,574
(構成比)	-	-	-	29.92%	34.39%	35.69%	100%
(就学前児童割合)	-	-	-	50.10%	59.45%	61.85%	27.88%
在宅児童数 (A-B-C-D)	11,813	9,117	8,485	1,796	758	704	32,673
(構成比)	36.16%	27.9%	25.97%	5.5%	2.32%	2.15%	100%
(就学前児童割合)	85.47%	65.36%	62.31%	13.31%	5.80%	5.40%	40.36%

注1) 認可保育所入所児童数は、平成26年4月1日現在の市内在住の入所者数(川崎市こども本部調べ)

注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成26年4月1日現在の利用者数(川崎市こども本部調べ)

注3) 幼稚園児数は、平成26年5月1日現在の市内在住の入園者数(平成26年7月時点の川崎市こども本部調べ)

注4) 在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数



資料：川崎市こども本部調べ (H26.7時点)

イ 認可保育所の入所状況の推移

人口増加に伴う就学前児童数の増加や共働き世帯などを背景に、認可保育所の利用ニーズは高まっており、待機児童ゼロに向けた取組を進めている状況にあります。

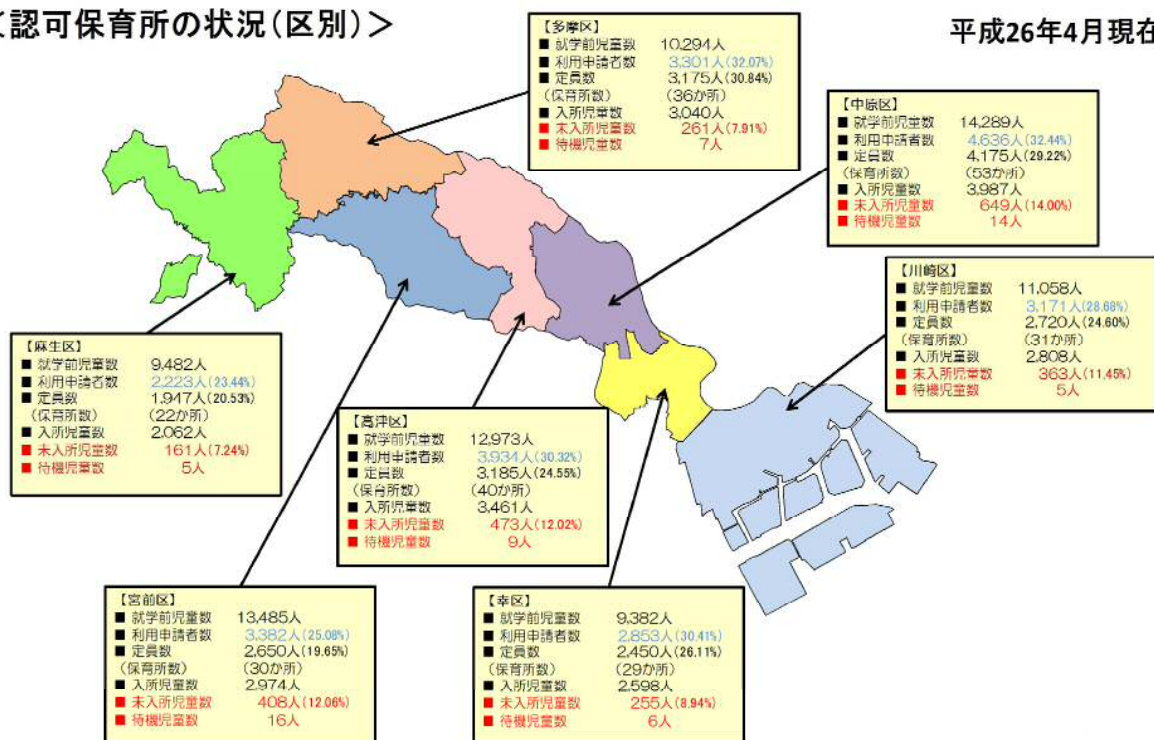


資料：川崎市こども本部調べ

ウ 地域ごとの保育需要への対応

待機児童解消に向けては、地域の保育需要を把握・分析しながら、保育所の整備や未入所となった家庭へのきめ細やかな対応を進めていく必要があります。

<認可保育所の状況(区別)>



資料：川崎こども本部調べ

4 子ども・若者を取り巻く状況

(1) 支援が必要な子どもの状況

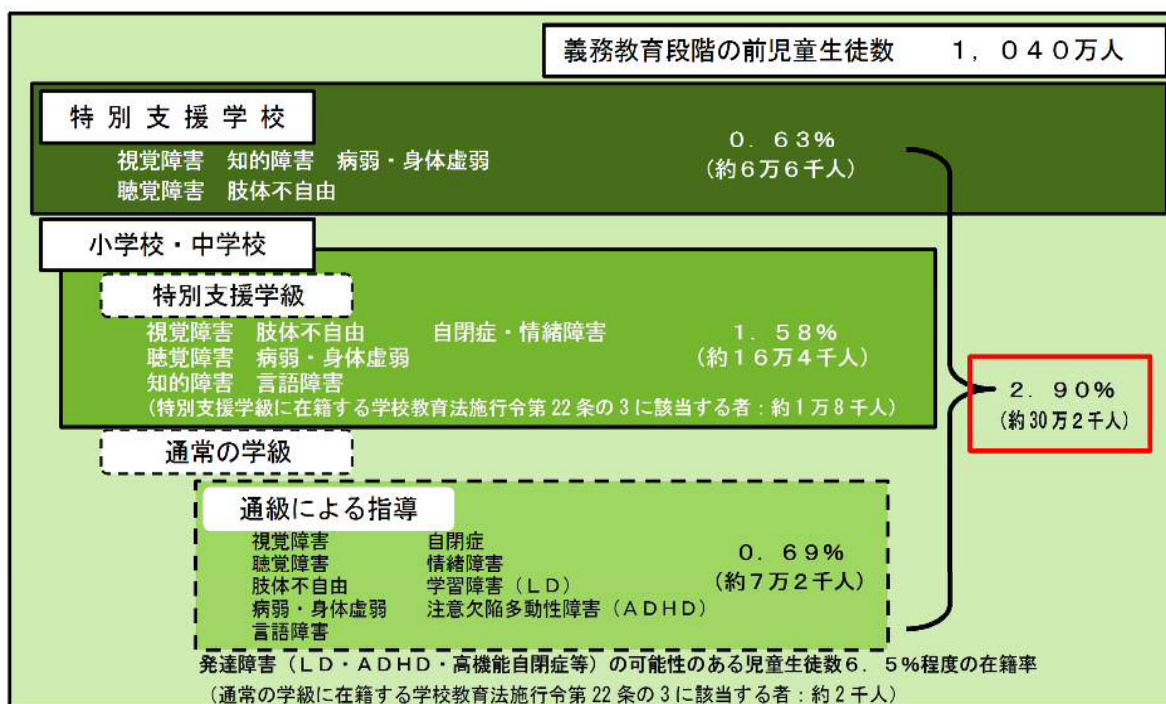
ア 発達障害児の増加

近年の自閉性障害、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある子どもの数は、相当数に上るとされています。これらの発達障害のある子どもについて、2012(平成24)年に文部科学省が全国の公立小中学校を対象に実施しました調査によると、発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度の在籍率と推計されています。

発達障害は、周囲が気づかないことが多く、人格形成においては、発達・成長過程での人間関係によるストレスの大きいことから、早期発見・対応が必要であり、健康診査、医学的診査の充実や専門的な相談支援体制の強化とともに、発達障害に関する理解が求められています。

また、保健・医療・福祉・教育などの連携・協力を図りながら、障害のある子どもやその家族に対して、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した支援の提供体制が重要です。

■義務教育段階で特別支援教育の対象となっている児童の数



※この数値は、平成24年に文部科学省の行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。資料：文部科学省

イ 児童虐待の増加

近年の核家族世帯の増加や家庭と地域の関わりの希薄化などに伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに不安感や負担感を持つ人が増えています。

児童相談所や市町村に寄せられる虐待の相談・通告件数は全国的にも増加し続けており、虐待による死亡事例も跡を絶たない状況にあります。虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめ、最悪の場合には子どもの生命をも奪うこととなる重大な人権侵害です。児童虐待を未然に防止するためにも、虐待の発生予防から早期発見、相談体制の充実や相談窓口の啓発・広報、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、総合的・継続的な支援の充実が求められています。

また、児童虐待の「心理的虐待」のうち、子どもの面前で行われる配偶者間暴力（DV）が増加していることから、DV 被害者対策の充実を図っていく必要があります。

ウ 居所不明児童

居所不明児童は、「住民票がありながら1年以上居場所が分からず、確認できない児童」のことを指し、その原因は、海外への転居、DVからの被害を逃れるため、事件などへの関与等があげられ、居所不明の児童の実態の把握等に努め、必要な対応を進めていくことが求められています。

また、居所不明児童をなくすためには、健診・予防接種・新生児訪問などの母子保健分野や児童相談所、保育所や幼稚園といった居所不明児童であることを把握できる場面での対応が重要です。

このため、居所不明児童については、早期の実態把握が大変重要であることから、健診・予防接種・新生児訪問などの母子保健分野や、児童相談所、保育所や幼稚園、学校といった関係機関相互の情報のや連携による迅速かつ効果的な対応が求められています。

エ 子どもの貧困

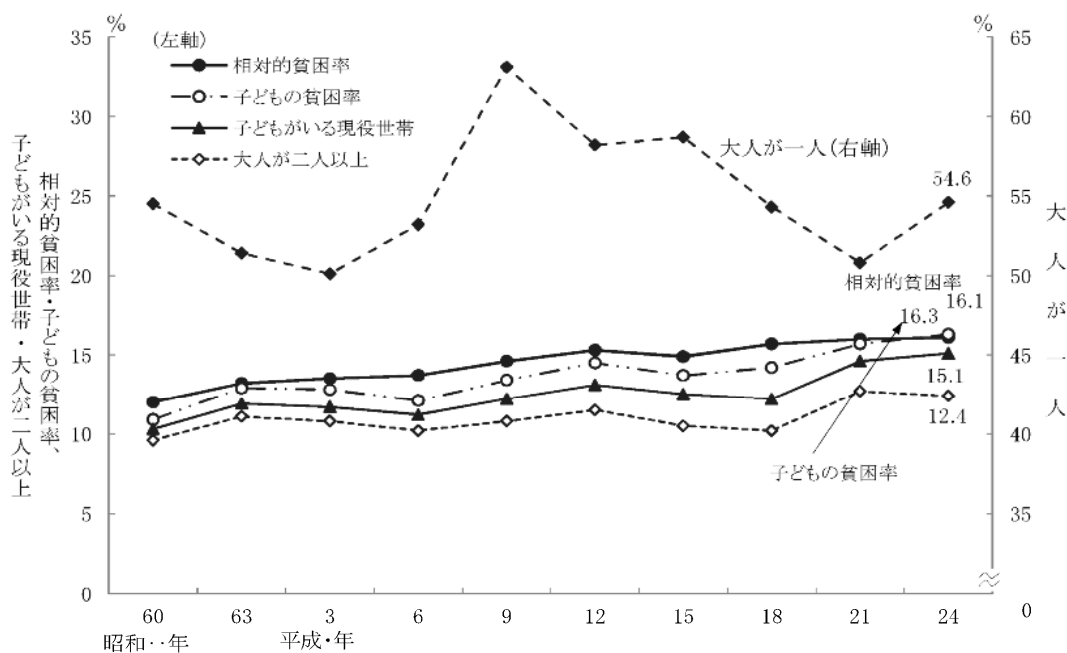
近年、格差社会という切り口から貧困問題が取り上げられ、その中で、子どもの貧困が問題となっています。平均所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合として定義されている「子どもの貧困率」は、2012(平成24)年の厚生労働省の調査によると、その数値は16.3%となっており、これは経済協力開発機構（OECD）に加盟する国34か国中25位との結果となっています。このような状況の中、国においては、2013(平成25)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014(平成26)年には同法に基づく貧困対策の推進に向け「子どもの貧困に関する大綱」が取りまとめられました。

大綱の中では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定めることとしています。

子どもの貧困は、その子どもの教育や進学等の機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。子どもがその成育環境に左右されないことがないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育つ環境を整備することが重要であることから、同法や大綱の趣旨を

踏まえて、本市での子どもとその家庭の貧困の実態を捉え、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

■ 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：「平成25年国民生活基礎調査」厚生労働省

(2) IT化の進展と自立できない若者の増加

ア インターネットやスマートフォンの普及

近年、スマートフォン等を所持する子どもが増加しており、インターネットを通じた犯罪やいじめに巻き込まれる危険性が高まっています。また、長時間利用による生活リズムの乱れや有害情報へのアクセス等トラブルに巻き込まれるケースも増えています。

子どもがインターネットやスマートフォン等を安全に利用するためには、保護者が、インターネット接続機器へのフィルタリングを行うなど、適切に情報を取捨選択する情報リテラシー能力[※]を身につけることや、子どもとの話し合いを通じて、子どものインターネットやスマートフォン等の使用や利用に関するルールを決めるなど、保護者に対する啓発活動も必要になっています。

一方で、メッセージのやり取りや無料IP電話などの機能を有する「メッセンジャーアプリ」や「SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）」などにおけるいじめ・犯罪の防止に向けた取組も必要です。注) 情報を活用する能力

イ 自立できない若者等の増加

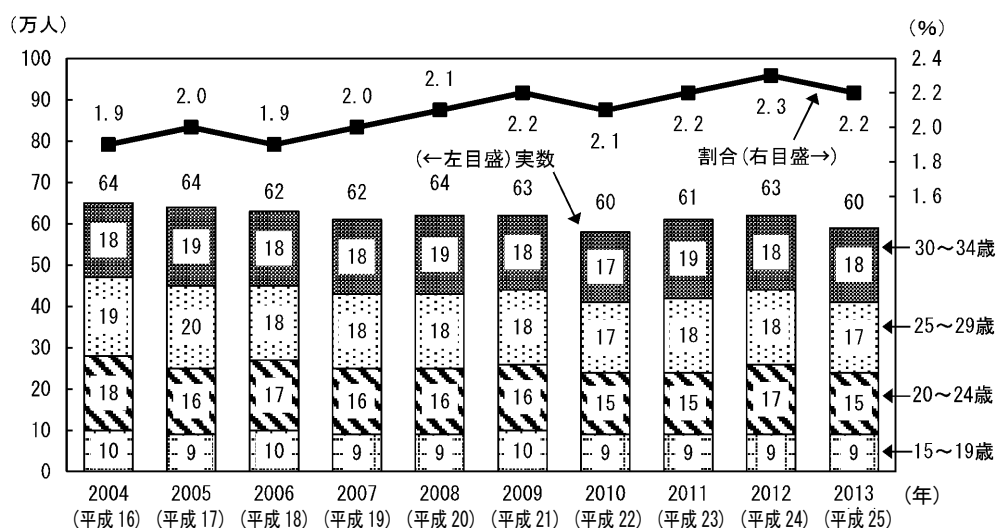
現在の若者が直面する困難な状況として、完全失業率や非正規雇用率の高さ、若年無業者^{注)}の存在など、「学校から社会・職業」への移行が円滑に進まないことがあげられます。また、職業意識や職業観が未熟な若者や、目的意識が希薄なまま進学する若者が増えていることから、若者の社会的・職業的自立に向けた取組が重要です。

さらに、若年無業者やひきこもり等困難を抱える若者の自立を支援するため「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会的自立までの支援体制の整備の推進が必要です。

注) 若年無業者：15歳から34歳までの家事・通学をしておらず、既卒、未婚の人を指す。

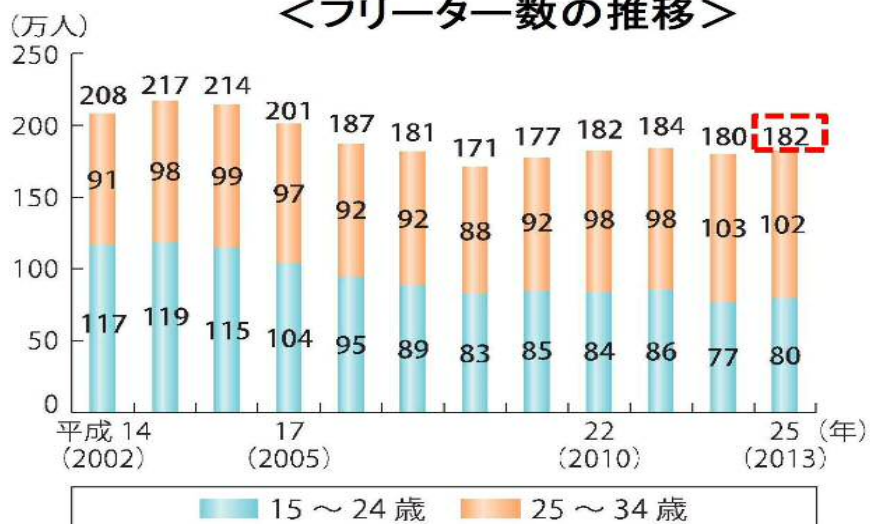
■若年無業者・フリーター・ひきこもりの状況

＜年齢階層別若年無業者及び人口に占める割合の推移＞



資料：総務省「労働力調査」

＜フリーター数の推移＞



資料：総務省「労働力調査」

	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5
自室からほとんど出ない	0.12	4.7
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0万人
計	1.79	広義のひきこもり 69.6万人

資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成22年）

若年無業者が約60万人やフリーター約182万人と依然と高い水準あり、約69.6万人がひきこもり状態として生活していると推計されています。

第3章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念

計画策定に向けた基本的な考え方を踏まえて、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

基本理念 「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生子、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。

この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくことを目的としています。

《基本理念の実現に向けて》

☆「生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進」します。

☆持続可能なサービスの提供と安心して暮らせるセーフティネットづくりに向け、「地域包括ケアシステム」のビジョンを踏まえ、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のあり方を再構築し、多様な主体の協働による取組を推進します。

2 計画策定の基本的な考え方

対応すべき課題：①少子高齢化と人口の減少

◎少子高齢化に伴う人口の減少と人口構造の変化は、社会経済システムに深刻な影響を与え、年金・医療・介護など、社会保障負担の増大と将来の費用負担のあり方について懸念をもたらしています。また、人口の減少は消費と生産を低下させるものであり、経済成長への深刻な影響が危惧されています。

＜課題解消に向けた基本的な考え方 ①＞

子どもを産み・育てたいと感じる社会環境の創出

結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。子どもを持ちたいと希望する家庭が、安心して子育てと仕事ができ、子育てに希望が持てるよう、仕事と家庭生活の両立、経済的負担の軽減など、少子化の歯止めに向けて社会環境の改善を目指します。

対応すべき課題：②子育ての環境の変化と支援が必要な子どもの増加

◎従来、子育ては家庭の育児力によって支えられていましたが、女性の就業率の上昇やライフスタイルの多様化と暮らしの変化により、特に、乳幼児期における子育て環境が変化しています。

◎地域での住民同士のつながりや関わりの希薄化などから地域コミュニティの衰退が著しく、地域の大人が子どもに関わる機会も少なくなっています。

◎少子化の反面、社会状況や経済状況の変化などにより、児童虐待や子どもの貧困など、厳しい環境に置かれた子どもが増加しているとともに、発達障害など、成長と発達に課題を抱えた子どもが増加しています。

＜課題解消に向けた基本的な考え方 ②＞

ライフステージを通した子ども・若者支援の充実

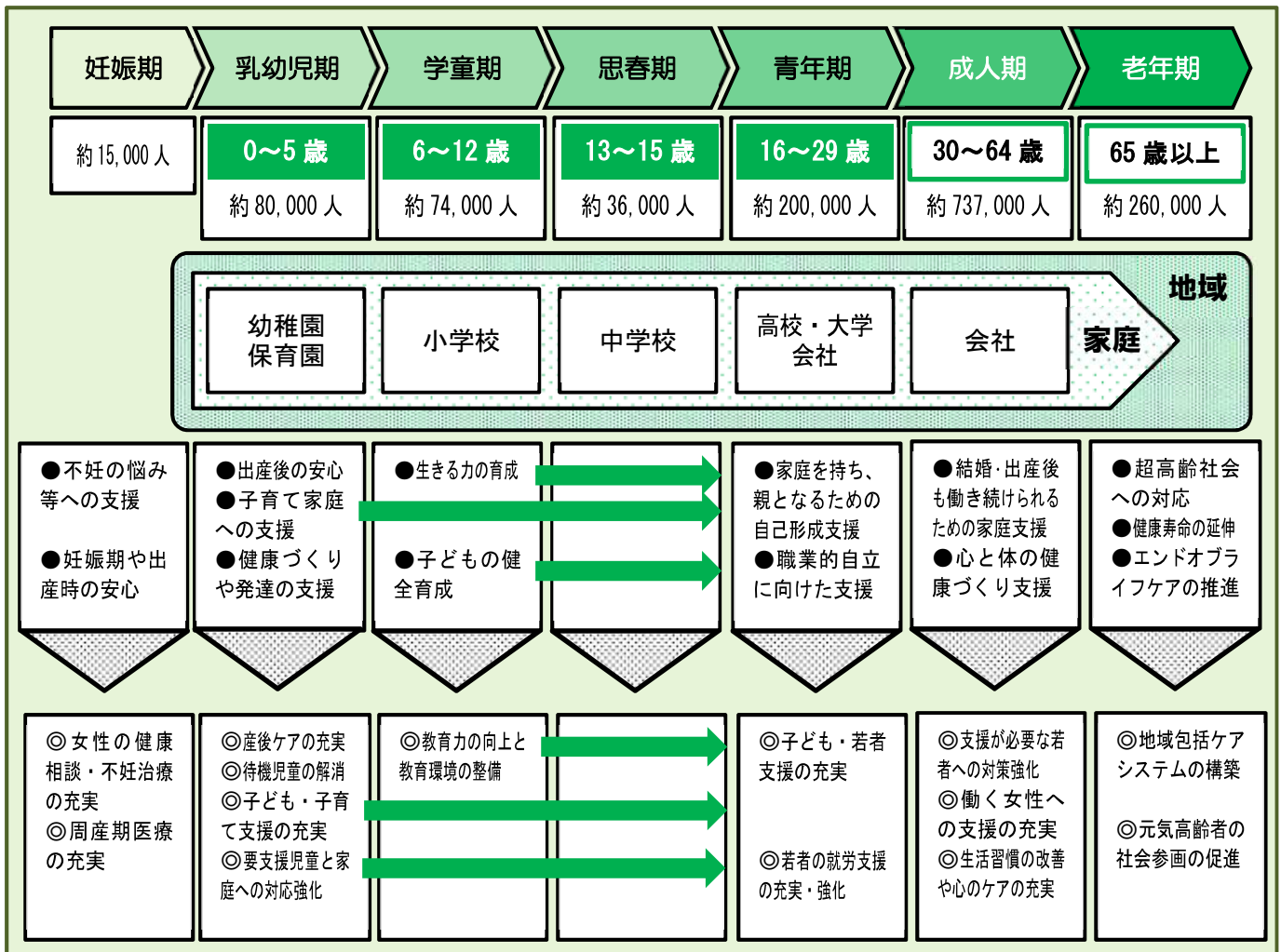
子どもの健全な成長と発達のためには、適切な生活環境を保障するとともに、子どもの個々の成長段階に応じた繋がりのある育児が必要となります。

子ども・子育ては家庭だけではなく、地域全体で支えていく地域づくりを目指します。

社会的に自立した「人材」を育てるために、乳幼児期から学齢期、そして思春期、青年期に至るそれぞれの成長段階の特性に応じた「切れ目のない支援」を目指します。

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されてしまうことがないよう、個々の家庭の状況に応じた的確な支援を目指します。

■ライフステージを通した子ども・若者支援の充実と対策 <イメージ>



3 計画の基本的視点

計画の基本的な目標を設定するにあたり、「子どもの笑顔があふれるまち・かわさき」(基本理念)踏まえて、次の8つを基本的視点とします。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」という。)を制定し、子どもの権利の保障を図ることを目的に施策を進めてきました。

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりが十分尊重されるよう取組を進める必要があります。

② 次代の親を育む視点

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進める必要があります。

③ 親育ちの過程を支援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることが重要です。

子どもが地域や社会で育まれることを通して、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援が必要となります。

④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

「親や保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的な認識のもとに、子育ては家庭のみならず、社会全体で支えていくことが重要です。

子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成を図るとともに、家庭、地域社会、企業、行政など多様な主体が、それぞれの役割のもとで協働して子ども・子育てを支援するための環境づくりを進めることが重要となります。

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

誰もが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て等の時間や家庭、地域等に関わる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るためには、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づいて、労使を始めすべての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが重要です。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進める必要があります。

⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点

子育てを取り巻く環境の変化から、児童虐待を受けた子どもや発達障害を持つ子どもなど特別な支援が必要な子どもは増加傾向にあります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援する必要があります。

⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

核家族や共働き世帯の増加、子育てに対する親の意識の多様化など子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て世代のニーズは深化・複雑化しています。

すべての子どもと子育て家庭のサービスへのニーズなどを踏まえ、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援のサービスの量や質の充実に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

⑧ 地域の実情に応じた視点

本市では、各区ごとに地形、人口構成、産業構造、社会的資源の状況等が異なっています。

そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実に向けては、地域の特性に応じて、既存の社会資源を活用するなど、それぞれの地域の実情にあった効果的な取組を推進する必要があります。

4 計画の基本目標と施策の展開

この計画の推進に向けて、次の6つを基本目標として掲げ、総合的に施策を展開します。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

「子どもの権利条例」について、子どもだけではなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

また、児童虐待やいじめなどの子どもの権利の侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、外国籍を持った子どもをはじめ、さまざまな文化を持った子どもが、互いに尊重しあい、地域で共に生き、共に育つことができる環境づくりを推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ①④

基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

男女が共に、職場・家庭・地域など、あらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことのできる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、企業や市民に働きかけるなど、仕事と家庭の両立を支援します。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や、地域における「互助」の力を再生し、地域の子育て力を向上します。

▶▶▶ 基本的視点 ①④⑤⑦⑧

基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

乳幼児期における「質の高い教育・保育の総合的な提供」を図り、すべての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

また、安定した質の高い教育・保育を継続的に実施できるよう、施設運営の安定と充実に向けた取組を進めます。

▶▶▶ 基本的視点 ①②③④⑦

基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、乳幼児期を通じ、ライフステージに一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。

また、学校での日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後における様々な集団活動や地域活動を通して、人としての在り方生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手になる人材を育成します。

▶▶▶ 基本的視点 ①②③④⑦

基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり

子育て家庭において、様々な要因により増加する児童虐待増加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、新たな社会的自立までの支援体制の整備を推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ①③④⑥⑦

基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備などを進めるとともに、子どもの活動範囲における交通安全対策、日常生活における事故対策や食の安全の確保に関する啓発などその活動を推進します。

また、家庭や地域が子どもを見守り、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりを進めます。

▶▶▶ 基本的視点 ①④

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画の施策体系と推進項目

基本理念

子どもたちの笑顔が

<基本的視点>

- ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点
- ② 次代の親を育む視点
- ③ 親育ちの過程を支援する視点
- ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

施策の方向と
推進項目

1 子どもの権利の尊重

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実
- 子どもの主体的な参加の促進
- 多文化共生の取組

基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

施策の方向と
推進項目

1 子育て家庭への支援の充実

- 男女がともに担う子育ての意識啓発
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育て家庭への経済的支援

2 地域全体で担う子育ての推進

- 地域の社会資源の充実に向けた取組の推進
- 地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進
- 子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援

基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

施策の方向と
推進項目

1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

- 幼児教育の質の向上
- 認定こども園への移行の促進
- 幼保小連携の推進

4 多様な保育ニーズへの対応と充実

- 多様な保育事業の充実

2 保育需要への適切な対応

- 多様な手法による定員枠の拡大
- 公立保育所の民営化と施設老朽化への対応

5 保育サービス利用における受益と負担の適正化

- 保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討
- 保育料の収納率向上に向けた取組の推進

3 保育の質の維持・向上

- 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保
- 保育士確保対策の充実
- 特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実

6 待機児童対策の総合的な推進

- 待機児童対策の総合的な推進

基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

施策の方向と
推進項目

1 子どもの健やかな成長

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 乳幼児の健やかな発育・発達を支える
- 学齢期・思春期の子どもと体の健康を増進

2 自立への基盤を育てる取組の推進

- キャリア在り方生き方教育の推進
- 放課後の活動・地域での活動を通じた健全育成

(6つの基本目標と19の施策の方向)の推進

あふれるまち・かわさき

- ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
- ⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点
- ⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
- ⑧ 地域の実情に応じた視点

基本目標V 子育てを支援する体制づくり	
施策の方向と 推進項目	1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実 ■家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実 ■里親制度（家庭養護）の推進
	2 ひとり親家庭への支援の充実 ■相談・支援体制の充実 ■家庭の生活を支援する取組の推進 ■自立に向けた子どもへの支援の充実
	3 発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実 ■相談・支援体制の充実 ■障害児の医療・福祉サービスの提供 ■学校における特別支援教育の充実
	4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実 ■課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進
	5 児童虐待対策の推進 ■児童虐待防止対策の推進
	6 DV防止・被害者支援の推進 ■DV被害者の支援体制の充実とDV防止への取組
基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり	
施策の方向と 推進項目	1 子育てに配慮した生活環境の推進 ■子育てに配慮した住宅の普及促進 ■安全・安心なまちづくりの推進 ■安全・安心な公園・緑地の整備 ■交通安全対策の推進 ■子どもの事故の未然防止の推進 ■食の安全の確保
	2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進 ■子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進

第4章 基本施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

Ⅰ-1 子どもの権利の尊重

本市では、2000(平成12)年に全国に先駆けて、国連の「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえた「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利の保障を明文化しました。

子どもは、それぞれが一人の人間であり、かけがえのない価値と尊厳を持っています。そして、権利の全面的な主体として、権利が保障される中で豊かな子ども時代を過ごすことができるようになります。

また、大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもが社会に参加できるよう、社会は子どもに開かれます。

私たちには、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努める責務があります。

これまでの取組

- 「子ども夢パーク」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて造られた施設であり、子どもが「やりたい」と思ったことにチャレンジできるように、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを理念として運営しています。子ども夢パーク運営委員会で、子ども委員と大人委員の協議によってルールやイベントを決定しており、子どもの自主的・自発的な活動を促進しています。
- 「川崎市子ども会議」を設置し、メンバーである子どもが自らの活動のテーマを決め主体となって活動し、子どもの目線で、まちの安全性、環境保全やいじめなど、そのときどきの社会問題に対して、提言や報告書の中で子どもの視点から意見表明を行ってきました。また、7つの「行政区子ども会議」及び51の「中学校区子ども会議」と連携や交流を図っています。
- 権利侵害に関わる相談・救済機関として、「人権オンブズパーソン」が子どもの相談・救済に取り組んできました。
- 「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき策定した「川崎市子どもの権利に関する行動計画」の推進とともに、11月20日に川崎市子どもの権利の日事業を実施するなど、子どもの権利条例の普及・啓発活動を進めてきました。

現状と課題

- 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書（平成24年）」によると、「子ども」、「おとな」ともおよそ6割が条例について「知らない」と回答しており、条例の認知度の低さが課題です。

図1【子ども】

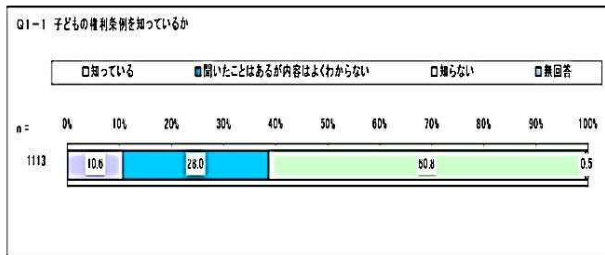
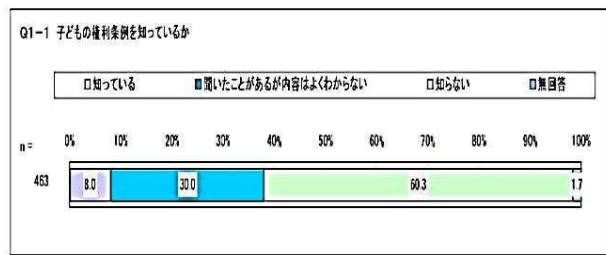
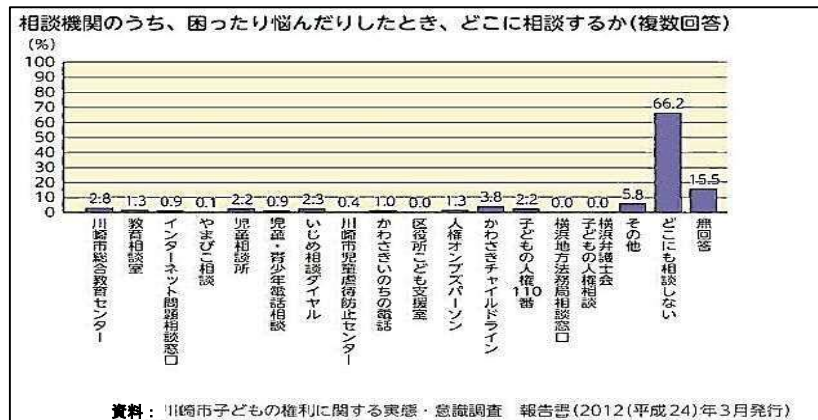
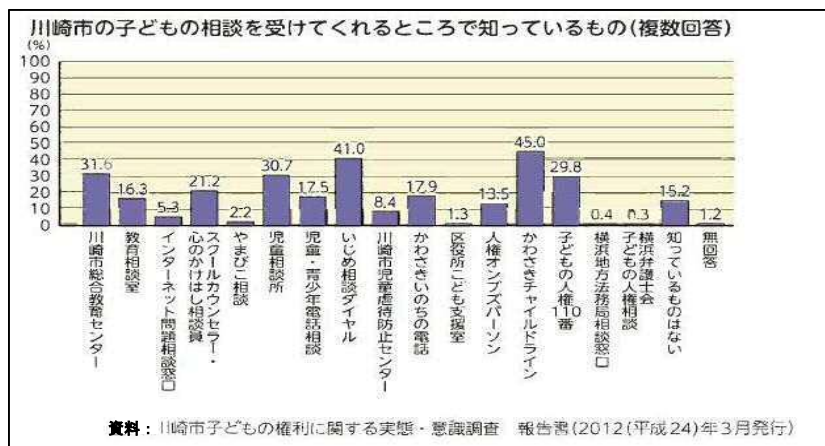


図2【おとな】



●条例では虐待や体罰、いじめ等の権利侵害によって傷ついたり困ったりしている子どもを支えることが明示されていますが、相談・救済機関について、多くの子どもが知っているにも関わらず、「どこにも相談しない」という回答が6割を超え、必要なときに相談先として選択されないという結果が表れています。子どもが相談しやすい環境づくりとして一層の相談機関の周知が求められます。



●川崎市子ども会議として10年の活動をしてきた中で、初年度である2002(平成14)年から活動初期には50名を超えていた参加者数に対し、2013(平成25)年には20名と減少し、子どもの参加促進が課題となっています。

計画期間における方向性

◎広報・啓発事業の推進とともに、子どもの権利に関わる学習の推進、子どもの権利の保障に努める民間団体との連携の推進など、市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための施策・事業を充実します。

- ◎国籍や性別、障害、その他家庭の環境を理由として差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じて相談できる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域、学校等における子どもの権利保障に関する必要な支援を行います。
- ◎「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の充実と相互の連携を推進し、子ども会議の活性化を図るとともに、「子ども夢パーク」等の活動を通じて、子どもの主体的な社会活動の活性化を促進します。

推進項目：子どもの権利の普及・啓発

事業名	平成31年度までの主な取組
かわさき子どもの権利の日事業	かわさき子どもの権利の日（11月20日）前後において、子どもの権利に係る団体等と協働し、「かわさき子どもの権利の日のつどい」をはじめとする子どもの権利に関する広報・啓発活動を実施します。
子どもの権利に関する週間	「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校において権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を地域に広めます。

推進項目：子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
人権オンブズパーソンの周知	子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソン相談・救済事業について、市民の理解と活用拡大を図るため、子ども・親・関係機関に向け、周知に努めます。
子どもの権利侵害の特性に配慮した相談・救済	ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるようさまざまな相談窓口を紹介するとともに、関係機関等と連携して、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進項目：子どもの主体的な参加の促進

事業名	平成31年度までの主な取組
地域における教育活動の推進事業	地域における子どもの育ちと意見表明を促進するため、川崎市子ども会議及び行政区、中学校区子ども会議の活動を推進します。
子ども夢パークの充実	子どもの権利条例を具現化した施設であり、子どもがありのままの自分でいられ、子どもが主体性を発揮して遊べる子ども夢パーク事業を推進します。
青少年フェスティバル	青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。

推進項目：多文化共生の取組

事業名	平成31年度までの主な取組
ふれあい館事業	国籍・民族・言語・文化などの違いに関わらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会の創造を目指すために、民族文化についての講座や各種行事を行うふれあい館事業を実施します。

基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

Ⅱ-1 子育て家庭への支援の充実

少子化が進む一因として、子どもを産み育てることをためらうといったことがあります。その背景には、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、また、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞しているといった現実があります。

若い世代が子どもを生み育てたいと感じられるようにするためには、男女がともに子育てを担う意識の啓発、仕事と家庭生活の両立等働き方の改善、子育て家庭に対する経済的負担の軽減など、社会環境の整備が求められています。

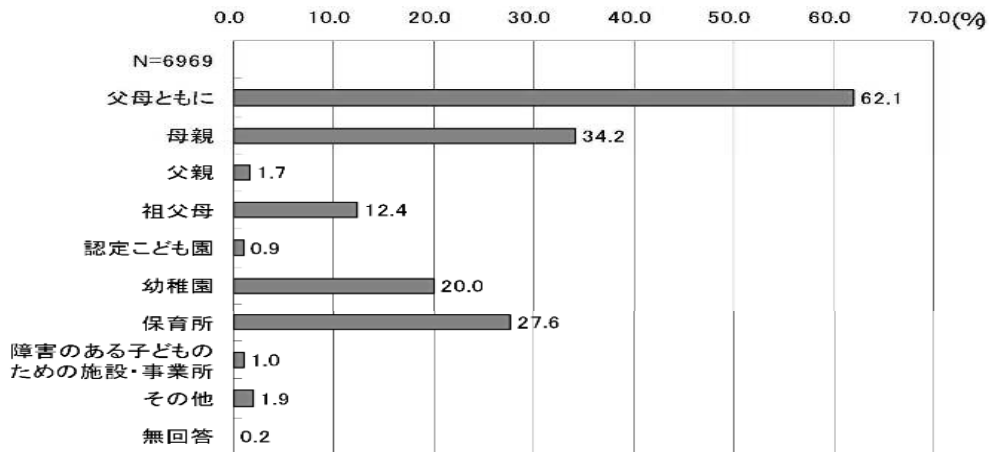
これまでの取組

- 男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級などを開催し、男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を進めるとともに、小学生・中学生・高校生などを対象として育児体験学習等の機会を設けてきました。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、子育て世帯への各種講演会や、セミナーの開催、近隣都県市との広域連携による、ポスターの作成・掲示など、普及啓発を進めてきました。
- 次代を担う子どもを育てる家庭への経済的支援として、中学校修了前の子どもを養育している家庭に対して、児童手当を支給しています。
- 子どもの健康保持を目的として、子どもの医療費に関わる自己負担分を助成しています。通院助成については、制度開始当初は0歳児から2歳児まででしたが、順次対象年齢の拡充を行い、2014(平成26)年度現在では、小学校1年生まで助成しています。
- ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成制度を実施するとともに、小児ぜん息患者医療費支給制度、小児慢性特定疾患医療給付など、特定の疾患や特定の事情を持つ子育て家庭に対し各種助成制度等を実施し、子どもの成長と子育て家庭の生活を経済的に支えています。

現状と課題

- 2014(平成26)年実施の「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」において、子育ての日常的な関わりを尋ねたところ、「父母ともに」が62.1%で最も多いものの、次いで母親が34.2%であり、父親の1.7%に比べて、まだまだ子育ての多くを担っているのは母親であることがわかります。次代を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し実践できるよう、長期的な視野に立った教育・啓発が必要です。

◆子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設 【就学前子ども】



資料：川崎市子ども・子育て支援に関する調査（平成26年）

- 「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」（平成26年）によると、育児休業を取得した、もしくは育児休業中である母親が38.9%、育児休業を取得していない母親が11.5%、さらに、同調査における育児休業を取得している父親は2.2%と、まだまだ育児休業の取得が進んでいないのが現状です。育児休業取得促進や、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発など、雇用する側（事業主）と働く側（被雇用者）双方への働きかけが重要です。

◆市内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」への取組状況

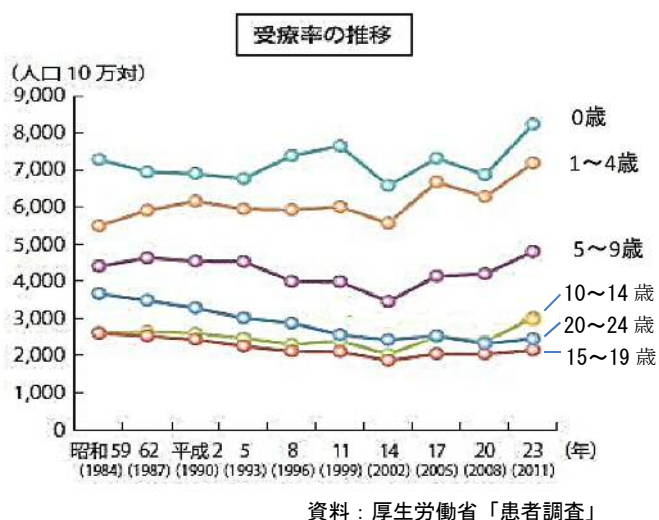
（単位：％）

区分	調査数（か所）	育児・介護等による時差勤務制度	勤務軽減措置	在宅勤務制度	託児施設の設置	休職中の経済的支援（社会保険料の援助等）	休職前や復帰時の上司や人事部署を交えた面談	育児・介護の事由に退職者への再雇用制度	転勤の要件を満たさない女性社員の管理職への都用	その他	左記のような取組はいずれも行っていない	無回答
全体	778	46.3	39.1	1.3	0.8	6.3	25.6	5.8	6.9	2.1	31.2	9.0
大企業	166	77.7	67.5	1.8	3.6	13.3	54.2	13.9	13.9	1.2	5.4	2.4
中小企業	576	37.3	31.1	1.0	-	4.3	17.7	3.8	5.2	2.4	38.4	10.8

資料：川崎市「平成25年度労働白書」

- 総務省の「就業構造基本調査(2012年)」によると、20代、30代といった子育て世代の所得分布をみると、1997(平成9)年から年収300万円台の雇用者の割合が最も多い点は変わっていないものの、2012(平成24)年には75%以上の雇用者の所得が400万円未満にとどまっており、子育て世代の所得状況は厳しいことがうかがえます。
- 子どもの数が増えるにしたがって、家庭における経済的な負担は増し、子どもを持つことをあきらめる家庭は少なくありません。「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」（平成21年）では、実際に持つつもりの子どもの数が理想よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」という経済的理由があげられています。親になる世代が経済的理由により子どもを持つことをあきらめないように、子育て家庭における子育てや教育などの経済的負担を軽減し、「もっと子どもを持ちたい」と思う家庭を増やすことが重要です。

●子どもの医療費を取り巻く状況は、受療率では0歳が最も高く、1～4歳、5～9歳と続いています。また、総じて0～14歳までの受療率が高く、ここ数年さらにこの傾向が強まっています。また、家計に占める医療費の割合では、0歳で最も高く年齢とともに低下しますが、就学時に一旦上昇し、9歳からはなだらかに減少、14歳以降は横ばい状況となっています。子育て家庭の経済的格差が広がる中、必要な医療を安心して受けることができる環境整備が求められています。



計画期間における方向性

- ◎「男女平等かわさき条例」における「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、男女が、職場、家庭、地域などあらゆる場面で、個人として自立し自由に生き方を選ぶとともに、互いの生き方を尊重し、責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して、男女共同参画に対する認識を深めます。
- ◎将来親になる若い世代が子育てに関心を持つよう、小・中学生や高校生などを対象に、育児体験学習の機会を設け、実際に子どもが親になった際の「自助」の力を向上させます。
- ◎社会情勢、経済状況やライフスタイルの変化を踏まえると、男女ともに意欲や能力に応じた労働参加と出産・育児等の双方の実現を目指し、女性のさらなる社会進出・活躍推進が求められています。そのためにも、男女の働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた労働参加と、出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民と協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。
- ◎家計の安定は、家庭における子育てのあり様に多大な影響を及ぼすものであり、引き続き、経済的負担の軽減につながる取組を推進します。特に、医療費の助成は子どもの健やかな成長を支えるために大きな役割を果たす重要な施策であり、小児医療については、子育て家庭のニーズを踏まえる

とともに、子どもの成長にとって必要な年代を十分に考慮して、制度の拡充についての検討に取り組みます。助成の拡充に関わる制度設計にあたっては、持続可能なサービス提供となるよう考慮します。

推進項目：男女がともに担う子育ての意識啓発

事業名	平成31年度までの主な取組
男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進	「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市のあらゆる施設を積極的に活用し、男女平等についての理解を深める広報・啓発を行います。
男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援	子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、男女共同参画に対する意識啓発を推進します。
健全母性育成事業	思春期の男女に対して、母子保健の知識や男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を、学校と連携して推進します。
両親学級	男性の育児参加を促進し、夫婦で子育てが楽しく行えるよう、男女共同参画に対する意識啓発を推進します。

推進項目：ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	平成31年度までの主な取組
子育て親子に対するワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	子育て親子に対するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報の実施	近隣自治体と連携し、一斉定時退庁の取組の推進に向けたポスターの作成・掲示などを行い、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行います。
川崎市労働情報の発行	情報誌「かわさき労働情報」により事業者に対する情報提供・啓発を行います。

推進項目：子育て家庭への経済的支援

事業名	平成31年度までの主な取組
児童手当	中学校修了前の子どもを養育する家庭に対し、手当を支給することにより、経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）に対し手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の向上を図ります。ひとり親家庭等への支援の一環として、総合的な観点から経済的支援のあり方を検討します。

事業名	平成31年度までの主な取組
小児医療費助成	小児に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健康保持と福祉の増進を図ります。制度の安定性・継続性に配慮し、制度の拡充に向けて検討を行います。

Ⅱ-2 地域全体で担う子育ての推進

現在、都市化や核家族化の進展によって地域での住民同士のつながりが薄く、地域コミュニティが希薄になったことで、地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなっています。もともと、子どもは地域の中で、家庭以外の様々な大人との関わりや見守りの中で成長していくものであり、家庭だけではなく、地域住民とのコミュニケーションは、子どもの成長・発達に大きな影響をもたらすものです。

行政だけではなく、地縁組織・ボランティア団体の活動や地域住民の相互の支え合いなど、多様な主体による取組を進め、地域の「互助」の力を再生し、地域全体で子育てを見守り、支える仕組みが求められています。

これまでの取組

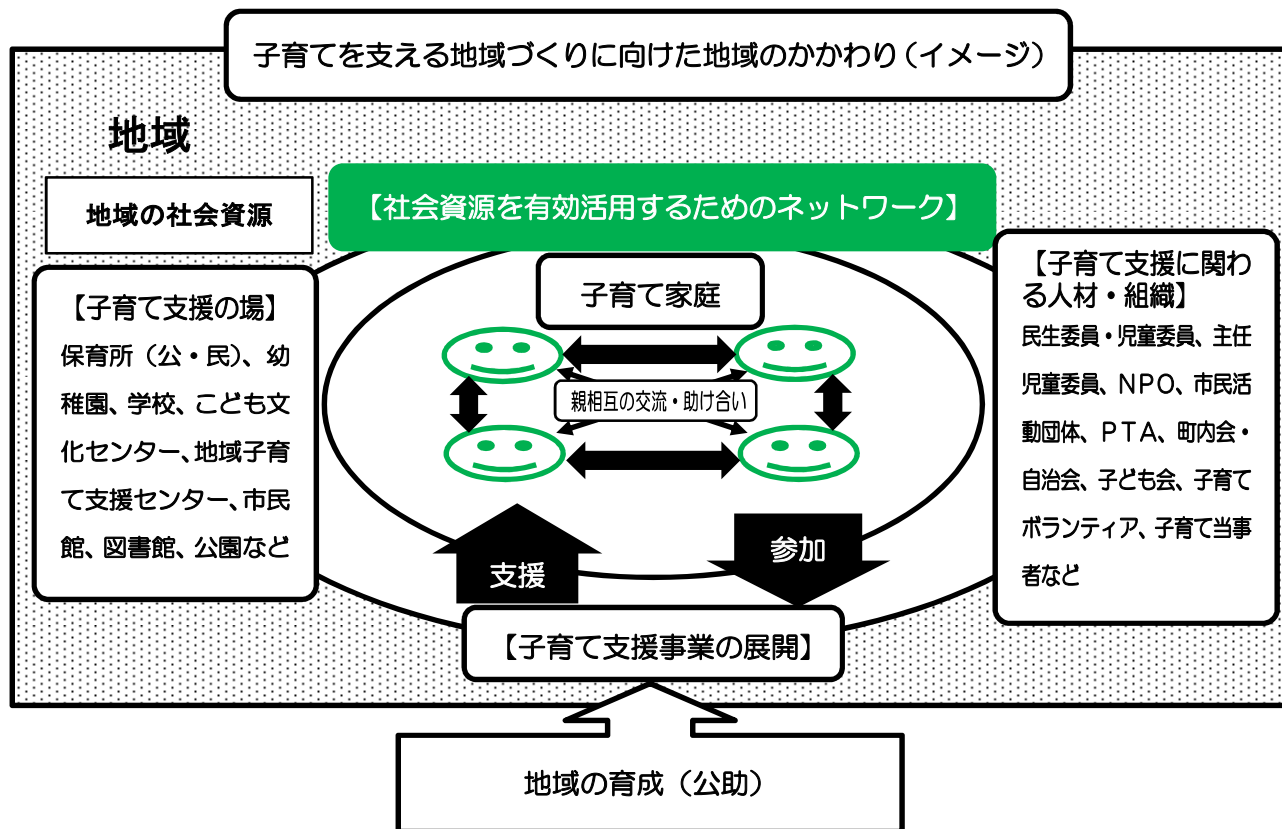
- 地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりに向けて、市民にとって身近な区役所を拠点として位置付け、区役所に「こども支援室」を設置し、区ごとの地域ニーズに応じた総合的な子ども施策を推進してきました。
- 地域の実情に応じながら、保育所、幼稚園、学校などの子育て・教育関連施設と社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、町内会・自治会などの地域団体等が連携を密にし、取組を進めていくために、子育てに関するネットワーク会議を開催してきました。
- 公立保育所における園庭開放等や区役所における子育てグループへの支援など、行政が持つノウハウや場を活用しながら、地域の子育て力の向上に取り組みました。
- こども文化センターや地域子育て支援センター等において、地域の子育て支援に関わる事業等を実施してきました。
- 地域における子育てや仕事と育児の両立を、市民が相互に行う育児援助活動を通して支援する「ふれあい子育てサポート事業」を実施し、市民同士による相互支援を促進してきました。
- 子育てに関する制度やサービス、保育所等に関する情報提供を実施してきました。

現状と課題

- 女性の社会進出に伴う保育所等の増設、児童虐待等による児童相談所相談件数の増加などの課題への対応において、行政の「公助」が担う役割が増しており、持続可能なサービスを提供に向けた取組を推進することが重要です。
- こどもの健全な成長・発達を促すには、地域との関わりや、見守り体制の充実が重要です。地域の子育て支援体制の充実に向けて、地域の子育て支援関係団体等と行政との協働により、地域住民が主体となる活動の活発化や新たな活動の創出の促進など、地域の課題は地域の支え合いで解決する「互助」の仕組みの充実が必要です。
- これまで、区役所を中心として、地域のニーズに応じた子育て支援事業を推進してきましたが、行

政のこれまでのノウハウを活かして地域のネットワークをさらに充実させ、地域が主体となった子育て支援の取組を推進することが求められています。

- 個々の子育て家庭のニーズに合った的確な情報提供・助言が必要です。



計画期間における方向性

- ◎こども文化センターや地域子育て支援センターなど、子育て支援の場の充実を図るとともに、「子育てサロン」など地域主体の取組について、現状把握や分析を行い、地域の社会資源としての「場」の拡充と有効活用を図ります。
- ◎地域の「互助」の中核となる地域人材の把握と育成に努めます。
- ◎地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあいサポート事業」について、充実を図ります。
- ◎市民にとって身近な区役所が「子育ての総合的な支援拠点」として、区ごとの子育てに関わる現状やニーズの把握・分析を行い、地域の社会資源(場・人材)と連携しながら地域をコーディネートし、多様な主体との協働による取組を推進します。
- ◎子ども及びその保護者が、地域の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭のニーズに応じた適切な情報提供・相談支援を行います。
- ◎子育てに係る情報を提供しながら、子育て家庭が地域とつながる契機ともなる「こんにちは赤ちゃん訪問」の充実を図ります。

推進項目：地域の社会資源の充実に向けた取組の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
地域子育て支援センター事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、地域子育て支援センターを設置し、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちの支援など、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
ふれあい子育てサポート事業	地域における子育てや、仕事と育児の両立を、市民が相互に行う育児援助活動を通して支援する事業として、育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人との連絡、調整を行い、会員相互による育児援助活動を推進します。
こども文化センター事業 【Ⅳ-2へ再掲】	地域の社会資源としておおむね中学校区に1か所設置されている利便性を活かした施設の活用のあるり方を検討し、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりとともに、多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点として、機能の強化を図ります。
青少年指導員活動への支援 【Ⅵ-2へ再掲】	地域における青少年の健全育成の推進を担うことを目的として設置している青少年指導員に対し、区青少年指導員連絡協議会の活動に対する支援や、青少年指導員の資質向上のための研修を開催するなど、青少年にとって望ましい育成環境づくりを推進します。
青少年育成連盟への支援 【Ⅳ-2へ再掲】	子ども会連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成されている川崎市青少年育成連盟の活動を支援します。また、構成団体が実施する各種行事等への協力や、ジュニアリーダー等の養成を行い、青少年が地域の中で様々な大人に見守られながら健やかに成長していけるための地域づくりを進めます。

推進項目：地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
区役所を拠点とした子育て支援のネットワークの充実	子育て支援に関わる関係機関・団体とのネットワーク会議を開催するほか、地域で活躍する様々なグループや団体の連携の強化・地域ネットワークの充実を図り、地域が主体となった子育て支援事業を推進します。
子育て支援に関わる地域グループの育成支援	子育てサロンや、地域の子育てグループとの交流会の開催など、活動支援を行い、子育て支援に関わる地域グループの育成支援を図ります。
地域の子育て支援を担う人材の育成支援	地域において、子ども・子育て支援に興味のある方たちに対して、子育て支援に関する様々な講座や研修を行い、地域の子育て支援を担う子育て支援者を養成するなど、地域の人材の育成支援を行います。
父親の育児参加	土曜日等に各種講座やイベントを開催し、父親同士や家族間の交流支援、父親の育児参加の促進等を図ります。

推進項目：子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援

事業名	平成31年度までの主な取組
<p>区役所における保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実 【Ⅲ-6へ再掲】</p>	<p>多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、地域における教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。</p> <p>また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてはタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。</p>
<p>子育て情報の発信</p>	<p>子育てに役立つ身近な情報を、子育て親子に的確に届けるため、全市版の子育てガイドブックや、各区版の子育て情報誌の作成、子育て応援ナビによる情報発信など、多様な方法による情報提供を行います。</p>
<p>地域のかをを活かした相談支援</p>	<p>こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど、市民にとって身近な場所において、情報提供を行うとともに、子育てや地域の仲間づくりなどの相談支援を行います。</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業 【Ⅳ-1へ再掲】</p>	<p>乳児家庭を地域の訪問員等が訪問し、地域の子育て支援情報の提供等を行う「こんにちは赤ちゃん事業」等の充実を図ります。</p>

基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

基本目標Ⅲでは、これまで本市において保育施策を推進するための行動計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市保育基本計画」の「基本目標」や「具体的な支援策」等を踏まえ、2015(平成27)年度から推進する施策・取組について示しています。

Ⅲ－１ 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

平成24年8月、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が導入されることとなりました。新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために幼稚園や保育所等が一体となった「給付制度」が導入されるとともに、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う「認定こども園」の普及を図ることとされています。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる幼児教育は非常に重要なものです。そのため、子どもが周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、一人ひとりが安心感を持って過ごし、遊びを通じた教育により様々な活動ができる環境を整えていく必要があります。

本市では、これまで幼稚園が積み上げてきた「幼児教育」に関する理念と、日々実践している教育成果を活かし、保育施策・事業と連携して、すべての子どもが必要に応じた教育・保育を受け、健やかに成長するよう支援していきます。

これまでの取組

- 本市では平成21年度末に市立幼稚園を廃止しており、私立幼稚園が各園の教育方針に基づき、特色ある教育を実践し、幼稚園での教育を全面的に担ってきました。
- 幼稚園は、地域に根付いた子育て施設として長年にわたり運営してきた実績を持っています。そして、子ども一人ひとりの発達に応じ集団生活を通して生きる力の基礎を育成するとともに、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支える重要な役割を果たしてきました。
- 市内の私立幼稚園の運営や私立幼稚園協会の活動に対し補助を実施するとともに、障害のある子どもの受入れ、預かり保育の充実、子育て支援事業の促進が図られるよう補助を実施し、総合的な幼児教育の振興を図ってきました。
- 国の幼児教育無償化の動き等に合わせた私立幼稚園保育料補助により、保護者の経済的負担の軽減を図ってきました。
- 平成22年4月に、幼保連携型認定こども園を民設民営で開設し、本市のモデル園として幼児教育と保育の総合的、一体的な提供を行うとともに、教育・保育の実践研究を行ってきました。
- 幼稚園、認定こども園、保育所から小学校への円滑な接続を行うため、各区役所のこども支援室が

中心となり幼保小連携事業を推進してきました。

現状と課題

- 本市の3～5歳の子どもの約6割は幼稚園を利用しており、今後も、幼稚園や認定こども園、いずれの施設においても、引き続き子どもたちへの質の高い幼児教育の提供が必要です。
- 幼児教育の重要性が高まる中、社会経済情勢の変化による女性の社会進出などに伴い保育ニーズが増加している状況があり、都市部では待機児童解消が喫緊の課題となっています。このような保護者の「教育と保育」の多様なニーズに対し、1号認定から3号認定のすべての子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する認定こども園が、その受け皿として期待されています。

<新制度における教育・保育の利用区分>

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

<新制度における幼稚園の類型>

制度	類型	給付	所管	保育料	受入園児
子ども・子育て支援新制度	幼稚園	施設型給付	川崎市	市が定める保育料 ^{注)}	1号
	幼保連携型認定こども園				1～3号
	幼稚園型認定こども園				
従来の制度	幼稚園	私学助成	神奈川県	園が定める保育料	(1号)

注) 市が定める保育料：保育料の他に、園によっては、その他の諸費用（上乗せ徴収、実費徴収）がかかる場合があります。

- 現在、市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園が1園、幼稚園型認定こども園が1園の合計2園です。幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育の実施、多様なニーズへの対応を図るため、幼稚園から認定こども園への移行を支援することが必要です。
- 認定こども園への移行にあたり、2号、3号認定の子どもを受け入れるための施設整備等が必要となります。また、幼稚園の立地と、2号、3号認定の子どもの需要が多い地区とのマッチング等の調整が必要です。
- 幼稚園では、保護者の多様なニーズに対応するため、教育時間の前後に預かり保育を実施しており、さらなる充実が期待されています。本市では、平成26年度から認定こども園への移行を前提とした幼稚園に対し長時間預かり保育事業への補助を開始しており、継続した支援が必要です。
- 新制度施行後は、幼稚園は事業者の意向により、新制度の施設型給付の幼稚園・認定こども園に移行する園と、新制度に移行せずに従来の制度を継続する園があります。これらの幼稚園、認定こども園における教育・保育は、各園の教育方針に基づき、従来どおり継続されます。

- 新制度に移行する幼稚園、認定こども園等は共通の給付制度（施設型給付）に一本化され、すべての子どもが必要に応じた教育・保育を受けることとなります。それぞれの施設における教育・保育時間等を踏まえた受益と負担とする取組が必要です。
- 幼稚園教諭の確保と安定雇用や、特別な支援を必要とする子どもへの対応等について、国における質の改善を踏まえながら、本市の教育・保育の質の改善を図る必要があります。
- 平成27年4月から、幼保連携型認定こども園の認可について県から権限委譲されることから、本市における幼保連携型認定こども園の指導監査の体制整備が必要です。
- 小学校に入学した1年生が、学校生活にうまく適応できず、集団行動がとれない・授業中に座ってられない・話を聞かない等の状態が続き、授業にならないといった「小1プロブレム」が問題となっています。子ども一人ひとりが安心して就学を迎え、実り多い学校教育を受けられるよう、幼稚園、認定こども園及び保育所と小学校が連携しながら就学前後の子どもへの支援を行い、子どもの学びの連続性を確保することが重要です。

計画期間における方向性

- ◎子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていくよう、幼稚園のこれまでの実績を活かし、引き続き充実した教育・保育を推進します。
- ◎障害のある子どもの受入れの推進など、特色ある幼稚園における教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に取り組みます。
- ◎幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、保育所に近い運営をする長時間預かり保育事業を行う幼稚園への支援など、幼稚園の預かり保育事業の充実を図ります。
- ◎多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めます。
- ◎認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、希望する幼稚園に対して個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。
- ◎幼稚園、認定こども園の教育・保育の質の向上のために、国における質の改善を踏まえながら、運営水準の向上を図ります。あわせて、平成28年度以降の受益と適正な負担について検討し、国の幼児教育無償化の動きや他都市の状況にも留意しながら、適切な補助水準及び保育料の設定について一定の方向性を確定します。
- ◎認定こども園における指導監査の体制を確立するとともに、施設型給付施設への確認・指導を実施する等、質の高い教育・保育の提供の推進に取り組みます。
- ◎幼稚園、認定こども園、保育所と小学校間における情報交換や研修の実施、子どもたちとの交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。

推進項目：幼児教育の質の向上

事業名	平成31年度までの主な取組
私立幼稚園に対する助成事業	質の高い幼児教育を推進するために、特別支援教育事業や子育て支援事業、預かり保育事業等の事業を実施する市内の私立幼稚園に対し、必要な経費の助成や、幼児教育相談員の巡回等を実施し、教育の充実に積極的に取り組む幼稚園への支援を行います。 また、子ども・子育て支援新制度による施設型給付を幼稚園、認定こども園に対し給付するとともに、教育・保育の質の向上のために、国における質の改善を踏まえながら、運営水準の向上を図ります。
私立幼稚園保育料補助事業	私立幼稚園に園児を通園させる保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
幼稚園保育料補助事業	幼稚園（幼稚園類似の幼児教育施設で、市が認定する施設）に園児を通園させる保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。

推進項目：認定こども園への移行の促進

事業名	平成31年度までの主な取組
認定こども園整備事業	認定こども園への移行を進めるため、必要な整備を計画的に行います。
認定こども園保育士等資格取得支援事業	認定こども園における保育教諭は、幼稚園教諭と保育士資格両方の免許・資格を有するものとされていることから、有していない資格取得の支援を推進します。
長時間預かり保育事業	認可保育所並みの運営を実施するとともに、認定こども園への移行を前提とした幼稚園に対し、長時間の預かり保育事業に対する助成を実施します。

推進項目：幼保小連携の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
校長・園長連絡会等の実施	小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会や、教諭や保育士等実務担当者の連絡会等を通じ、様々なネットワークにより幼保小の連携を図ります。
各小学校における園児・児童の交流	幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるような取組を推進します。
就学に向けたリーフレット等の作成・配布	幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図ります。

Ⅲ-2 保育需要への適切な対応

本市では、人口の増加に伴い就学前児童数が増加しているとともに、核家族化、共働きをする子育て家庭の増加など、本市の社会動態の影響などから、保育所利用申請数は毎年増加しています。

そのため、これまで大幅な保育受入枠の拡大を図ってきましたが、今後、さらなる保育需要への対応に向けて保育環境の整備が求められています。地域ごとの保育需要に効率的かつ効果的な対応をしていくため、多様な手法を用いた確保策を実施していく必要があります。

これまでの取組

- 高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、2002(平成14)年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠や多様な保育サービスの拡充を図ってきました。
- 2011(平成23)年3月には「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」を策定し、認可保育所の整備については、公募型の民間事業者活用型保育所整備を中心に、新たに鉄道事業者との連携や、土地所有者と保育事業者のマッチング、国有地の活用などの整備手法に取り組むとともに、民間活力の積極的な導入により、2011(平成23)年度から2013(平成25)年度までの間に4,420人の定員増を図りました。2014(平成26)年度には2015(平成27)年4月の待機児童解消の実現に向け、1,858人の定員増を図り、全市で22,183人の定員枠を確保しました。(予定)
- 公立保育所の民営化を平成17年度から実施し、2015(平成27)年4月1日現在で36か所39園の民営を図り、625人の定員増を図りました。(予定)
- 認可外保育事業については、2013(平成25)年1月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、複数ある本市の独自制度については、本市が定める基準を満たした「川崎認定保育園」の制度へと再編を進め、家庭保育福祉員(保育ママ)、おなかま保育室、川崎市認定保育園等を含めて、2014(平成26)年4月現在、4,130人の受入枠を確保しています。

<認可保育所の整備状況の推移>

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可保育所の定員枠の拡大	目標	●20か所 1,585人増 (180か所 15,905人)	●20か所 1,465人増 (203か所 17,490人)	●20か所 1,270人増 (223か所 18,955人)	●22か所 1,540人増 (243か所 20,225人)
	実績	●23か所 1,585人増 (180か所 15,905人)	●18か所 1,505人増 (203か所 17,490人)	●20か所 1,330人増 (221か所 18,995人)	●32か所 1,858人増 (241か所 20,325人)

※()内は、各年度4月当初の数値

現状と課題

- 首都圏における待機児童解消への期待感が高まっており、新たな需要に対して適切かつ迅速な対応が必要です。
- 大規模住宅開発等に伴い保育需要が急増している地域があり、重点的な保育所整備が必要です。

- 引き続き低年齢児の利用申請が多くなっていますので、受入枠の拡充が課題となっています。
- 横浜市との市境の地域で保育所整備に適した土地等がなく、保育資源が不足している地域があります。
- 新たな公立保育所（各区3か所、公立のまま機能強化を図り運営する保育所）について施設の老朽化が進んでいますので、その対策が課題となっています。
- 新たな公立保育所以外の公立保育所については、保育需要や築年数を考慮した民営化が課題となっています。
- 公立保育所の指定管理園（公設民営）については、民設民営化に向けて、順次進めていくことが必要です。
- 民間保育所についても改築を必要とする時期にきている施設が複数あることから、その対策が課題となっています。
- 認可外保育事業である川崎認定保育園等の事業継続と保育の質の担保・向上に向けた取組が課題です。

計画期間における方向性

- ◎保育需要に対応し、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、整備手法については多様な手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の整備を効率的に推進します。
- ◎低年齢児の受入枠の拡充策として、定員60人以上の保育所を補完する0～2歳児を対象とした定員19人以下の小規模保育事業所の整備を進めていきます。
- ◎横浜市との「待機児童対策に関する協定」（2014(平成26)年10月27日締結）に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用して、保育所等の共同整備を進めていきます。
- ◎新たな公立保育所については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図っていきます。
- ◎公立保育所の民営化については、譲渡や貸付など建替え以外の手法を含め、さらに効率的に推進できるよう検討を進めます。
- ◎公立保育所の指定管理園（公設民営）については、施設の形態により手法の方向性を定め、指定期間の終了時に順次、民設民営化を進めます。
- ◎民間保育所の建替えについては、その手法や資金調達の関係も含み、運営法人と調整を図っていきます。
- ◎川崎認定保育園については、当面は制度を継続するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を推進します。

推進項目：多様な手法による定員枠の拡大

事業名	平成31年度までの主な取組
重点整備箇所への認可保育所の整備 【Ⅲ-6へ再掲】	認可保育所の整備は、待機児童解消への期待感により新たに掘り起こされる保育需要や、引き続き大規模住宅開発等により保育需要の急増が見込まれる地域の状況を見極め、必要とされる場所に的確かつ効果的に整備を行い、待機児童解消の継続を図っていきます。 整備地域の選定にあたっては、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の入所や空き状況、入所保留者の地域（町丁）別、児童年齢別、ランク別件数等の把握・分析を行い、保育需要が見込まれる重点整備地域の絞り込みを行います。また、保育所等に適した物件の掘り起こしが課題となっていることから、保育所等の整備に向けては、区役所とこども本部が連携しながら、対応を図ります。
小規模保育事業所の整備 【Ⅲ-6へ再掲】	小規模保育事業所については、面積的に認可保育所の整備が困難な既成市街地においても重点的で柔軟な整備がしやすいことから、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進していきます。
横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 【Ⅲ-6へ再掲】	横浜市との「待機児童対策に関する協定」に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めていきます。
川崎認定保育園における受入枠の確保 【Ⅲ-6へ再掲】	本市独自の認可外保育事業である川崎認定保育園については、一定の受入枠を継続して確保するとともに、保護者の保育料負担軽減を実施します。

推進項目：公立保育所の民営化と施設老朽化への対応

事業名	平成31年度までの主な取組
新たな公立保育所の老朽化対策と機能強化の推進	建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を早期に切り分け、総合的な老朽化対策を推進するとともに、建替えについては、民間資金を活用した新たな手法を含め、効率的に進めます。また「新たな公立保育所」のセンター園については、地域子育て支援センターの機能を包含するため、建替え等の機会を捉え、整備について検討を進めます。
公立保育所の民営化	公表済みの公立保育所8か所の民営化を2016(平成28)年4月に4か所、2017(平成29)年4月に4か所、それぞれ進めていくとともに、今後民営化を予定している公立保育所についても、2021(平成33)年4月を目途に、適切な手法を見極めながら、民営化を推進します。
指定管理の公立保育所の民設民営化	建物が単体施設の場合は、建物・工作物を有償譲渡し土地は無償貸付することを原則として、建物が複合施設の場合は、建物も土地も無償で貸し付けることを原則として、民設民営化の取組を進めます。
民間保育所の老朽化対策の推進	民間保育所の改築については、運営法人と調整を図りながら、適切な時期に実施できるよう検討を進めます。

Ⅲ-3 保育の質の維持・向上

高まる保育需要に迅速に対応していくために、本市はこれまで「民間で出来ることは民間で」という基本原則のもと、民間活力を積極的に導入するとともに、大幅な保育受入枠の拡大のための保育所整備を進めてきました。今後も、高まる保育需要への対応、効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、引き続き民間の多様な運営主体の参画を促進していきます。

一方で、多様な運営主体による保育事業の推進にあたっては、保育サービスの質の維持と向上も合わせて求められています。したがって、認可保育所、地域型保育事業や川崎認定保育園などの認可外保育施設において、安定した質の高い保育を継続的に実施できるよう、行政が運営主体に対して必要な支援を行っていくとともに、「保育士の確保・人材育成」に努めます。

これまでの取組

《多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保》

- 「第2期川崎市保育基本計画」に基づき、多様な手法による保育所整備を推進してきましたが、安定した保育の提供と質の向上を図るため、設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後においても、指導監査体制の充実を図り、保育の質の維持・向上に努めてきました。
- 民間保育所の運営に関し、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、2013(平成25)年度から、国の保育士等処遇改善事業を活用し、民間保育所職員の処遇改善を図ってきました。
- 2012(平成24)年9月に『「新たな公立保育所」あり方基本方針』を策定し、今後の公立保育所が新たに担うべき役割として公立保育所が持っているノウハウを継承し、「①地域の子ども・子育て支援」、「②民間保育所等への支援」、「③公・民保育所人材の育成」の3つの機能強化を掲げ、各区3か所の公立保育所を「新たな公立保育所」と位置付け、2014(平成26)年4月から全区で取組を開始しました。
- 「福祉サービス第三者評価」の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援してきました。

《認可外保育事業の保育の質の向上》

- 認可外保育施設に対しては、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。
- 「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、認可外保育施設の保育の質の向上を図るため、新たに「川崎認定保育園」を創設し、複数あった認可外保育事業の一元化を進めるとともに、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進することとしました。
- 認可外保育施設における適正な保育環境や児童の安全を確保するため、指導体制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図りました。

《保育士確保対策の充実》

- 首都圏における保育所整備の推進に伴う深刻な保育士不足に対応するため、2013(平成25)年度から「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営し、潜在保育士の再就職支援を行うとともに、本市独自でも就職相談会や就職支援セミナーを開催しました。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応》

- 本市では、すべての保育所で障害児を受け入れることを基本としており、保育体制の充実に努めてきました。
- 公立保育所の児童を対象に実施していた障害児に対する心理学的な相談支援（発達相談・巡回相談事業）について、支援体制を強化し、2013(平成25)年度からは民間保育所の児童も対象とし、増加する発達障害児等への支援の充実を図りました。

現状と課題

- 「子ども・子育て支援新制度」においては、認可保育所に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が創設され、本市に参入する事業者が、今後ますます多様化することが見込まれます。したがって、保育の質の向上に向け、これまで以上に民間事業者への支援を充実していく必要があります。
- 本市では、川崎認定保育園も保育受入枠の一つとして位置付けていますので、保育の質の維持・向上に向けた支援の充実を図る必要があります。
- 必要な保育の量（受入枠）を確保するためには、施設の整備だけでなく、保育を支える人材の確保が喫緊の課題となっています。また、職員の離職を防止するため、労働環境のさらなる改善も検討していく必要があります。
- 発達障害が疑われる子どもが増加していますので、保育所等に通っている子どもに対しては、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携や、子どもの特性に応じた保育の提供が求められています。また、保育を必要としながらも、医療的ケアの困難な子どもへの対応が課題となっています。

計画期間における方向性

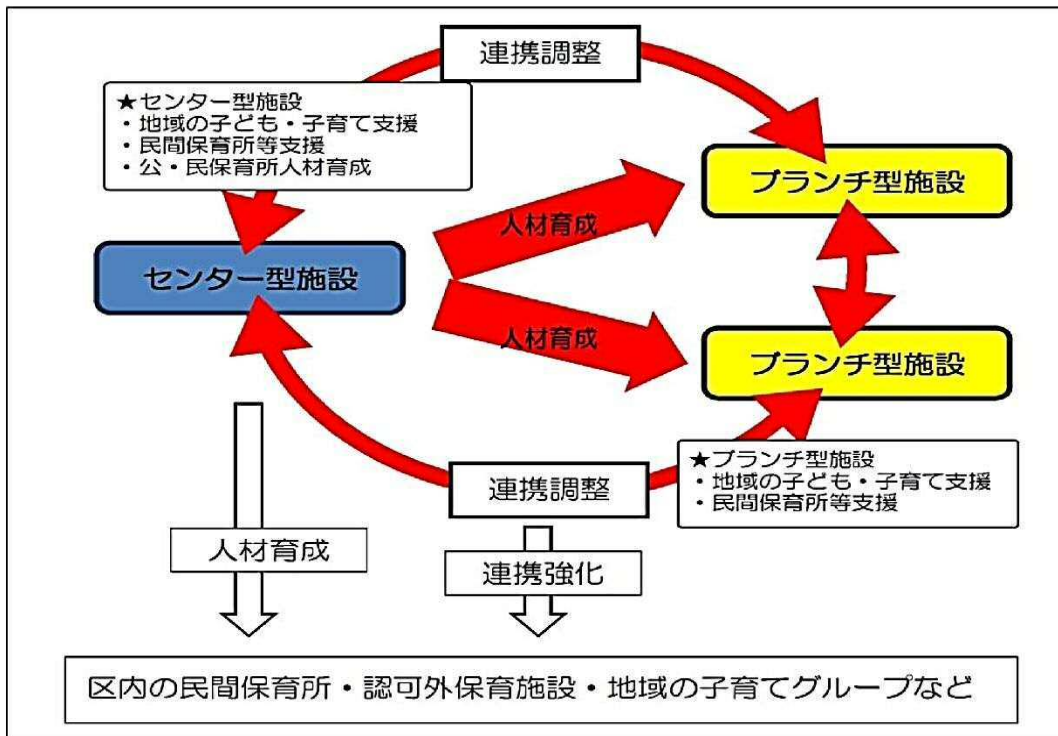
- ◎多様な運営主体が本市で事業を展開していきますので、保育の質の維持・向上に向けて、実践的な知識や保育技術を様々な機会を捉え共有するとともに、本市独自の運営費の補助等により、児童及び職員の処遇の向上を支援します。
- ◎保育士確保にあたっては、保育士養成施設との連携を強化するとともに、潜在保育士の再就職や認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。
- ◎特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。また、これまで保育所での保育が困難で

あった医療的ケアが必要な子どもの受け入れに向け、障害のあるなしにかかわらず保育を享受できる体制の整備を検討します。

推進項目：多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保

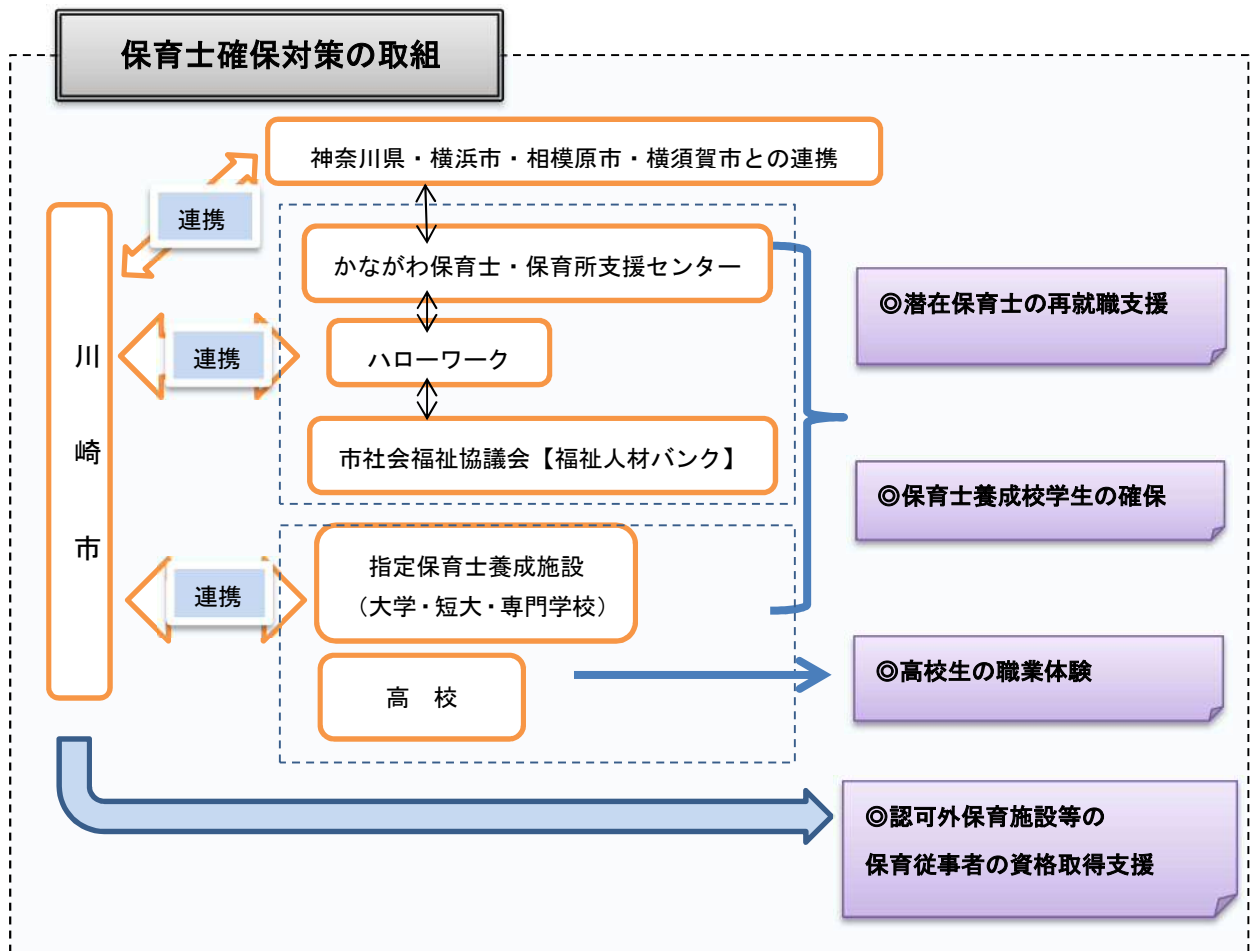
事業名	平成31年度までの主な取組
「新たな公立保育所」の推進 【Ⅲ-6へ再掲】	各区に3か所設置する「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。
指導監査等の充実	新たに創設された地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）についても、認可保育所と同様に、指導監査の項目を検討するとともに、年1回以上の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。また、認可外保育施設等についても、立入による指導監督の充実を図り、保育の質の向上に努めます。
「福祉サービス第三者評価」等の推進	これまで実施してきた認可保育所における福祉サービス第三者評価の受審のさらなる促進を図るとともに、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）における評価（自己評価・外部評価）の仕組みを検討し、評価の実施や結果の公表の促進に努めます。

「新たな公立保育所」機能・連携イメージ



推進項目：保育士確保対策の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
保育士確保事業の推進 【Ⅲ-6へ再掲】	保育士確保にあたっては、県内の自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」を活用し、潜在保育士の再就職を支援するほか、保育士養成施設との連携を強化し、就職相談会や就職支援セミナーを開催します。 また、認可外保育士施設で保育に従事する職員の保育士資格取得支援の充実を図り、認可保育所や小規模保育事業への移行を支援します。
働きやすい職場環境づくりの推進	保育士の安定雇用や離職防止のため、職員の処遇改善等さらなる労働環境の改善を進めていきます。



推進項目：特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
障害児保育の推進	小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりの子どもの特性に合わせた支援ができるよう保育体制の充実を図るとともに、本市が独自で実施する発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促します。 また、医療的ケアが必要な子どもの受入れについて検討し、そのための人材育成を進めていきます。

Ⅲ-4 多様な保育ニーズへの対応と充実

保護者の就労環境の変化に伴い、保育を必要とする時間や曜日、頻度、場面などが多様になってきています。また、就労だけでなく、在宅で子どもを養育している保護者においても、核家族化の進行等により、急な病気や育児疲れ等によるリフレッシュなど、保育を必要とする機会が増えてきています。

そのため、平日の日中に行う通常保育に加えて、延長保育や一時保育（一時預かり）、休日保育、病児・病後児保育などの多様な保育ニーズへの対応の充実が求められています。

これまでの取組

- 1983(昭和58)年度から延長保育事業を開始し、2002(平成14)年度からは20時までの長時間延長保育を実施しています。

<過去5年間の延長保育の実施状況（各年度とも4月1日の実施か所数）>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1時間延長	88	87	80	73	67
2時間延長	73	93	123	148	174

- 保護者のパートタイム就労や急病、育児疲れ等によるリフレッシュなどのため、1996(平成8)年度から、一時保育事業を開始するとともに、日曜や休日の保護者の就労等により、平日、認可保育所に入所している児童を家庭で保育できない場合の休日保育事業を2004(平成16)年度から実施しています。

<過去5年間の一時、休日保育の実施状況（各年度での実施か所数）>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一時保育	32	35	43	50	55
休日保育	6	6	6	6	6

- 児童が病気の回復期にあるものの普段通園している保育所等にはまだ通えない病状で、保護者の就労等により保育を必要とする場合の病後児保育事業を1995(平成7)年度から実施し、また、2014(平成26)年度からは、病気の回復期に至っていない病児も対象とした病児保育事業を市として初めて開始しました。

<過去5年間の病児・病後児保育の実施状況（各年度での実施か所数）>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
病児保育	—	—	—	—	1
病後児保育	3	3	3	3	3

現状と課題

- 多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所の新設、公立保育所の民営化等に併せて、長時間延長保育や一時保育、休日保育などの事業化を進めてきました。また、川崎市医師会との共同により、病児・病後児保育事業の整備も行ってきました。こうした状況の中、多様な保育に対するニーズは、さらに細分化・複雑化し、各事業においてもきめ細やかな対応が求められるとともに、より一層の

拡大が期待されています。

- 延長保育事業については、延長保育時間の細分化や土曜日実施の促進が必要とされており、一時保育事業においても、実施箇所の拡大はもとより、土曜日の実施や保育時間の延長などが求められています。
- 休日保育事業については、麻生区での実施保育所が未整備であるほか、中原区、高津区、宮前区などにおいては、利用者の大幅増により日によって利用できないこともあります。
- 病児・病後児保育事業については、幸・中原・高津・多摩の4区（ただし、病児保育については中原区の1か所のみ）において、施設が整備されていますが、未整備区域への整備と全施設での病児保育の実施が期待されています。

計画期間における方向性

- ◎増大する多様な保育ニーズに的確に対応するため、多様な保育事業の未整備区域の解消など、延長、一時、休日、病児・病後児保育事業の拡充に努めます。
- ◎加えて、細分化・複雑化する多様な保育ニーズにも適切に対応できるよう延長・一時保育事業等における実施内容の細分化、実施日・実施時間等の拡大に努めます。

推進項目：多様な保育事業の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
延長保育事業の拡充と実施内容の充実	民間保育所や認定こども園の新設等に併せて、延長保育事業の実施施設の拡充を図ります。 また、保育所の延長保育時間の区分を現行の1時間単位から30分単位に細分化し、きめ細やかな対応が図れるようにするとともに、土曜日においても延長保育の実施の促進が図られるよう取組を進めます。
一時預かり事業の拡充と実施内容の充実	民間保育所や認定こども園の新設、公立保育所の民営化、川崎認定保育園の認可化等に併せて、一時預かり事業の実施施設の拡充を図ります。 また、一時預かり事業の土曜日の実施や保育時間の延長等が図られるよう「基幹型一時預かり」の実施を推進するとともに、小規模保育事業等における「少人数制一時預かり（時間預かり）」の事業化を推進します。
休日保育事業の拡充	休日保育事業を行う施設の未整備区域への整備を進めるとともに、利用者が増え、ますます利用ニーズが見込まれる区域の実施施設の定員増を図ります。
病児・病後児保育事業の拡充	川崎市医師会と連携し、未整備区域への整備を進めるとともに、既存の病後児保育施設での病児保育の事業化を検討します。
夜間、年末保育事業の推進	現在、市内1か所で行っている夜間保育事業や各区で公立保育所が行っている年末保育事業についても、引き続き利用ニーズがあることから、事業を継続実施します。

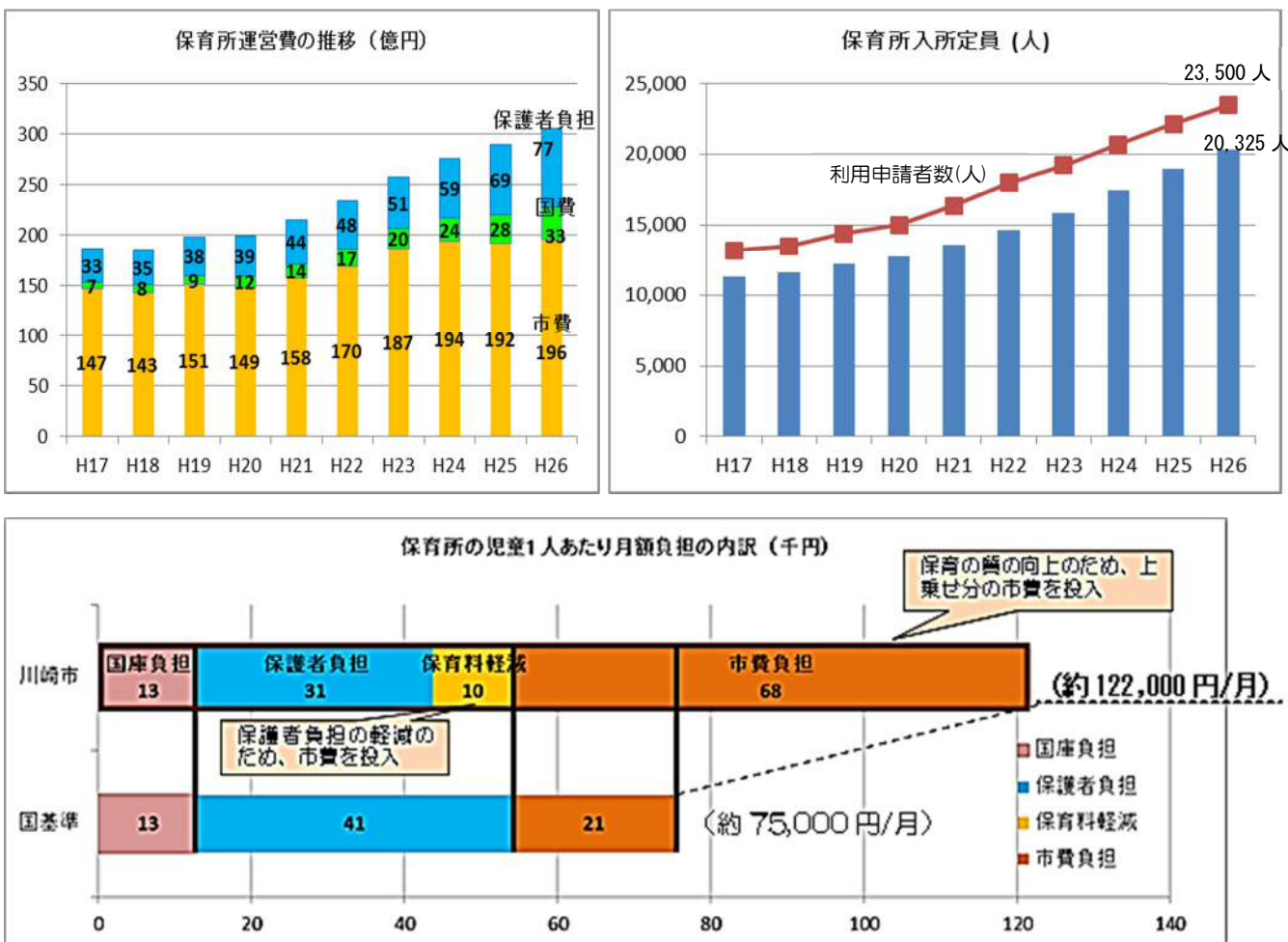
Ⅲ-5 保育サービス利用における受益と負担の適正化

本市では、これまで増大する保育需要に対応するため、保育所整備を推進するとともに、延長保育や一時保育などの、多様な保育サービスの充実を図ってきました。

認可保育所の保育料については、世帯の所得の状況に応じて費用負担を求めてきましたが、運営費の増加に対応する適正な費用負担を将来にわたって見直していく必要があります。本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市における状況にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化を検討していきます。

これまでの取組

- 高まる保育需要に対応するために、認可保育所の整備を推進し、入所定員の拡大に努めてきたことにより保育所の運営費は年々増加し、2014(平成26)年度の保育所運営費の予算は300億円を超えている状況です。利用児童の処遇向上と保育料負担軽減のために独自の施策を展開していることもあり、児童1人当たりで換算すると、月額約122,000円となっています。



資料：川崎市こども本部調べ

●2011(平成23)年度に、学識経験者、幼稚園・保育所運営事業者、保護者代表等で組織する「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、保育料の改定に向けた検討を行いました。就学前児童数の増加傾向が継続する予測から、第2期保育基本計画に基づく保育所整備の継続と施設数拡大に伴う運営経費の増加が見込まれることから、これらの要因を考慮した検討結果として次の報告を受けました。

- ・サービスの受給における保護者からの応分の負担を求めること。
- ・保護者負担割合を国基準保育料に対し75%程度とすること。
- ・低所得者層及び中間層へ配慮した保育料額とすること。
- ・保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直すこと。

この報告を受けて平成24年度から3年間で、保育料の負担割合を66.4%から75.0%まで段階的に引き上げました。また、家庭保育福祉員制度及びおなかま保育室の利用者負担額についても引き上げを行いました。

●認可保育所の保育料は、公営も民営も川崎市が徴収を行います。認可保育所に入所していない家庭や在宅で子育てをする家庭、さらには一般に納税をしていただいている家庭との公平性の観点から保育料の収納対策の強化をしてきました。保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには、法令の規定による債権差押を中心とした滞納処分も行いました。

<保育料改定(国基準額に対する負担率)の経過> (単位:%)

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
62.2	63.7	65.0	66.4	69.4	72.4	75.0

<収納率の推移> (単位:%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
95.2	96.0	96.4	97.1	97.3

現状と課題

- 2015(平成27)年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」においては、国基準利用者負担額が現行制度の水準で示されているため、本市の保育料は現行水準としますが、第2期保育基本計画に基づき、2012(平成24)年度以降も高まる保育ニーズへの対応のため、年間20施設程度の保育所整備を継続していることから、保育所の運営経費は増加傾向にあり、安定的な運営の確保と質の維持・向上を図るためにも、適切な負担率の改定に向けた検討が必要です。
- 新制度における地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)の保育料の設定については、認可外保育施設である家庭保育福祉員、おなかま保育室及び川崎認定保育園から移行することも考慮し、それぞれの現行の保育料を基本の水準として設定しているため、保育所保育料負担率の改定と連動することが必要です。
- 保育所における一時保育や病児保育施設の利用料については、保育所保育料を基に設定していましたが、事業実施の状況、国の制度改正等を考慮した負担のあり方を検討することが必要です。
- 保育料の徴収については、現年度分は各種取組により収納率の向上の成果をあげていますが、滞納繰越分については、年月の経過が進むことで徴収が困難になるため、その対策の強化が必要です。

計画期間における方向性

- ◎認可保育所の保育料や一時保育、病児保育などの保育サービスに関する利用料金については、2016(平成28)年度以降の受益と適正な負担のあり方を検討するために、2015(平成27)年度において検討組織を設置し、国の制度改革、他都市の状況にも留意しながら、適切な保育料や利用料金の設定について一定の方向性を確定します。
- ◎保育料の滞納については、引き続き口座振替の促進を図り、コンビニ収納を開始するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。

- 認可施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業）等の保育料負担割合の適正化
2016(平成28)年度の改定に向けた検討を行います。

施設種別	平成27年度の負担割合	施設の有資格者割合
認可保育所	国基準の 75%	100%
認定こども園（2号、3号）	国基準の 75%	100%
小規模保育事業A型	国基準の 75%	100%
小規模保育事業B型	市認可保育所の 80%	50%以上
小規模保育事業C型	市認可保育所の 65%	家庭的保育者
家庭的保育事業	市認可保育所の 65%	家庭的保育者
事業所内保育事業A型	国基準の 75%	100%
事業所内保育事業B型	市認可保育所の 80%	50%以上
居宅訪問型保育事業	国基準の 75%	家庭的保育者
おなかま保育室（認可外）	市認可保育所の 80%	3分の1以上

- 多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討
2016(平成28)年度の改定に向けた検討を行います。

事業種別	平成27年度利用料金	備考
延長保育事業（保育所関係）	30分 1,000円	別途補食代 1,500円程度
一時保育事業（保育所関係）	日 額 2,300円	食事・おやつ代は別
年末保育事業	日 額 2,500円	弁当持参・おやつ代含む
病児・病後児保育事業	日 額 2,500円	食事・おやつ代含む

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は減免制度があります。

- 川崎認定保育園の保育料負担の軽減

川崎認定保育園の保育料は運営事業者が独自に設定していますが、市が定めた保育を必要としている事由に該当していることを要件に保育料の負担軽減を目的とした補助制度を、保育需要や施設の利用状況を踏まえ実施しています。現行の保育料補助金額は0～2歳児は所得により1万円又は2万円、3歳以上児は5千円です。

推進項目：保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討

事業名	平成31年度までの主な取組
認可保育所等の保育料負担割合の適正化	保育所、認定こども園、小規模保育事業等の施設種別に応じた保育料負担割合の適正化を図ります。
多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討	延長保育、一時保育、年末保育及び病児・病後児保育事業の利用における受益と負担の適正化に向けた検討を行います。
川崎認定保育園の保育料負担の軽減	本市独自の認可外保育事業における保育料について、認可保育所利用者との負担の差の緩和を図ります。

推進項目：保育料の収納率向上に向けた取組の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
収納率向上の取組	保育料の口座振替を推奨するとともに、納付書の取扱いについて、金融機関に加えコンビニエンスストアでも可能にし、利便性の向上を図ります。
滞納対策の強化	電話催告や納付面談を実施するとともに、専門的な知識を持つ経験者等の助言を得て、法令の規定による滞納処分を行います。

Ⅲ－６ 待機児童対策の総合的な推進

「待機児童の解消」は本市の最重要課題の一つであり、2013(平成25)年12月に市長をトップとした「待機児童ゼロ対策推進本部」を、区長をトップとした「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」をそれぞれ設置し、職員が一丸となって待機児童の解消に向けた検討を進め、組織体制の整備をはじめ、予算編成、具体的な施策の検討や実施など、スピード感を持って取組を進めてきました。

「子ども・子育て支援新制度」が導入された後も、待機児童の解消を継続するため、新制度における施策・事業を的確に実行することなどにより、待機児童対策を総合的に推進していきます。

これまでの取組

- 2014(平成26)年2月に待機児童対策の基本方針として策定した「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」に基づき、認可保育所の整備のほか川崎認定保育園の拡充や保育料補助の増額など、迅速に効果的な施策を推進してきました。
- 区役所においては、保育所入所不承諾となった方に対して、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等を適切に結びつけるマッチングを図ったことなど、市民視点に立った取組を積極的に行いました。
- 待機児童の解消においては、保育の質の担保・向上が重要であり、その対策として、2013(平成25)年度は川崎区と宮前区で実施していた「新たな公立保育所」の機能を2014(平成26)年4月から全区で展開し、民間保育所等との交流・支援、公・民保育所人材育成を図るなど、市全体の保育の質の維持と向上に取り組んでいます。
- こうした取組の結果、2014(平成26)年4月の保育所待機児童数は62人となり、前年同月の438人から大幅に減少し、待機児童減少数(376人の減)で全国2位という具体的な成果につながりました。
- 川崎市からの働きかけにより横浜市との間で「待機児童対策に関する協定」を締結し、「ともに子育てしやすいまち」を目指して、市境における保育所等の共同整備など、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を推進しています。



資料：川崎市子ども本部調べ

現状と課題

- これまでの取組を着実に実施し、2015(平成27)年4月の待機児童の解消を実現します。
- 待機児童の解消は、2015(平成27)年度以降も継続していく必要があります。
- 待機児童の解消の後には、保育所等に入所できるという期待感から転入者が増え、新たな需要を掘り起こし、当分の間は、利用申請者数が増え続けることが想定されるため、その対策が必要です。

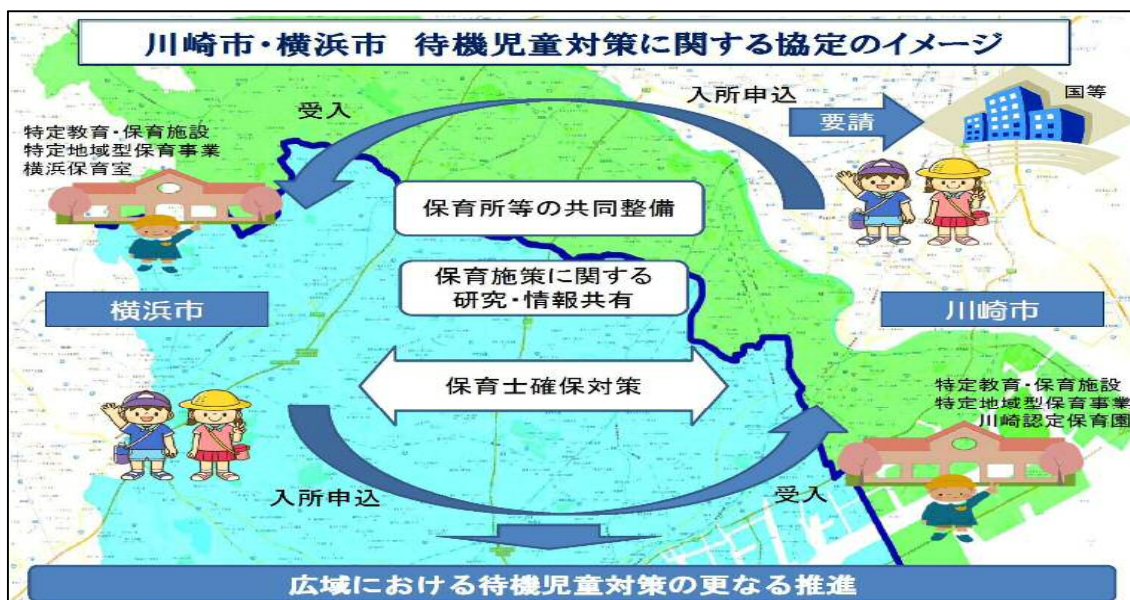
計画期間における方向性

- ◎待機児童の解消を継続するため、教育・保育の量の見込みに対応する確保策において、保育所等の整備などを計画的に実施し、必要な教育・保育の提供体制を確保していきます。
- ◎今後も多くの民間保育所等が整備され、保育士の確保と質の担保が重要な課題となるため、その対策に力を傾注していきます。
- ◎区役所においては、2015(平成27)年4月の子ども・子育て支援法の本格実施に伴う利用者支援事業の中で、保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細やかな相談・支援を継続して実施していきます。
- ◎「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書」に基づく取組を横浜市と連携・協力して推進し、待機児童対策の更なる促進を図ります。

【連携・協力事項】

- ・市境における保育所等の共同整備に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること。

- 保育士の確保対策に関すること。
- 保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- 国等への要請に関すること。
- その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項



推進項目：待機児童対策の総合的な推進

事業名	平成31年度までの主な取組
<p>区役所における保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実 【Ⅱ-2の再掲】</p>	<p>多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、地域における教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。</p> <p>また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてはタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。</p>

事業名	平成31年度までの主な取組
重点整備箇所への認可保育所の整備 【Ⅲ－2の再掲】	<p>認可保育所の整備は、待機児童解消への期待感により新たに掘り起こされる保育需要や、引き続き大規模住宅開発等により保育需要の急増が見込まれる地域の状況を見極め、必要とされる場所に的確かつ効果的に整備を行い、待機児童解消の継続を図っていきます。</p> <p>整備地域の選定にあたっては、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の入所や空き状況、入所保留者の地域（町丁）別、児童年齢別、ランク別件数等の把握・分析を行い、保育需要が見込まれる重点整備地域の絞り込みを行います。また、保育所等に適した物件の掘り起こしが課題となっていることから、保育所等の整備に向けては、区役所とこども本部が連携しながら、対応を図ります。</p>
小規模保育事業所の整備 【Ⅲ－2の再掲】	<p>小規模保育事業所については、面積的に認可保育所の整備が困難な既成市街地においても重点的で柔軟な整備がしやすいことから、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進していきます。</p>
横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 【Ⅲ－2の再掲】	<p>横浜市との「待機児童対策に関する協定」に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めていきます。</p>
川崎認定保育園における受入枠の確保 【Ⅲ－2の再掲】	<p>本市独自の認可外保育事業である川崎認定保育園については、一定の受入枠を継続して確保するとともに、保護者の保育料負担軽減を実施します。</p>
保育士確保事業の推進 【Ⅲ－3の再掲】	<p>保育士確保にあたっては、県内の自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」を活用し、潜在保育士の再就職を支援するほか、保育士養成施設との連携を強化し、就職相談会や就職支援セミナーを開催します。</p> <p>また、認可外保育士施設で保育に従事する職員の保育士資格取得支援の充実を図り、認可保育所や小規模保育事業への移行を支援します。</p>
「新たな公立保育所」の推進 【Ⅲ－3の再掲】	<p>各区に3か所設置する「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。</p>

基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

Ⅳ-1 子どもの健やかな成長

これまで本市において母子保健施策を推進するための行動計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市母子保健計画 かわさき健やか親子21」の「基本理念」や「施策の方向性と取組」、等を踏まえ、2015(平成27)年度から推進する施策・取組について示しています。

乳幼児の健やかな育ちを促し、生涯を通じた健康づくりの出発点である母子保健については、子どもの切れ目ない成長を支えるうえで、非常に重要な役割を担っています。

これまで国が21世紀の母子保健の取組の方向性と目標を国民運動として示した「健やか親子21」を受け、本市においても2002(平成14)年度に本市の母子保健に関わる計画として「かわさき健やか親子21」を策定し、施策・事業を推進してきました。

2015(平成27)年度からは、本計画の中で母子保健対策を推進し、子どもの健やかな成長を支え、思春期及び妊娠・出産・育児まで、各時期の課題に合わせた一貫した支援に向けて取組を推進します。

これまでの取組

- 母子健康手帳の交付時をはじめとする、母子の健康や子育てに関する相談支援体制を構築するとともに、安心安全な妊娠・出産・子育てに向けて、妊婦健康診査を適切に受診できる環境づくりを推進しました。

＜母子健康手帳交付数＞

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数	15,926	15,728	15,947	15,694

- 両親学級を開催し、妊娠・出産・子育てに関する学習の場を提供するとともに、地域における仲間づくりの場を提供しました。

＜両親学級実施状況＞

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	102	104	109	100
受講者数	6,127	5,991	5,808	5,826

- 妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及に努めました。
- 産後間もない母子共に不安定な時期に安心して過ごせるよう、2014(平成26)年10月から産後ケア事業をモデル実施して、支援の充実を図りました。
- 出産後、早期に子育てに必要な情報提供や支援を行うとともに、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう、乳児家庭全戸訪問事業の充実を図りました。

<乳児家庭全戸訪問事業>

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生数	14,729	14,446	14,453	14,469
訪問数	12,343	11,793	12,913	13,284
実施率	83.8%	83.8%	83.8%	83.8%

- 特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費の一部を助成するとともに、不妊・不育専門相談センターによる相談事業を実施することで、経済的負担や精神的負担の軽減を図りました。

<特定不妊治療費助成件数>

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助成件数	1,487	1,828	2,378	2,656

- 難病児等の健全育成を目的として、小児慢性特定疾患医療等を助成しました。
- 乳幼児の健やかな発達や保護者の育児を支援するため、乳幼児健康診査において乳幼児の発育の確認を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに、安心して育児ができるよう各家庭の状況に合わせた支援を行い、必要な家庭を早期に把握し、相談支援などの対応を行いました。
- 学童・思春期の子どもたちの心と身体の健康を増進するため、学校保健と地域保健との連携により、保健や育児に関する普及啓発を行いました。

現状と課題

- 核家族化や近隣との関係の希薄化により、乳幼児と接した経験なく親になる人が増加しているとともに、近くに相談相手がないなど、妊産婦が子育て家庭や地域で孤立する傾向にあります。妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発とともに、妊産婦や各子育て家庭の状況に応じた相談・支援を提供できる体制の強化が求められています。
- 安定した子育てに向けて、支援の必要な妊産婦に対する確かな支援をより早期に実施するとともに、産後間もない時期の子育て家庭への支援を充実することが必要です。そのため、個別ニーズの的確な把握と支援の充実、産婦人科等医療機関との連携の仕組みの構築などが課題となっています。
- 不妊治療を受ける夫婦が年々増加しており、不妊治療の支援のあり方について検討が必要です。
- ハイリスク妊娠・出産の増加など、妊娠と出産を取り巻く環境は大きく変化しており、周産期救急医療における高度な医療体制が求められています。
- 小児救急医療体制については、休日診療を担う休日（夜間）急患診療所や、夜間診療のための小児急病センターを設置し、体制の充実に取り組んできましたが、小児科医の不足が大きな課題となっています。
- 成長発達の各時期に実施する乳幼児健康診査事業は、全ての親子の状況に合わせた的確な支援を行う重要な機会となっていますが、今日の子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、より効果的な事業を推進できるよう、健診の実施時期や方法を見直すことが必要です。
- 乳幼児健康診査の未受診は児童虐待のハイリスク要因の一つとされることから、対象者を迅速かつ

的確に把握し、要支援家庭に対して、状況に合わせた支援を実施する必要があります。

- 多様化する子どもの心身の問題に対応するとともに、思春期から妊娠・出産・育児にいたるライフプランを考える仕組みが必要です。

計画期間における方向性

- ◎妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児にあたれるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。
- ◎医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを行います。
- ◎妊娠出産に関する啓発とともに、不妊治療に対する効果的な助成制度のあり方を検討します。また、不妊治療に対する精神的支援の充実を図ります。
- ◎難病をり患した子どもの健全育成と自立促進を支援します。
- ◎安心して妊娠・出産ができるように、新生児集中治療管理室（NICU）の新たな整備や増床を図る医療機関を支援し、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを中心とした周産期医療ネットワークを推進します。
- ◎休日（夜間）急患診療所や小児急病センターにおける小児科医療の維持をはじめ、病院群輪番制による小児科第二次救急医療体制の確保に努めます。
- ◎子どもの成長発達の状態を確認し、疾病などの早期発見や保健指導及び継続した相談支援を地域の医療機関と連携しながら効果的に実施できるよう、乳幼児健康診査事業の再構築を図ります。
- ◎子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報システムを導入し、効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を行います。
- ◎思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実を目的として、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を行います。

推進項目：安心して妊娠・出産できる環境の整備

事業名	平成31年度までの主な取組
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、経済的負担や精神的負担の軽減を図ります。
母子保健指導事業	母子健康手帳交付時における妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供の充実を図り、母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図ります。
妊婦健康診査事業	母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査を受診できるよう費用の助成を行います。また、妊婦健診を通じた支援の充実を図るため、産婦人科医療機関との連携を強化するとともに、母子保健情報システムを導入し、健診未受診者への対応を強化します。

事業名	平成31年度までの主な取組
産後母子ケア推進事業	産後ケア事業を本格的に実施し、出産直後の不安定になりやすい母子への心身のケアを行うことで、育児不安を早期に軽減し、児童虐待の未然防止を推進します。
周産期医療ネットワークの推進	産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。
産前・産後ヘルパー派遣事業	母親の出産前後における体調不良等のため、育児または家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行い、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

推進項目：乳幼児の健やかな発育・発達を支える

事業名	平成31年度までの主な取組
乳児家庭全戸訪問事業【Ⅱ-2の再掲】	子育てに必要な情報提供や支援を行い、親子が地域で孤立せずに安心して育児できるよう、乳児家庭の全戸訪問をめざします。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長発達を支え、保護者が安心して育児ができるよう、地域の医療機関などと連携しながら一貫した支援を効果的に実施するため、乳幼児健康診査の実施時期や方法について検討します。また、母子保健情報システムを導入して、乳幼児健康診査を通じた的確な相談支援の充実や未受診者への対応の強化を図ります。
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病医療費を助成するとともに、慢性的な疾病を抱える児童の健全育成や自立相談を行い、児童とその家族を支援します。
小児救急医療体制の確保	休日（夜間）急患診療所や小児急病センターを運営し、小児患者の救急医療の確保に努めます。

推進項目：学齢期・思春期の子どもの心と体の健康を増進

事業名	平成31年度までの主な取組
健全母性育成事業	思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実を目的として、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を行います。

IV-2 自立への基盤を育てる取組の推進

学齢期は、親・家族等を中心とした生活環境から徐々に自立し、活動の場が学校や地域に移るとともに、友人・学校の先生・地域の大人など、人間関係も広がりを見せ始めます。学校や地域における集団活動を通して、友人や地域の大人等の様々な人々との人間関係を築く力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力などを身につけていくこの時期は、将来の社会的自立に向けて基盤を築く大切な時期です。

学校における日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後における遊び・様々な体験等の集団活動や地域活動を通して、人間としての在り方生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手となる人材を育成します。

これまでの取組

- 「かわさき教育プラン」に基づき、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和を重視する「生きる力」を身につけるために、学校における学習内容の充実・指導環境の充実とともに、家庭の教育力・地域の教育力の向上に取り組んできました。
- 地域の子どもの遊びを中心とした活動の拠点として、市内の全中学校区にこども文化センターを設置し、子どもの健全育成を図ってきました。
- 全ての市立小学校で、保護者の就労のいかんを問わず、全ての小学生を対象とした「わくわくプラザ事業」を実施し、児童の安全な居場所の提供と仲間づくりを促進してきました。わくわくプラザ事業は、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」を連携または一体的に行う「放課後子どもプラン」に位置づけて実施しています。

<川崎市立小学校在校児童数とわくわくプラザの登録・利用状況>

利用者	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在校児童数（人）	69,794	70,048	70,013	70,127	70,343
登録児童数（人）	30,322	29,704	30,779	30,931	32,179
登録率	43.4%	42.4%	44.0%	44.1%	45.7%

※ わくわくプラザ登録児童数は月平均

現状と課題

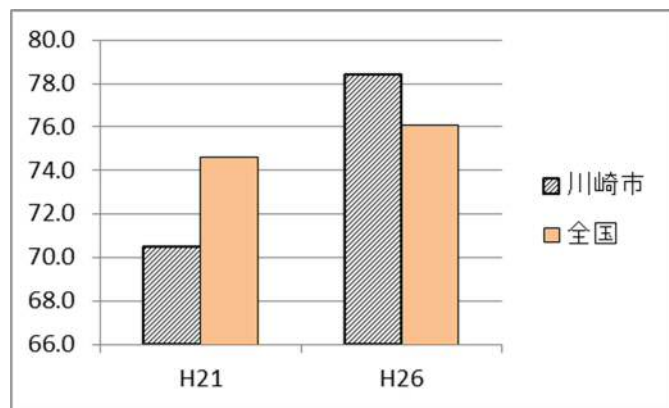
- 子どもを取り巻く家庭環境・地域環境の変化により、子どものコミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感、他者を思いやる意識の低さ、規範意識の低下などが課題となっています。

■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童の割合(小6)

(単位：%)

	平成 21 年	平成 26 年
川崎市	70.5	78.4
全国	74.6	76.1

資料：全国学力・学習状況調査

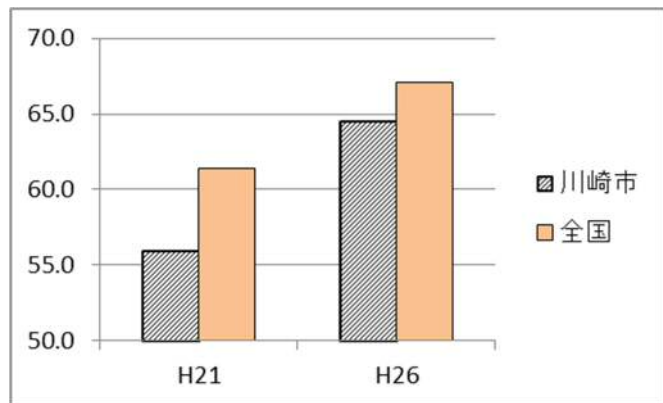


■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童の割合(中3)

(単位：%)

	平成 21 年	平成 26 年
川崎市	55.9	64.5
全国	61.4	67.1

資料：全国学力・学習状況調査



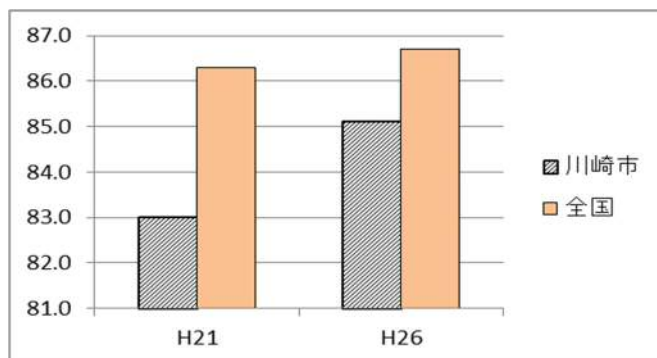
- 将来への夢や希望が持てない中、学校での学習の意義が見いだせず学習意欲が低下したり、子どもたちが将来に不安を感じたりしていることが課題となっています。

■「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合(小6)

(単位：%)

	平成 21 年	平成 26 年
川崎市	83.0	85.1
全国	86.3	86.7

資料：全国学力・学習状況調査

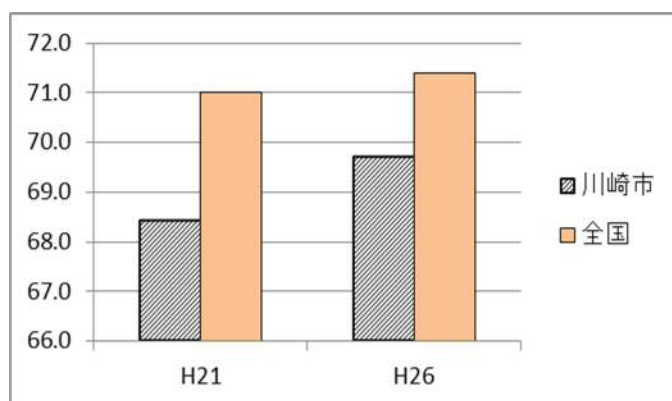


■「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合(中3)

(単位：%)

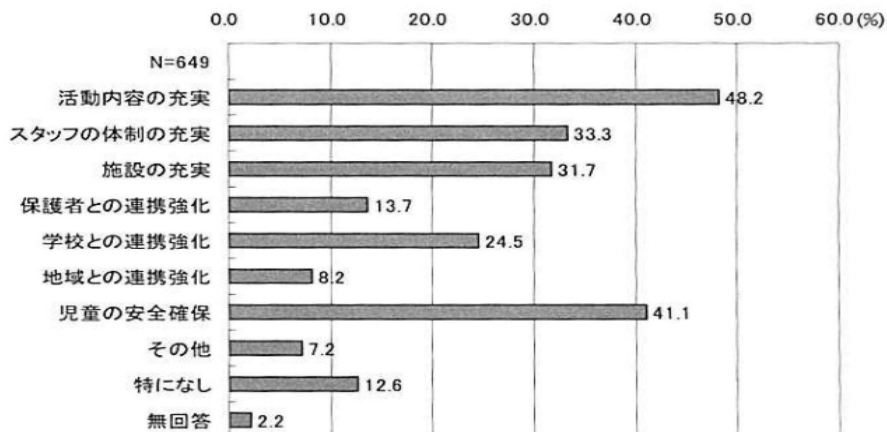
	平成 21 年	平成 26 年
川崎市	68.4	69.7
全国	71	71.4

資料：全国学力・学習状況調査



- 子どもが地域の様々な大人と交流し、対人関係能力などの社会的自立に必要な力を身につけていけるよう、全中学校区にある貴重な社会資源であることも文化センターをいかに有効活用していくか、検討していく必要があります。
- 子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」の打破が問題となっています。子育て家庭のニーズを踏まえ、「わくわくプラザ事業」の土曜日や長期休業期間の開所時間の拡充が求められています。
- 「わくわくプラザ事業」は放課後児童健全育成事業を包含して全児童を対象として実施しており、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に沿った運営を行っていく必要があります。また、民間の事業者が放課後児童健全育成事業を実施する場合も基準に沿った運営となるよう、指導・助言を行う必要があります。
- 「わくわくプラザ事業」では希望する全児童を受け入れていることから、利用児童数の増加や障害のある子どもも含めた多様なニーズに対して、設備や人的な対応等を図っていく必要があります。

■ <わくわくプラザに今後望むこと>



資料：「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」（平成 26 年 2 月）

計画期間における方向性

- ◎「キャリア在り方生き方教育」として、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を全ての学校で実践し、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などについて、小学校段階から系統的・計画的に育てていきます。
- ◎こども文化センターについて、社会状況の変化に伴って子ども・若者が抱える課題に対応できる施設として、更なる機能強化を検討するとともに、子どもと地域の大人との交流など、地域における主体的な活動の拠点となるよう、施設のあり方を再構築します。
- ◎全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる場所を提供するとともに、発達・成長段階に応じた主体的な遊びや異年齢の子ども同士の交流、多様な体験プログラムを通じた学びなど、総合的な放課後対策の推進に向けて、わくわくプラザ事業の質の維持・向上に取り組みます。
- ◎子育て家庭のニーズを踏まえて、開所時間の拡充に向けた検討を進めるとともに、わくわくプラザにおけるサービスの受益と負担の適正化について検討を進めます。
- ◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を踏まえて、わくわくプラザ事業の設備の改善に取り組むとともに、利用児童及びその保護者の多様なニーズに対応します。
- ◎学齢期の子どもの成長について、「学校教育」、「放課後健全育成」、「地域ぐるみの活動」、それぞれの視点を切り離すことなく、相互に連携した複合的な取組を進め、子どもの教育や健全育成を総合的に支援します。

推進項目：キャリア在り方生き方教育の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を、2016(平成28)年度から全校で実践するため、手引の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築を図ります。また、家庭との連携を意識した「キャリア在り方生き方教育」の推進を図ります。

推進項目：放課後の活動・地域での活動を通じた健全育成

事業名	平成31年度までの主な取組
こども文化センター事業 【Ⅱ-2の再掲】	地域の社会資源としておおむね中学校区に1か所設置されている利便性を活かした施設の活用のあり方を検討し、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりとともに、多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点として、機能の強化を図ります。
わくわくプラザ事業	放課後児童健全育成事業を包含した全児童対策として、異年齢の児童が遊びを通じて交流を促進できるよう、引き続き事業の質の向上を図っていきます。また、開所時間の拡充や適正な受益と負担の関係についての検討を進めます。(登録児童数 2013(平成25)年度 32,179人⇒2019(平成31)年度 35,135人)
青少年育成連盟への支援 【Ⅱ-2の再掲】	子ども会連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成されている川崎市青少年育成連盟の活動を支援します。また、構成団体が実施する各種行事等への協力や、ジュニアリーダー等の養成を行い、青少年が地域の中で様々な大人に見守られながら健やかに成長していけるための地域づくりを進めます。

＜国の「放課後子ども総合プラン」における放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体型イメージ＞



基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり

V-1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

子どもの養育・養護は、一義的には家庭の責務ですが、保護者が亡くなった家庭、保護者が疾病等で子どもの養育・養護ができなくなった家庭、児童虐待等により保護者に養育・養護させることが適当でなくなった家庭など、やむを得ない理由により、子どもが家庭で生活することが困難な状況もあります。

「社会的養護」は、そのような状況に置かれた子どもに対し、公的責任で社会的に養育・養護するものであり、子どもの基本的な人権を守るために、家庭に代わる子どもの生活の場を確保し、子どもの健全な成長・発達を保障します。

これまでの取組

- 2009(平成21)年10月に策定した「要保護児童^{注1)} 施設整備に向けた基本方針」に基づく取組を推進し、乳児院は既存の1施設に加えて新たに1施設を新設、児童養護施設は既存の2施設に加えて新たに2施設を新設しました。
- 新設した児童養護施設は家庭的な養育環境に配慮(施設の家庭的養護)し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア^{注2)}」に対応した施設としました。
- 社会的養護が必要な子どもの中には、心理的・精神的な課題を抱えた子どももいることから、専門的な医療ケアに配慮した情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)を整備しています。
- 2011(平成23)年1月に策定した「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく取組を推進し、里親の互助組織である里親会と協働して、里親制度の拡充と里親への支援の強化に努めてきました。
- 施設と里親の中間的形態として、グループホーム^{注3)}の拡充を推進してきました。

<本市の社会的養護の現況(平成26年10月1日現在)>

施設等名称	施設数等
児童養護施設	4か所
乳児院	2か所
里親	112組
グループホーム	5か所
自立援助ホーム	1か所
情緒障害児短期治療施設 (児童心理治療施設)	1か所(建設中)

注1)「要保護児童」:保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

注2)「小規模グループケア」:本体施設や民間住宅において、6人程度の生活グループで家庭的養護を行うことを小規模グループケアと呼ぶ。また、分園型として、施設本体から分けて、施設近隣の民間住宅などを活用し、児童の養護を行うこともできる。

注3)「グループホーム」:施設(本体)から分散された地域小規模児童養護施設を指す。家庭的養護の一形態。本体施設の支援のもと民間住宅などを活用して6人程度の児童の養護を行う。ただし、設置は本体施設1か所につき原則2か所までとなっている。

現状と課題

- 社会的養護については、一般家庭の環境に近い養育環境を目指すこととされており、国の「社会的養護の課題と将来像」においても、「児童養護施設や乳児院・グループホーム・里親をそれぞれ概ね3分の1」とする考え方が示されています。そのため、長期的な視点で家庭養護ならびに家庭的養護を推進する取組が必要です。
- 既存の児童養護施設について、老朽化への対応として改築を行っていますが、新設の児童養護施設と合わせて「小規模グループケア」に対応した整備が必要です。
- グループホームは、施設と里親の中間形態として、社会的養護において重要な役割を果たすものであり、今後の社会的養護の需要の増加に対する効果的な対応策です。
- 里親については、登録里親の高齢化という課題が生じており、子どもの受け入れができる里親の減少が見込まれます。そのため、新規の里親の登録拡充が必要です。
- 里親は、子どもへの愛情とボランティア精神に基づく制度であり、社会的養護の専門性を里親個人の資質に頼っており、また、里親の精神的な負担の大きさも課題となっています。
- 児童養護施設退所後の進路について、大学・専門学校等への進路の割合は22.6%で、高等学校卒業生全体の76.9%に比べても低く、一方、就職者の割合は高等学校卒業生全体が16.9%であるのに対し、児童養護施設児童は69.8%と高い割合になっています。特に、高校卒業後において、多くの子どもは自ら収入を得て自立しなければならないため、住居・生活資金・進学資金の面で課題があります（進学率等は、厚生労働省『社会的養護の課題と将来像の実現に向けて』から抜粋）。

計画期間における方向性

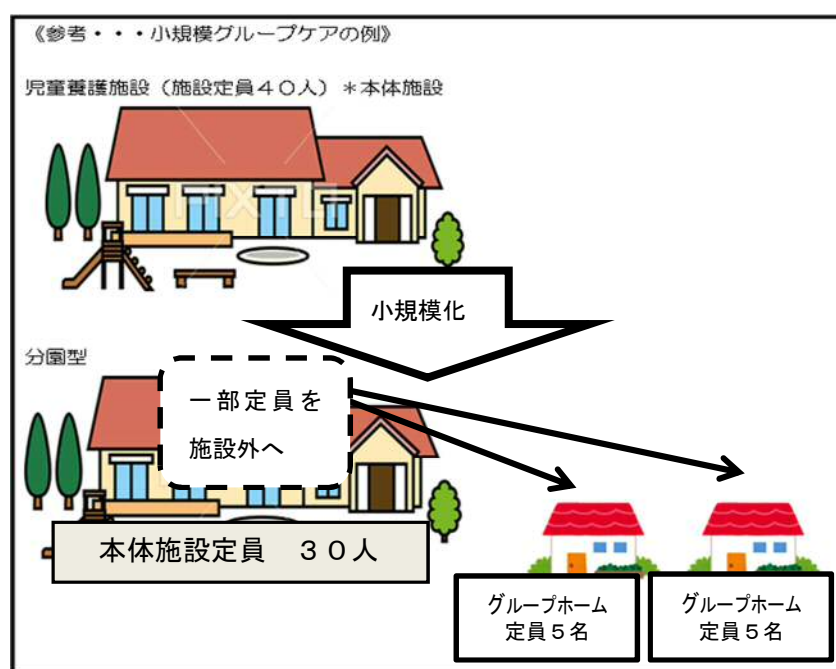
- ◎既存の児童養護施設の改築について、新設の児童養護施設と同様に、家庭的な養育環境に配慮（施設の家庭的養護）し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設とします。
- ◎今後も、児童虐待等の増加により、社会的養護の需要も増加することが見込まれます。別途2014(平成26)年度に策定する社会的養護の推進に関わる計画に基づき、国の「社会的養護の課題と将来像」の考え方を踏まえ、新たな需要に対しては、グループホームと里親制度で対応するなど、家庭養護の推進に向けた取組を進めます。
- ◎施設に附随する機能としてのグループホーム、里親の拡充機能としてのグループホームなど、その運営形態のあり方について再構築し、グループホームの拡充に向けた検討を推進します。
- ◎里親制度の拡充にあたって、制度の周知はもちろんのこと、担い手の発掘・育成など、効果的な普及・啓発の手法を検討します。
- ◎社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設・里親における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、施設や里親における養育を離れて自立した後も継続的な支援を行えるよう、仕組みを構築します。

推進項目：家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
児童養護施設等整備の推進	既存児童養護施設について、建て替えに合わせて小規模グループケアを実施します。
グループホーム等運営事業	今後の要保護児童に対する重要な取り組みの一つとして、グループホームの整備を推進します。また、そのための整備の手法について検討します。
子育て短期支援事業	育児疲れなどの場合に短期間こどもを預かり、家庭での養育を支援するため、既存児童養護施設において建て替え後に、子育て短期支援事業を実施します。
退所後児童支援事業	18歳を迎え児童福祉施設等を退所となる児童に対して、就労支援や就労後の定着支援を実施します。また、退所後の負担軽減のために市営住宅の活用・民間賃貸住宅の利用策や、進学費用の援助など18歳以降の継続的な支援策を検討します。

推進項目：里親制度（家庭養護）の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
里親制度実施事業	里親の登録数の増加には、里親制度そのものの普及啓発が重要であることから、里親支援機関と連携したPR活動の強化等に努めます。
里親支援機関運営事業	里親の相談支援活動の中でニーズを把握し、里親研修の充実や専門性の向上を目指すとともに、NPO 法人等による支援の強化を図っていきます。また、さらに関係機関とのネットワークを推進し、里親候補者の新規開拓及び里親登録者の増加を目指します。



V-2 ひとり親家庭への支援の充実

これまで本市において母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と向上のための施策を推進する自立促進計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市母子家庭等自立促進計画」の「基本理念」や「基本目標」に基づく施策・事業の展開等を踏まえ、2015(平成27)年度から推進する施策・取組について示しています。

ひとり親家庭は、経済的にも、育児や家事などの生活面においても、肉体的・精神的負担が大きいものです。

近年の経済状況の変化、核家族化や地域の繋がり希薄化などの社会環境の変化は、一般の家庭にも影響するものですが、ひとり親家庭においては特に大きく影響するものであり、ひとり親家庭を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっています。

ひとり親家庭への支援の充実に向けて、子育て・生活・就業・経済的負担などの多方面の視点から総合的な対策を推進します。

これまでの取組

- 児童扶養手当や貸付など経済的支援を中心とする施策から、就業による自立を総合的に支援する施策に転換を図ってきました。
- ひとり親家庭における専門支援機関として、母子・父子福祉センターにおける生活支援・就業支援の取組を進めるとともに、市民に身近な区役所保健福祉センター等において、相談・支援の充実に取り組んできました。

○母子・父子福祉センターにおける生活相談件数、生活相談人数 2013(平成25)年度

相談内容別内訳	
子育て・生活相談	788 件
日常生活支援事業派遣依頼	181 件
離婚相談	52 件
法律相談	30 件
養育費相談	29 件
その他(住宅等)	72 件
計	1,152 件

相談形態別内訳	
来所	238 人
電話	666 人
計	904 人

○母子・父子福祉センターにおける就業相談件数 2013(平成25)年度

相談形態別内訳	
来所	454 件
電話	803 件
計	1,257 件

○就業支援に向けた講習会等の実施 2013(平成25)年度

講習会等の内容	
日商簿記検定資格取得講座	延 206 人
パソコン講座	
電子会計ソフト講座	
各種資格取得セミナー	

○無料職業紹介所の設置 2013(平成25)年度

取扱内訳	
求職登録	166 名
就職決定者	109 名 (常勤・正社員 52 名、パート 57 名)
求人登録事業所	75 社
求人数	594 名

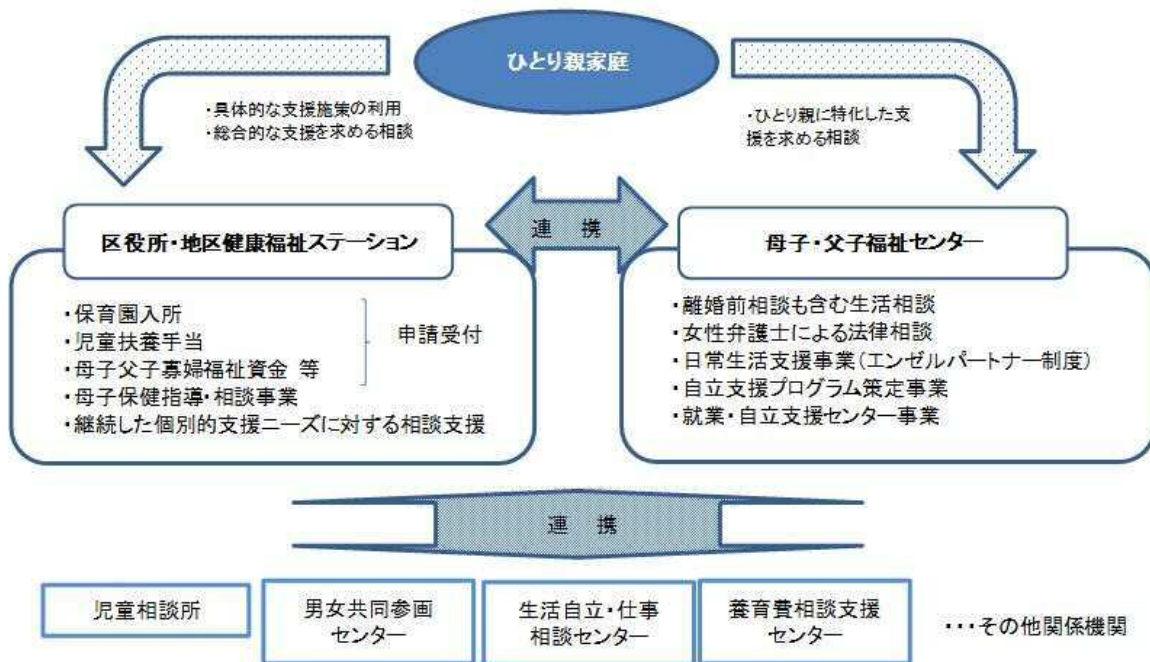
- これまで母子家庭への支援を中心として施策・事業を推進してきましたが、母子父子寡婦福祉法施行により、父子福祉資金の創設をはじめ、各種支援施策の父子家庭への拡充等も図っています。
- 増加傾向にある未婚のひとり親について、各種制度利用における婚姻歴の有無による負担額の差異について解消を図るため、寡婦（夫）控除をみなしで適用し、児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定を図っています。

現状と課題

- 支援が必要なひとり親家庭を早期に把握するため、市民に身近な区役所保健福祉センター等における相談窓口としての機能の強化が必要です。また、必要に応じて専門的な支援に繋げるよう、区役所保健福祉センター等と母子・父子福祉センターの連携が重要です。
- ひとり親家庭では、生計の維持と子育てを一人で担っており、収入・子どもの養育等をはじめとして困難な状況に直面しています。継続的に安定した生活を送るためには、子育てをしながら、収入・雇用条件等でよりよい職業につき、経済的に自立していくことが、親自身や子どもの将来のためにも重要です。
- 母子世帯の母については非正規の就業割合が高く、平均収入が低い水準にとどまっており、父子世帯の父では、正規就労の割合は高いものの、生活や子育てに関して孤立している状況がみられ、母子世帯と父子世帯でそれぞれ別の課題を抱えています。
- 子どものいる世帯全体の貧困率に対して、そのうちひとり親世帯の貧困率は3倍以上高く、子どもの生まれ育った家庭の事情で、子どもの将来が左右されてしまう状況が少なくありません。子どもの孤立化を防ぎ、社会参加の機会に配慮しながら、子どもに対する直接的な支援について検討が必要です。

計画期間における方向性

- ◎区役所保健福祉センター等において、児童扶養手当、保育所入所、母子父子寡婦福祉資金貸付等の受付・相談を通して、ひとり親家庭の支援ニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援を行います。
- ◎母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭に特化した支援施策を提供し、自立支援計画策定や家事・子育ての家庭生活支援員の派遣、講習会の開催等、ひとり親家庭の支援のための総合拠点としての機能のさらなる強化に努めます。
- ◎相談窓口としての区役所保健福祉センター等と専門支援機関としての母子・父子福祉センターとの連携体制のさらなる強化に努めます。さらに、家庭の状況に応じて、児童相談所、男女共同参画センター、生活自立・仕事相談センター、養育費相談支援センターなど、多様な関係機関との連携を充実します。



- ◎非正規の就労では、低賃金や不安定な雇用条件により自立が困難な場合が多いことから、正規就労に向けた資格取得や就業支援講習会を充実します。
- ◎ひとり親家庭の負担を軽減するために、生活支援に関わる講習会や家事・育児に関わる支援員の派遣事業を拡充し、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、支援を充実します。
- ◎ひとり親家庭の子どもが、その置かれた環境によって社会的自立が阻害されないよう、学習支援など、子どもが健やかに成長できるよう支援を検討します。

推進項目：相談・支援体制の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
相談支援機能の充実	区役所保健福祉センターにおいて、職員の研修等ひとり親家庭への支援を総合的に行うために職員への研修等機能の充実を図り、母子・父子福祉センター等関係機関との連携を推進します。
情報提供の推進	施策・事業について、リーフレットを作成するとともに、ホームページで発信するなど、情報の周知・提供の充実を進め、活用を促進します。
相談員等の人材育成	区役所保健福祉センター等や母子・父子福祉センターにおいて、個々の家庭の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、職員に対する研修を実施します。

推進項目：家庭の生活を支援する取組の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭の子育て、就業及び修業を支援するため、一時的に生活援助や保育が必要な家庭に対して家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を充実します。
自立支援プログラム策定事業の実施	就職や転職に向けて個々のニーズに合った支援を行うために、自立の目標や支援内容等についての「自立支援計画書」を母子・父子福祉センターで策定し、継続的に支援します。
自立支援給付金事業の実施	就業に必要な資格や技能の習得を支援するため、「教育訓練給付金事業 ^{注1)} 」及び「高等職業訓練促進給付金等事業 ^{注2)} 」を実施します。
就業・自立支援センター事業の実施	就業相談員を配置し、就業相談をはじめ、就業支援講習会を開催、資格取得・就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供します。
母子生活支援施設の運営	経済的理由等により母子家庭等が自立のために入所する施設で、生活や就労、子育ての相談等を行い、総合的に自立を支援します。

注1) 就業に必要な資格や技能を習得するために、講座受講や養成校への通学にあたり、経費の2割を給付金として支給する。(所得制あり)

注2) 看護師等の資格取得を目的とする養成校で2年以上修業する際に、就業又は育児と修業の両立が困難な場合、生活の負担軽減のため給付金を支給する。(所得制限あり)

推進項目：自立に向けた子どもへの支援の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
子どもへの就業支援の実施	就業・自立支援センターにおける支援を、ひとり親家庭の児童にも拡充し、就業支援サービスを提供します。
学習支援の検討	家庭の状況を理由に修学や修学継続を断念することのないよう、子どもの社会参加や修学機会の提供等について検討します。

V-3 発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実

障害のある子どもに対する支援は、障害のない子どもに対する支援と同じく、その能力や可能性を伸ばしていけるよう支援することが必要です。こうした「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある子どもが地域で暮らしていくために、必要な支援が総合的に提供される体制を目指してこれまで取組を進めてきました。

障害や発達に課題のあることを早期に把握し、その子に合った支援を受けることにより、出来ることや可能性を伸ばしていくことができます。個々の子どもの状況と成長の段階に見合った適切な支援と、障害や発達に課題のある子どもが、安心して伸び伸びと地域社会で生活できる環境を目指します。

これまでの取組

- 市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センターについて、保健師・社会福祉職・心理職等の専門職を配置するなど相談機能を充実してきました。
- 障害のある子どもの専門的な相談支援機関として、市内4か所の地域療育センターの再編整備を進めるとともに、発達相談支援センターを1か所設置し、発達に課題のある子どもの支援に対するネットワークの構築を進めてきました。
- 身近な地域における障害児通所支援事業所として、乳幼児を対象とする児童発達支援事業所15か所、学齢児を対象とする放課後等デイサービス事業所25か所の指定を行いました。
- 障害の状況、保護者等の諸事情や児童虐待などにより家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、市内1か所の福祉型障害児入所施設である中央療育センター（入所部）において日常生活上の支援を行いました。また、市内1か所の医療型障害児入所施設において、重度・重複障害や被虐待児等への支援を行いました。
- 就学後の学齢期の子どものために、小・中・高・特別支援学校における特別支援教育の充実を図ってきました。
- 障害のある子どもを持つ家庭への支援と地域における交流の支援を充実してきました。

川崎市における障害児・発達に心配のある児童への支援施策 概要

	妊娠 ～出産	乳幼児期					小学校	中学校	高校	18歳～
	0歳～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～11歳	12～14歳	15歳～ 18歳未満		
健診	乳幼児健診等における早期発見									
相談支援 (区役所)	区役所保健福祉センター(主として児童家庭課) ◎第一次相談・支援の実施					区保健福祉センター(高齢・障害課) ◎障害児通所支援の利用申請・支給決定				
療育・専門的支援	<p>地域療育センター(児童発達支援センター)</p> <p>障害児保育</p> <p>児童発達支援・放課後等デイサービス</p> <p>聾学校聴覚支援センター(乳幼児相談・難聴通級・地域支援)</p> <p>特別支援学校(地域支援)</p> <p>通級指導教室(言語・情緒)</p> <p>障害児タイムケアモデル事業</p> <p>障害児・者日中一時預かり事業</p> <p>障害者更生相談所</p> <p>障害者就労援助センター</p> <p>精神保健福祉センター</p>									
	<p>◎専門的な助言 巡回相談</p> <p>◎発達相談支援コーディネーターの養成研修 乳幼児期の身近な生活の場所である幼稚園・保育所において「気付きからきめ細やかな支援」を実施するためのコーディネーターの養成</p> <p>幼稚園・保育所 ◎園生活における児童を支える体制・支援</p> <p>発達障害者支援センター(川崎市発達相談支援センター) ◎専門的相談支援 ◎研修実施・普及啓発・支援機関間のコーディネート</p> <p>小学校・中学校・高校 ◎児童支援コーディネーター・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援</p> <p>総合教育センター(特別支援教育センター) ◎特別支援教育に関わる教育相談(児童・生徒とその保護者) ◎就学相談(就学予定児とその保護者)</p> <p>専門的支援</p> <p>児童相談所 ☆児童家庭相談支援</p> <p>こども家庭センターにおける支援</p>									
相談支援事業所	障害児相談支援事業…通所サービスの利用に関する相談等									
入所施設	<p>福祉型障害児入所施設…中央療育センター(入所部門)</p> <p>医療型障害児入所施設…ソレイユ川崎</p> <p>乳児院(市内2か所)／児童養護施設(市内2か所)</p>									

※ 網掛けの部分は、現在、川崎市こども本部事業として実施している施策です。

現状と課題

- 子どもと家庭の状況が複雑化・重度化する前に支援を実施していくことが望まれることから、障害や発達課題の早期発見・早期療育に向けて、区役所保健福祉センター等や地域療育センターを中心として、関係機関相互の連携体制の構築が必要です。
- 障害や発達に課題のある子どもは、家庭を含む地域社会で生活していくことが基本となりますので、地域社会で支えていくために、地域の子育て関係機関や関係者に向けた研修・普及啓発やネットワークづくりが必要です。
- 児童福祉法改正によりサービスを受給するにあたっては、障害児支援利用計画の作成が必要となりますが、利用計画を作成する民間事業所の確保が必要です。
- 障害児通所支援を利用する児童は、年々増加しており、特に放課後等デイサービスを利用する児童は保護者の就労の増加などにより 2012(平成24)年度の約2倍となっています。児童発達支援事業所、及び放課後等デイサービス事業所の増加に向けた取組みを進める必要があります。
- 障害児入所施設に入所している子どもの障害者入所施設への円滑な移行が課題となっています。
- 施設への短期入所は、保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹のための学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加等、障害のある子どもを安心して家庭で育てていくためにも、さらなる充実が必要です。
- 特別支援学校・特別支援学級に在籍している子どもは増加傾向にあり、障害の内容の重度・重複化、多様化が課題となっていること、また、通常の学級においても発達障害等の教育的ニーズのある子どもが増加していることから、校内支援体制の充実や指導の専門性の向上、学級経営力の向上などの課題に対応する必要があります。
- 学齢期の障害児の放課後や長期休暇中の居場所づくりを推進するため放課後等デイサービス事業の拡充が求められています。

計画期間における方向性

- ◎市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センター等の役割、地域で子どもと家庭を支える民間事業者の役割、民間事業者も含めた関係機関の機関支援と地域の拠点となる地域療育センターの役割、本市の障害支援に関わる事業を支える高度専門支援機関の役割など、それぞれの機関、役割、専門性などを再度精査し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- ◎地域の民間事業者を拡充し、身近な地域において、丁寧な相談支援を踏まえた支援利用計画の作成を推進するとともに、地域療育センターにおいては、専門的機関としての相談支援及び地域支援を実施できるよう検討を進めます。
- ◎地域療育センターの発達相談支援機能の強化に合わせて、発達相談支援体制の充実に向けた発達相談支援センターの役割や体制の見直しを行い、関係機関とのネットワーク構築とコーディネート及び各種研修の実施や普及啓発活動を行います。
- ◎障害児入所施設の安定した運営を推進するとともに、障害児・者サービスの連携を強化し、障害児入所施設から障害者入所施設への円滑な移行を促進します。

- ◎短期入所のニーズの増加により、2か所の障害児入所施設だけでの実施では不足しており、障害者支援施策と連携し事業の充実に努めます。
- ◎特別支援教育推進計画に基づき、発達障害を含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進します。
- ◎地域における放課後や夏休み等の支援として、放課後等デイサービス事業を拡充します。

推進項目：相談・支援体制の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
総合的な支援体制の構築	<p>区役所保健福祉センター、相談支援事業所、地域療育センター及び発達相談支援センターなどの専門機関との連携、ネットワーク化による支援体制の強化を検討・推進します。</p> <p>区役所保健福祉センターの役割、計画作成を含めた身近な地域の相談機関としての相談支援事業所の充実及び地域療育センターの家庭や地域を含めた支援体制の強化を行うとともに、発達相談支援センターにおける相談支援・発達支援・就労支援等を子どもの段階から成人期までの一貫した支援の実施、役割及び体制の見直しを行います。</p>

推進項目：障害児の医療・福祉サービスの提供

事業名	平成31年度までの主な取組
障害児通所支援事業	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援について、児童発達支援センターである地域療育センターにおいて、0歳から幼児期、学齢期までの専門的支援の充実を図ります。</p> <p>乳幼児を対象とした児童発達支援事業所、及び学齢児を対象とした放課後等デイサービス事業所における「身近な地域で質の高い療育の提供」を推進します。</p>
障害児入所施設事業	<p>福祉型障害児入所施設の安定した運営、及び年齢超過者の障害者支援施設やグループホーム等への移行を促進します。また、医療型障害児入所施設における入所支援を提供します。</p> <p>短期入所による在宅支援について、障害者施策と連携し事業の充実に努めます。</p>

推進項目：学校における特別支援教育の充実

事業名	平成31年度までの主な取組
特別支援教育推進事業	<p>共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システム^{注)}の構築や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の整備、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学相談や保護者支援のあり方を検討します。</p>

注) インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組み。

V-4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実

学齢期は、親・家族等を中心とした生活環境から徐々に自立し友人をはじめとする他者との人間関係を築いていくとともに、将来の社会的自立に向けて様々な力を養う非常に重要な時期です。しかしながら、子ども自身の心身の状況、子どもを取り巻く家庭生活や学校生活の状況により、子どもが目的意識、達成感、自己肯定感などを感じられる機会がないまま社会性を身につけていくことが困難な状況に陥ったり、子どもが学校や地域の中で居場所を見いだせない状況に陥るケースも見受けられます。

このような課題を抱える子ども・若者の個々の状況に配慮した適切な支援を通じて、自立した「大人」として次代を担うことができるよう、行政・関係機関等が連携した取組を進めます。

これまでの取組

- 「子ども・若者支援推進法」に基づき、不登校、ひきこもり、家庭の貧困などの困難を有する子ども・若者への支援を進めるため、庁内関係部署による「子ども・若者育成支援連絡会議」を設置し、困難を有する子ども・若者への支援策に関する情報共有や連携を進めてきました。
- 関係機関とのネットワークの強化を目的として、相談機関の情報を一元化した「川崎市子ども・若者支援機関マップ」を作成し、関係機関等への配布、ホームページへの掲載を行いました。
- 子ども夢パーク内において「フリースペースえん」を運営し、様々な事情により学校や家庭に居場所のない子ども・若者がありのままの自分でいられる場を提供してきました。また、川崎区、宮前区において、不登校・ひきこもりなどの課題や悩みを抱えている子どもと保護者に対する支援を行うフリースペース「こどもサポート旭町」「こどもサポート南野川」を実施してきました。
- 地域の支援団体の力を活かし、ひきこもり・不登校の児童に対してボランティアによる支援を行う「ひきこもり等児童福祉対策事業」をモデル実施し、学習支援や交流、レクリエーションなど、課題を抱えた子ども・若者への個々の支援に向けた取組を進めてきました。
- 学校において、いじめ・不登校の早期発見・未然防止に向けた取組を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したきめ細やかな相談支援、不登校となっている児童生徒の居場所として適応指導教室（ゆうゆう広場）の運営などを実施してきました。
- NPO法人と川崎市が協働で運営するかわさき若者サポートステーションにおいて、ニートやひきこもり等の未就労の状態にある若者の職業的自立を支援するための相談事業や就労支援プログラム、保護者向けのセミナー等を実施してきました。
- 生活保護を受けているひきこもりの若者（15歳～29歳）に対する若者就労自立支援事業を実施しました。
- 生活保護世帯の中学生に対して、「学習支援・居場所づくり事業」を実施し、高校進学への支援を行ってきました。
- 精神保健福祉センターにおいて、思春期相談や社会的ひきこもり相談を通じた本人・家族支援や、ひきこもりに対する理解を広げるための啓発等を実施してきました。

<フリースペースえんの登録者数> ※平成26年度は9月末現在の登録者数

年齢	小学生	中学生	高校生年齢	18歳以上	合計
平成22年度	20人	21人	16人	34人	91人
平成23年度	19人	27人	17人	38人	101人
平成24年度	25人	21人	27人	38人	111人
平成25年度	24人	23人	26人	36人	109人
平成26年度	22人	26人	25人	32人	105人

<かわさき若者サポートステーション利用者実績>

相談者	来所延べ数			相談件数（来所）		
	本人	保護者他	合計	本人	保護者他	合計
平成22年度	1,704人	272人	1,976人	1,101人	236人	1,337人
平成23年度	3,667人	226人	3,893人	1,462人	177人	1,639人
平成24年度	3,694人	310人	4,004人	1,754人	220人	1,974人
平成25年度	3,675人	177人	3,852人	2,364人	104人	2,468人

現状と課題

- 不登校やひきこもりが長期化することで、若者が抱える問題がより複雑・複合化し支援も困難になりやすいため、困難を抱える若者の実態を早期に把握することや、支援につながっていない若者をどのように相談・支援機関につなげていくかが課題となっています。
- 子ども・若者がその成長段階に応じた適切な支援が受けられるよう、切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 子ども・若者の自立を阻む要因は様々であり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、教育、福祉、精神保健、就労支援等の様々な専門機関相互の連携の強化を図り、支援ネットワークを構築していく必要があります。
- 子ども・若者育成支援推進法や本市の青少年問題協議会からの意見具申の趣旨に基づき、子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己を確立しながら成長できるよう、地域の中で子ども・若者が社会参加できる場や機会を作り、地域全体で支援していく体制づくりが求められています。

計画期間における方向性

- ◎現行の「青少年プラン（改訂版）」の後継計画である「（仮称）川崎市子ども・若者プラン」を平成27年度に策定し、子ども・若者の自立に向けた施策を体系的に整理し、自立に向けて課題を抱えた子ども・若者に対する政策を総合的に推進します。
- ◎学校、区役所、精神保健福祉センター、若者サポートステーション、地域の関係機関等が連携して、支援が必要であるにも関わらず支援につながらない子ども・若者の把握に努め、相談機関等につなげるとともに、一人ひとりの状況に応じた重層的・横断的支援を行う仕組みづくりを進めます。

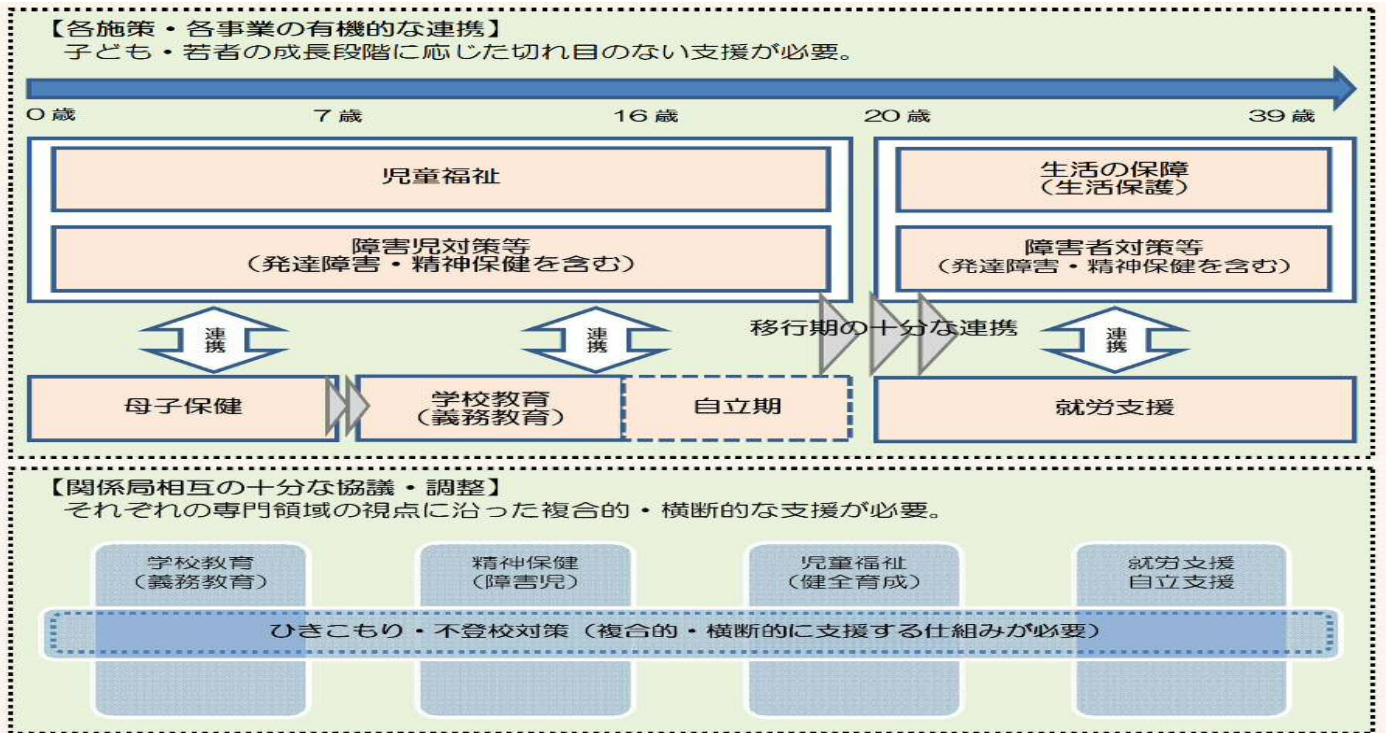
◎子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を感じながら社会と関わって成長・自立できる環境を整えるため、地域の中で若者が社会参加できる場・機会について、地域の団体や企業など、多様な主体と連携して創出していきます。

◎子ども・若者の貧困の連鎖を防止するため、学習支援等の事業の充実を図ります。

推進項目：課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進

事業名	平成31年度までの主な取組
(仮称) 子ども・若者 プラン策定事業 【再掲】	(仮称) 子ども・若者プランを2015(平成27)年度に策定し、すべての青少年に対する施策を総合的に推進します。学齢期以降の青少年の施策推進に向けては、学校教育・精神保健・就労支援の施策分野との緊密な連携が重要であり、これらの分野との整合・連携のあり方について、位置づけを明確にします。
ひきこもり等児童福祉 対策事業	地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、課題を抱えて引きこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。
課題を抱える子ども・ 若者への支援体制の確 立	課題を抱える子ども・若者を支援する行政機関や関係機関・団体が連携し、効果的な支援を進めるための体制づくりを進めます。
フリースペースえんの 運営	様々な事情により、学校や家庭に居場所のない子ども・若者が安心して過ごせる場として「フリースペースえん」を運営し支援します。
若年者職業自立支援事 業	厚生労働省の「若者サポートステーション事業」を運営法人と協働運営し、15～39歳の若年無業者等を対象に職業的自立に向けた個別・継続的な支援を行います。また、保護者への子どもの自立に関する相談・セミナーの実施や、市内高等学校等との連携による中退防止や無業化の未然防止等を行います。
児童生徒指導・相談業 務	スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区1名配置し、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携により問題の解決を図ります。

<子ども・若者に対する総合的な支援（イメージ）>



V-5 児童虐待対策の推進

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、時には子どもを死に至らしめるという重大な事件に発展することもあります。虐待のないまちづくりを推進するため、本市では平成25年4月から「川崎市子どもを虐待から守る条例」を施行しました。さらに、条例の基本理念を推進し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実するために、平成25年3月に「川崎市児童家庭支援・虐待対策基本方針」を策定しました。

虐待を見逃さず、子どもの健やかな成長が守られる社会の形成に努めるとともに、子どもの最善の利益や安全を最優先に考えるなど、子どもと家庭に関わる総合的な相談・支援体制の構築と強化に取り組みます。

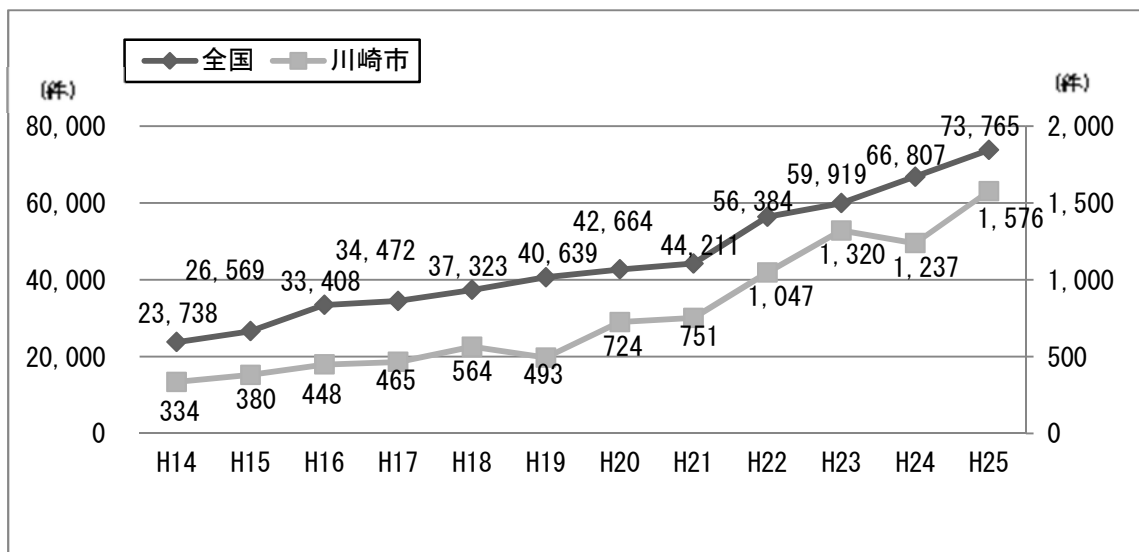
これまでの取組

- 民生委員児童委員・主任児童委員をはじめ市内関係団体等と協働して11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に啓発活動を実施しました。
- 児童虐待の相談・通告の急増を踏まえて、児童相談所の再編を行い、市内3か所の児童相談所による相談・支援体制を整備しました。
- 区役所保健福祉センターに児童家庭課を設置し、保健師や助産師、社会福祉職、心理職、保育士からなる多職種協働による専門的な相談・支援を総合的に提供できる体制を整備しました。
- 子育て家庭が孤立することのないよう、相談支援体制の充実を図るため、児童相談所と区役所保健福祉センター等による連携の仕組みを構築しました。
- 児童虐待対策を総合的に推進する本庁所管部署を強化し、一貫性・継続性のある支援を提供するための体制を整備するとともに、人材の育成や関係機関との重層的な支援ネットワークの充実を図りました。
- 虐待通告への対応については、児童相談所と区役所保健福祉センター等がそれぞれの役割と機能を生かし連携して迅速に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会により、要保護児童等への対応について関係機関での円滑な連携、情報の共有を図り、適切な支援を行いました。
- 市内4か所に児童家庭支援センターを設置し、児童相談所や区役所保健福祉センター等と連携しながら、地域の子育て家庭の育児支援等を行いました。
- 平成23年度から民間のコンビニエンスストアと提携し、児童虐待防止における地域の子どもの見守り体制を充実しました。さらに、平成26年度からコンビニエンスストア、ガス検診会社、新聞販売店など地域の民間事業者と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」に子ども分野も参画し、身近な地域で児童虐待や気になる家庭の早期発見の取り組みを拡充しました。

現状と課題

- 児童相談所における虐待に関する相談・通告件数は、2010(平成 22)年度以降、毎年 1,000 件を超える状況で、年々増加傾向にあります。虐待を未然に防ぐためには、子育て家庭に対する虐待の発生予防策を推進することが必要です。

◆虐待相談・通告件数の推移



資料：厚生労働省、川崎市

- 児童虐待への早期発見・早期対応では、子育てに必要な情報を積極的に提供するとともに、育児不安等の様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できる相談支援体制の充実が必要です。
- 新たな課題となっている居所不明児童への対応について、関係部署と連携を図り、迅速かつ適切に状況の把握に努め、要保護児童対策地域協議会を有効に活用するとともに、個人情報取り扱い等適切に情報共有できる仕組みづくり及び連携した支援を行うことが必要です。
- 児童虐待の要因の一つとして、子育て家庭の孤立があげられています。子育て家庭を地域で支え、見守ることができる環境を整備することが重要です。
- 児童の健全な成長と保護者への適切な支援を行うため、一時保護児童を含む被虐待児童及びその保護者に対する個別・継続的な支援を充実させ、家庭復帰に向けた取組を推進する必要があります。
- 虐待ケースを適切に管理するための組織マネジメントや人材の確保・育成が求められています。
- 児童虐待防止対策には、地域住民や関係機関のほか、日ごろから地域住民と接触する機会の多い様々な民間事業者等との連携による早期発見の仕組みが求められています。

計画期間における方向性

- ◎行政をはじめ民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等関係団体との協働による広報・啓発活動を充実させ、児童虐待に対する市民の理解を促し、社会全体で児童虐待の発生予防に取り組むための市民意識の向上を図ります。
- ◎居所不明児童をはじめ、子育て家庭の情報についての的確に把握、支援できるよう母子保健情報等を有効に活用するとともに、児童相談所と区保健福祉センターが情報を円滑に共有できる仕組みを構築し、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の充実を図ります。
- ◎虐待対応件数が増加する中、児童相談所が児童福祉法等の法的権限に基づく支援を実施する一方、地域に身近な行政機関である区役所保健福祉センター等による支援や見守りなど、児童相談所及び区保健福祉センター等がそれぞれの役割と専門性に基づき支援を実施します。
- ◎複雑・多様化する支援ニーズに対して多角的かつ総合的な支援を実施するため、中・長期的な視点に立った専門職の育成、組織マネジメント力の向上を図るなど、児童相談所の専門的支援体制の強化を図ります。
- ◎児童家庭支援センターによる支援を充実させるため、市内児童養護施設の建替えに伴い新たに開設し、在宅で育児不安を抱えている家庭に対し、地域での見守りや保護者への支援を行います。
- ◎児童虐待を地域において早期発見するため、要保護児童地域対策協議会との連携と併せ、地域見守りネットワークを活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。

推進項目：児童虐待防止対策の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
児童虐待対策推進事業	年々増加する児童虐待相談通告件数や複雑・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、関係機関との連携強化、職員の資質向上のための研修の実践、人材の育成等、児童虐待対策を推進します。
要保護児童対策地域協議会の運営	児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童等を支援するため必要な情報交換、普及啓発、研修等を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行います。
オレンジリボンキャンペーン実施事業	条例第13条に規定されている11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止は社会全体で取組むべき課題であることを広く市民に周知するために、広報啓発活動を実施します。
児童家庭支援センターの運営	児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設として、子どもや家庭の悩みについて、区役所や児童相談所と連携しながらより地域に根ざした相談支援機関として対応します。
地域見守りネットワーク事業	児童虐待の早期発見のため、川崎市地域見守りネットワークを活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。

※児童虐待防止を含む児童家庭支援に関する施策については、別途2014(平成26)年2月に策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待防止事業推進計画」と連携を図りながら着実に事業を推進します。

V-6 DV防止・被害者支援の推進

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

国においては、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として、2001(平成13)年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）を制定しました。2007(平成19)年度の法改正では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定」と、「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと」が市町村の努力義務となり、身近な市町村が地域に根差したDV被害者支援を行っていくことが求められています。

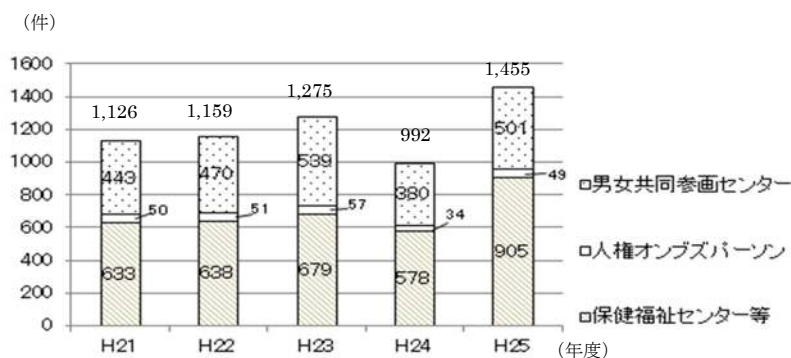
これまでの取組

- DV防止法に基づき、2010(平成22)年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、総合的な市のDV対策を積極的に推進してきました。
- 各区役所保健福祉センター等において、被害者の個々の状況に応じた的確な支援を実施しています。2013(平成25)年度には組織を改編し、多職種の専門職を配置し、それぞれの専門職が連携して支援を実施しています。
- 男女共同参画センターでは女性総合相談事業を、人権オンブズパーソンでは男女平等に関する人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施しています。緊急事案や困難事案については、保健福祉センター等と連携を図っています。
- 被害者と同伴する子ども等の安全確保は最優先課題であり、被害者の意思を尊重しながら、神奈川県等と連携して一時保護支援を行い、被害者とその子ども等の安全を確保しています。
- 被害者の自立に向けた支援については、この問題に取り組む民間団体が大きな役割を担っているため、民間団体の運営に係る経費を財政支援しています。

現状と課題

- 相談件数は、2012(平成24)年度に減少しましたが、ここ5年間の推移では増加傾向です。

川崎市のDV相談件数



- さまざまな事情から転居が困難なケース、経済的困窮や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど被害者の置かれている状況は多様です。このような状況に適切に対応するためには、被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底しながら、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しながら相互に連携していくことが必要です。
- 本市のDV防止法に基づく一時保護件数は、毎年度50件前後で推移していますが、その60%以上が子どもを伴った保護となっています。DVを身近に見てきた子どもたちは、身体に暴力をうけていなくてもさまざまな心の傷を抱えており、その心理的影響を考慮して、子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。
- 被害者が自立して生活しようとする場合、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアなど、多様な自立支援が必要です。
- 2014(平成26)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、「DVについて相談できる窓口を知らない」と答えた人は63.5%でした。被害者が一人で抱えこまず、相談しやすくするためには、相談窓口を広く周知していくことが必要です。
- DVを未然に防ぎ、DVを許さない社会の実現のためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを普及啓発していくことが必要です。

計画期間における方向性

- ◎多様化かつ複雑化する被害者の支援ニーズに対応するために、関係機関が相互に連携するための仕組みの構築、関係者の研修の企画・実施など、DV 施策を総合的に推進するための体制を整備し、相談・支援の専門性の確保と向上に向けた取組を進めます。
- ◎被害者が「どこに相談してよいかわからなかった」ために相談できず被害が深刻化してしまうということがないように、DV 被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備し、広く周知していきます。
- ◎DV は児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアなど、継続的な支援を行います。
- ◎被害者の自立に向けて、民間団体との連携をさらに強化するとともに、住居の確保に向けた支援、就労の支援、生活保護・健康保険・児童手当など各種制度の円滑な手続きに関わる支援などを充実します。
- ◎暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行うとともに、家庭や地域、学校において命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重しDV を許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

推進項目：DV 被害者の支援体制の充実とDV 防止への取組

事業名	平成31年度までの主な取組
DV 相談支援センター機能の整備	保健福祉センター等の相談・支援機能、こども本部の所管部署における連絡・調整機能及び企画・立案機能、新たに整備する総合的な窓口機能をあわせて川崎市 DV 相談支援センター機能と位置づけ、その役割を果たします。
民間団体等支援事業	被害者の自立支援に向けて、民間団体等との連携を充実します。
暴力を許さない教育の推進	暴力を許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関する教育の一層の推進を図ります。

基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

Ⅵ-1 子育てに配慮した生活環境の推進

子どもを安心して生み育てるためには、良好で快適な居住環境の確保や、安全で安心して外出できる都市環境の整備が重要です。また、子どもの活動範囲における交通安全対策として、移動中の安全、遊び場の安全に対する取組みと日常生活における事故や食中毒等の危険から子どもを守る取組の充実が重要です。

そのため、子育て家庭に配慮した住宅の普及や、子ども連れでも外出しやすい道路交通環境や公共施設の整備などを進めるとともに、主な遊び場となる公園等の安全対策や、子どもを交通事故から守るための交通安全対策、家庭内での不慮の事故防止、食の安全の確保に関する啓発活動を推進します。

これまでの取組

- 住環境では、子育て世帯に適した居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅である特定優良賃貸住宅等の入居促進に向けた取組や、「川崎市子育て等あんしんマンション認定制度」により、子育て世帯の居住環境の向上を支援してきました。

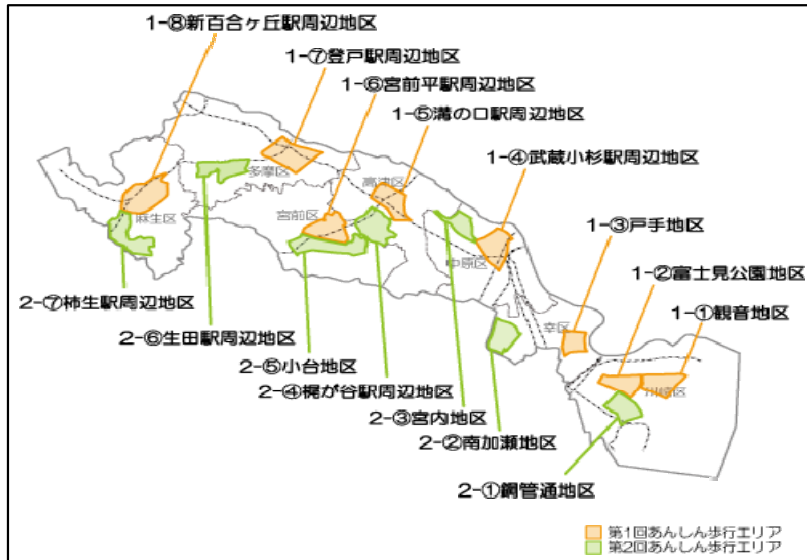
子育て世帯に適した居住環境を整えるため、安心・安全・バリアフリー等、一定の要件を満たしているマンションを川崎市子育て等あんしんマンションとして認定いたします。



- 「川崎市福祉のまちづくり条例」やバリアフリー基本構想等に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮した公共的施設等の整備、市内主要駅周辺地区の点字ブロックの設置や歩道の改良など歩行空間の整備に取り組み、バリアフリー化を推進してきました。
- 鉄道駅舎のエレベーター等の設置の促進や、通園・通学、ベビーカーでの買い物等、安全に歩行できる道路環境の整備として、子ども連れでも安心して外出できるよう、市民生活に密着した道路の拡幅を推進してきました。
- 公園は、子どもの健全な育成の一翼を担うものであるため、街区公園の整備、生田緑地、菅生緑地など里山の自然的環境を活かした大規模公園や緑地の整備・保全等に取り組んできました。
- 「川崎市交通安全計画」を5年ごと、「川崎市交通安全実施計画」を毎年度策定するなど、日常生活における子どもの安全を図ることを含めた総合的な交通安全対策を推進しています。
- 地域の方々の意見をふまえて、地区内の交通事故の発生状況と、ヒヤリハット箇所を把握し、交通

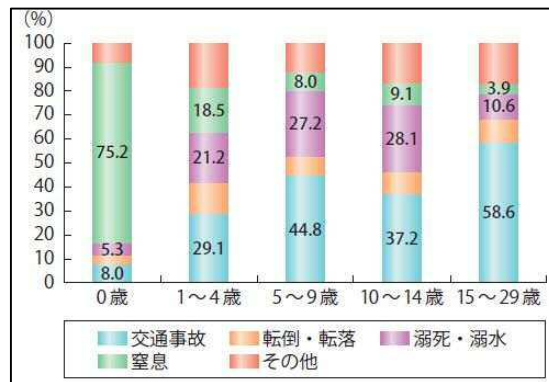
事故の発生要因の特定とその安全対策をもとに「あんしん歩行エリア」を整備・指定し、安全対策の効果の検証をおこなっています。

◆「あんしん歩行エリア」(15か所)



●乳幼児の事故は、「不慮の事故」が大きな割合を占めており、家庭における乳幼児の事故発生を未然に防ぐことが必要なことから、「川崎市子どもの事故予防」リーフレットを、乳幼児健診受診時など各々の機会や保育所等において配布するなど、広く不慮の事故予防や安全対策の必要性についての情報提供を行ってきました。

◆不慮の事故死における事故区分別構成割合



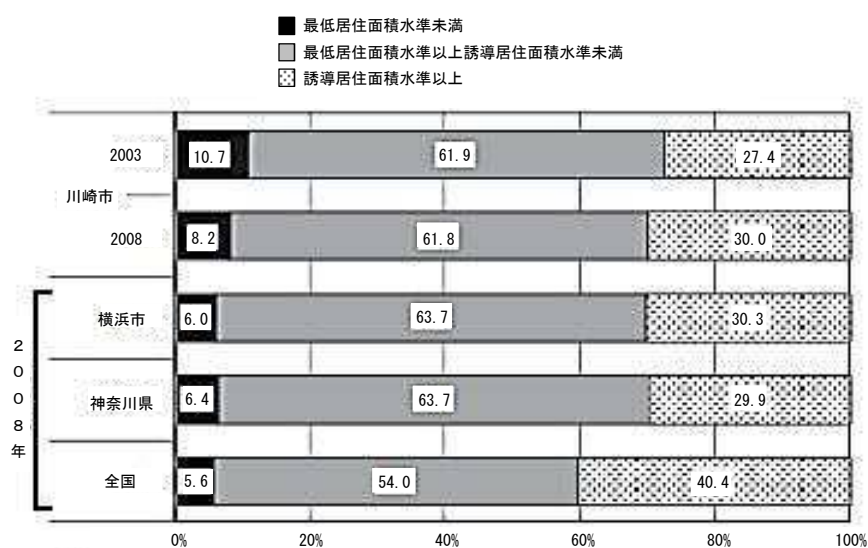
資料：厚生労働省「人口動態統計」

●食中毒などの「食品による健康被害」を防止するために、飲食店等営業施設の従事者や市民に対する衛生講習会を実施するとともに、ホームページやリーフレットによる食の安全確保に関する情報提供を行うなど、事業所への監視指導や啓発活動に取り組んできました。

現状と課題

- 若年の子育て世帯やひとり親世帯が十分な広さの持ち家を取得するのは収入の面から難しく、民間の賃貸住宅に住まざるを得ないのが現状です。「川崎市の住宅事情 2011」によると、子育て世帯における最低居住面積水準未達率は、2003(平成 15)年と 2008(平成 20)年で比べてみると3%減少しているものの、全国や神奈川県、横浜市と比較するとまだまだ高い値であり、子育て環境として望ましい居住面積の確保への取組が求められています。

◆子育て世帯における誘導居住面積水準比率（国特別集計）



資料：住宅・土地統計調査特別集計 総務省（平成 20 年）

子育て世帯は、『「家計を主に支えるもの」「その配偶者」』以外に 18 歳未満の者がいる世帯として、集計を作っている。

- 良質なファミリー向け賃貸住宅である特定優良賃貸住宅等や、子育てに配慮したマンション等の普及に向けた取組など、さらなる子育て世帯の居住環境向上への支援が重要です。
- ホルムアルデヒドなどの住宅建材に含まれる化学物質による人体への悪影響、住居内における健康上の危害発生などの問題に対して、情報提供や相談場所の提供等が必要です。
- 子ども連れでも安心して外出できる環境整備として、鉄道駅舎等でのエレベーター等の設置など、バリアフリー化やユニバーサルデザインの促進が重要です。
- 通学児童やベビーカー等の歩行者が安全で安心して利用ができるよう道路拡幅やガードレール設置等による歩行空間の確保や交通事故の削減を目指した取組が求められています。
- 都市化の進展に伴い、自然的環境が失われつつある中、子どもの健全な育成の一翼を担う身近な公園の整備や里山の自然的環境の保全など、自然的環境を大切にしたい公園や緑地づくりが必要です。
- 子どもの関係する人身交通事故の発生件数は減少していますが、子どもの行動範囲が成長とともに広がり、交通事故に対する不安も大きくなることから、交通安全対策への継続的な取組みが求められています。

◆交通事故発生状況の推移（単位：件、人）

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
子ども	発生件数	766	711	446	463	432	484	505	448	448	374
	死者数	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1
	負傷者数	821	747	647	592	590	509	522	469	476	385
全人身 事故件数	7,390	7,097	6,257	5,791	5,138	4,960	4,852	4,526	4,470	3,915	

注1) 各年12月末現在である。

注2) 子どもは15歳以下である。

資料：川崎市「平成26年度川崎市交通安全実施計画付属書類」

- 食べ物の詰まりやベッド中の窒息など、乳幼児の事故は、「不慮の事故」が大きな割合を占めているため、家庭における乳幼児の事故の未然防止対策の推進が必要です。
- 農薬等の残留基準を超えた食品や放射性物質に汚染された食品の摂取による子どもへの健康影響が懸念されます。
- 近年、集団給食施設等において大規模食中毒が発生していることから、食の安全を確保するための対策が必要です。事業者等に対する監視指導や衛生教育を実施するとともに、市民に向けて正しい知識や情報を提供し、食の安全を確保することが重要です。

計画期間における方向性

- ◎子育て世帯の居住環境の向上に向け、良質なファミリー向け賃貸住宅の普及や、住居内における健康上の危害の発生予防や快適で安全な居住環境を確保するための情報提供・啓発・相談の実施を推進します。
- ◎安全で快適な公共空間の整備に向け、妊婦や子ども連れが安心して外出できるよう、歩行空間のバリアフリー化を促進します。
- ◎安心・安全な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。
- ◎子どもの安全を確保するため、交通安全教育や啓発活動を充実し、自動車乗車時のシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底と自転車乗車時の幼児用座席におけるシートベルト・ヘルメットの着用の徹底など交通安全対策を推進します。
- ◎妊娠期から乳幼児の事故防止に対する意識の向上を図り、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向けた取組を行います。
- ◎食中毒防止の周知・啓発、食品中の放射性物質の検査など、子どもの食の安全の確保に向けた取組を行います。

推進項目：子育てに配慮した住宅の普及促進

事業名	平成31年度までの主な取組
健康リビング推進事業	住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。
公的賃貸住宅の供給	既存の公営住宅や、良質なファミリー向け住宅である特定優良賃貸住宅等の子育て世帯に供給します。
子育て等あんしんマンションの認定	子育てに適した居住環境を整えるため、子育て等あんしんマンションを認定します。

推進項目：安全・安心なまちづくり推進

事業名	平成31年度までの主な取組
福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「川崎市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物等の整備を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。
バリアフリーのまちづくりの推進	鉄道駅を中心とした一体的なバリアフリーのまちづくりを推進します。
歩行空間の整備	基本構想、推進構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。
道路の整備	安全で快適な利用に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め、交通安全対策を推進します。

推進項目：安全・安心な公園・緑地の整備

事業名	平成31年度までの主な取組
街区公園の整備	子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。
大規模公園等の整備	里山の自然的環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。
リフレッシュパーク事業の推進	老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。

推進項目：交通安全対策の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
交通安全市民総ぐるみ運動事業	市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し交通安全市民総ぐるみ運動を推進します。
交通安全教育事業	幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。
スクールゾーン対策事業	児童・生徒の登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径500mのスクールゾーン内に路面標示、電柱巻付標示を設置し、交通事故防止を図ります。

推進項目：子どもの事故の未然防止の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
乳幼児健康診査などの母子保健事業	子どもの事故防止に関する知識や安全対策の必要性について、母子健康手帳や両親学級テキストへの掲載、両親学級での講話、乳幼児健康診査でのリーフレットの配布などにより、普及啓発を推進します。

推進項目：食の安全の確保

事業名	平成31年度までの主な取組
食品安全推進事業	「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等の監視指導や食品等の検査を行い、その結果を公表するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及のため、衛生教育などの啓発活動を行います。

VI-2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進

地域社会におけるつながりの希薄化により、子どもが地域の大人と接する機会が減少しており、地域全体で子どもを見守る力が低下していることから、子どもが犠牲となる痛ましい犯罪等が後を絶たず、子どもを取り巻く環境は危険が多くなっています。

さらにインターネットの普及など、情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させる一方で、有害な情報を容易に閲覧したり、個人情報や安易にネット上に載せる等の行為により、保護者等の知らないところで子どもがインターネットを利用したいじめ、犯罪に巻き込まれる可能性もあります。

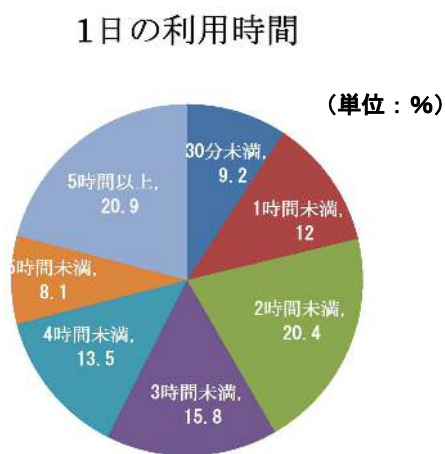
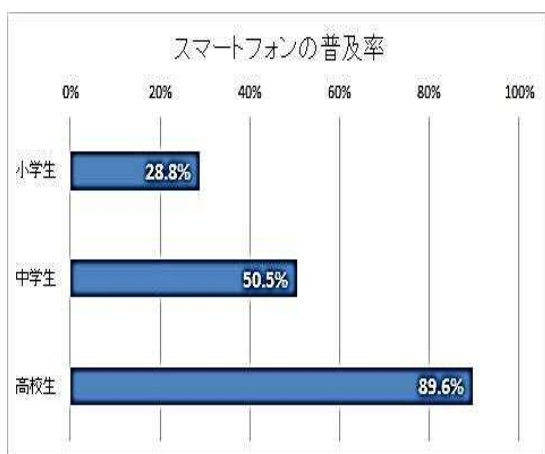
現在の社会状況に合わせて、家庭や地域が子どもを見守り、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりが求められています。

これまでの取組

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、「こども110番」事業の協力店舗等の拡充を図りました。
- 神奈川県と連携し、青少年指導員や少年補導員の協力を得て社会環境実態調査を実施し、有書図書類区分陳列の立入調査等を行いました。
- 7月の非行防止月間や11月の子ども・若者支援月間において、街頭キャンペーンや懸垂幕、ポスターによる啓発活動を実施しました。
- インターネットの使用についての注意喚起のため、9都県市共同による啓発ポスターを作成し、啓発・広報を実施しました。
- 神奈川県及び県下政令市と共同で「子どもたちのネット利用に係る実態調査」を実施しました。

現状と課題

- 子どもたちが巻き込まれる犯罪が多発していることから、地域全体で子どもを守る取組が必要です。
- 子どもたちにとって、地域の中で安心して頼れる大人がいることが、犯罪防止等につながるだけでなく、日頃の関わりを通じて自分の住む町に対しての愛着にもつながることから、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要です。
- 近年、スマートフォン等を所持する児童が増加しており、インターネットを通じた犯罪やいじめに巻き込まれる危険性が高まっていることから、スマートフォン等の安全な利用について実効性のある啓発活動を行うことが重要です。
- 近年、「格安スマホ」として販売されているスマートフォンについてはフィルタリングに対応していないことや、携帯ゲーム機・タブレット等、インターネットに接続できる機器が多様化しており、子どもがインターネット上の有害情報を閲覧しないよう、保護者に対しての一層の啓発が求められています。
- 近年、街頭やインターネット等で簡単に「危険ドラッグ」が手に入り、その服用による健康被害等が起きていることから、薬物乱用の危険性について青少年に対する啓発が必要です。



資料：神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市「子どもたちのネット利用に係る実態調査報告書（平成26年10月）」

計画期間における方向性

- ◎「こども110番」については、今後も区ごとに各小学校こども110番実施委員会等との情報交換会を実施し、子どもを取り巻く危険等について情報共有を進めます。
- ◎地域の中で子どもを見守り健全育成を進める青少年指導員協議会への支援を行うことにより、子どもを温かく見守り育てる地域づくりを進めます。
- ◎「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」を構成している行政、関係機関・団体、学校、民間企業等が連携して、こども110番への支援、非行防止、薬物乱用の危険性に対する啓発など青少年を犯罪等から守る取組を進めていきます。
- ◎インターネットやスマートフォンの利用については、ネットに接続できる端末やネット上のコミュニケーションツールの多様化に対応していくため、引き続き九都県市、四県市と連携して、保護者に対し、家庭内での利用のルールを決めることやフィルタリングの必要性について啓発を行います。
- ◎青少年の安易な危険ドラッグ服用を未然に防止するため、毎年7月の青少年非行防止月間や11月の子ども・若者支援月間などにおいて、薬物乱用の危険性について周知していきます。

推進項目：子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進

事業名	平成31年度までの主な取組
<p>「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」による非行防止等の取組の推進</p>	<p>行政、青少年育成団体、関係機関、民間企業等が一体となって、市内各小学校区（地域によっては中学校区）で実施している「こども110番」の協力店舗・家庭の拡大を図るとともに、区ごとの情報交換会を開催し、実施主体同士の情報共有や取組事例等についての情報交換を行い、子どもを地域で見守る体制を支援します。また、非行防止や子どもを巻き込む犯罪防止等の啓発活動を進めていきます。</p>
<p>青少年指導員活動への支援 【Ⅱ－2の再掲】</p>	<p>地域における青少年の健全育成の推進を担うことを目的として設置している青少年指導員に対し、区青少年指導員連絡協議会の活動に対する支援や、青少年指導員の資質向上のための研修を開催するなど、青少年にとって望ましい育成環境づくりを推進します。</p>
<p>子どもが安全にインターネットを利用できる環境づくり</p>	<p>9都県市、4県市と連携しながら、インターネットを利用した青少年を巻き込む犯罪の未然防止や、安全なインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等に関する啓発等を進めます。取組を進めるに当たっては、教育委員会など関係部署と連携しながら進めていきます。</p>

第5章 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく事業計画では、次の事業の量の見込みと確保方策について、平成27年度から5年間における各年度の方策を示すこととされています。

<教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業>

教育・保育施設・地域型保育事業	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ●施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園 ●地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） ●養育支援訪問事業等 ●病児保育事業（病児・病後児保育事業） ●利用者支援事業 ●延長保育事業 ●放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業） ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

量の見込みは、第4章までの施策の方向性等に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する利用状況や児童の人口推計を踏まえて量を見込み、確保方策として量の見込みに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

計画の素案における量の見込みは、予算編成作業の中で、直近の利用状況を踏まえてさらに精査し、確保方策とともに計画に位置づけます。

1 教育・保育の量の見込み

(1) 教育・保育の提供区域の設定

本市においては、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、各行政区を一つの区域として設定します。

(2) 教育・保育に関する施設・地域型保育事業

ア 認定こども園

幼稚園と保育所のそれぞれの機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営

幼稚園型 認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営

保育所型 認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営

地方裁量型 幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設

イ 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

ウ 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育し、地域の子育て支援も行う施設です。

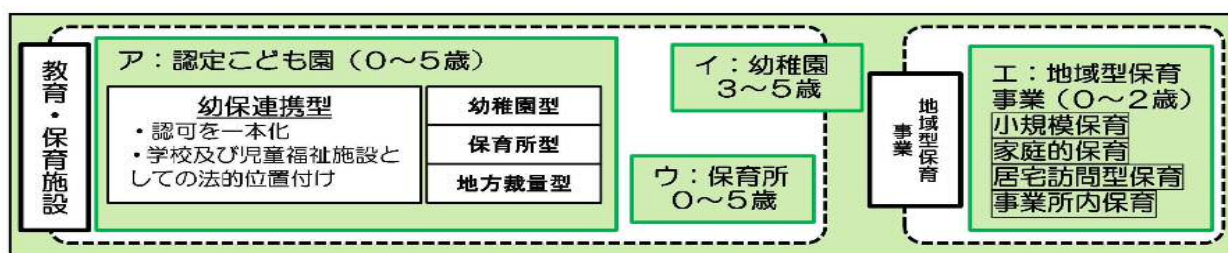
エ 地域型保育事業

家庭的保育 家庭的雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。

小規模保育 少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近いきめ細やかな保育を行います。

事業所内保育 事業所内の保育施設等で従業員及び地域の子どもと一緒に保育を行います。

居宅訪問型 障害・疾患などで個別にケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育を行います。



※幼稚園については、「施設型給付へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できる。

(3) 教育・保育の利用区分

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量に応じた区分	利用できる施設
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 保育所
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業

(4) 教育・保育の量の見込みの考え方

ア 教育・保育の量の見込みについて

平成25年度に実施した「川崎市子ども・子育てに関する調査」の結果から、「量の見込みの算出等のための手引き(平成26年1月 内閣府)」に基づき算出した数値を元に、利用実態に即したものとすよう補正を行い、量を見込みます。

<川崎市子ども・子育てに関する調査>

- 実施時期：平成25年9月27日(金)から10月18日(金)まで
- 調査数：無作為抽出により就学前児童の保護者15,000件、就学児童の保護者3,000件
- 回収率：46.5%(就学前)、44.6%(就学)

イ 保育の必要性の認定基準との関係

保育の必要性の認定について、「標準時間」(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の

開所時間に相当)及び「短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分を設けることになり
ます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間
未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定め
ることとなっております。

本市では、現行の入所要件(月16日以上かつ1日あたり4時間以上の就労)を踏まえ、下限
時間を「月64時間(ただし、月16日以上かつ1日あたり4時間以上)」として「量の見込み」
を算出するものとします。

ウ 児童人口推計

平成27年及び32年の人口推計(基準年・人口は平成22年10月の国勢調査、推計手法は
コーホート要因法、区別・5歳児間隔の推計値)及び実績値(平成25年10月)を基に、計画
期間中の各歳児の年度当初(4月1日)の時点での推計児童数を算出しています。

(参考) 児童人口推計

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	13,959	13,663	13,387	13,110	12,837
1歳	13,445	13,162	12,897	12,631	12,367
2歳	13,260	12,984	12,720	12,461	12,199
3歳	12,957	12,686	12,430	12,176	11,920
4歳	12,719	12,454	12,202	11,951	11,704
5歳	13,704	13,629	13,571	13,512	13,454
6歳	12,872	12,816	12,759	12,704	12,649
7歳	12,712	12,658	12,604	12,552	12,499
8歳	12,415	12,360	12,305	12,251	12,195
9歳	12,642	12,588	12,536	12,482	12,430
10歳	12,125	12,260	12,397	12,536	12,670
11歳	12,126	12,260	12,390	12,524	12,657

(5) 教育・保育の量の見込み

計画期間中(平成27年度～31年度)の各年齢区分の量の見込みは次のとおりとなります。

■各認定区分の量の見込み

(単位：人)

年度/区分	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1～2歳)
平成27年度	22,096	15,537	2,422	10,910
平成28年度	20,975	17,103	2,492	11,209
平成29年度	20,043	17,827	2,688	11,909
平成30年度	19,367	18,189	2,874	12,937
平成31年度	18,766	18,227	2,905	13,563

(参考) 各認定区分のニーズ割合^{注)}

全市	ニーズ割合			
	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1～2歳)
平成27年度	56.1%	39.5%	17.4%	40.9%
平成28年度	54.1%	44.1%	18.2%	42.9%
平成29年度	52.5%	46.7%	20.1%	46.5%
平成30年度	51.5%	48.3%	21.9%	51.6%
平成31年度	50.6%	49.2%	22.6%	55.2%

注)：各認定区分における利用者対象となる推計児童数に対しての量の見込みの割合

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と事業概要

本市においては、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、事業ごとに次のとおり提供区域を設定します。なお、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

事業名	事業概要	事業の提供区域
妊婦健康診査	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。	全市
乳児家庭全戸訪問事業	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 おおむね生後2か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。	行政区
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則6泊7日以内で子どもを預かる事業です。	全市
養育支援訪問事業等	育児ストレス、育児困難、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。	全市
病児・病後児保育事業	保育所等に入所している子どもが、病氣中または病氣の回復期にあり、まだ通常の保育所等では預かれない時に、一時的に預かる事業です。	行政区
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。	行政区
延長保育事業	保育所等において、保護者の希望に応じて18時以降の保育の延長利用を実施しております。公営保育所は19時まで、民営保育所は19時または20時までの延長保育を実施しています。	行政区
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。	行政区
地域子育て支援センター事業	親子のふれあいと遊び場の提供、子育てに関する悩みなどの相談、地域の子育てに関する情報の提供、子育てに関する講座の開催、子育てサークルの育成・支援など、地域の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。	行政区
一時預かり事業	●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 幼稚園で通常の保育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。 ●保育所における一時保育 保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。	行政区
ふれあい子育てサポート事業	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。	行政区

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

<妊婦健康診査>

基本目標Ⅳ 「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」

施策の方向 「子どもの健やかな成長」

推進項目 「安心して妊娠・出産できる環境の整備」

- 妊娠届出数を推計（妊娠届出数が出生数の1.08%である実績を参考）し、届出に応じた受診回数（正期産を14回とし、さらに流産・早産等を考慮したもの）を見込みます。

	実績（H25年度）	平成31年度の量の見込み
量の見込み（妊娠届出数）	15,708	13,864
量の見込み（年間延べ受診回数）	165,846	158,667

<乳児家庭全戸訪問事業>

基本目標Ⅳ 「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」

施策の方向 「子どもの健やかな成長」

推進項目 「乳幼児の健やかな発育・発達を支える」

- 健全な育児につなげていくため、毎年の訪問率100%を目標とし、出生数（推計0歳児数）を訪問件数として見込みます。

	実績（H25年度）	平成31年度の量の見込み
量の見込み（訪問件数）	14,469	12,837
量の見込み（訪問率）	91.9%	100%

<子育て短期支援事業（ショートステイ）>

基本目標Ⅴ 「子育てを支援する体制づくり」

施策の方向 「社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」

推進項目 「家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実」

- 乳児院、児童養護施設の施設数・利用率を考慮し、量を見込みます。

	実績（H25年度）	平成31年度の量の見込み
量の見込み（年間延べ利用人数）	210	441

<養育支援訪問事業等>

基本目標Ⅳ 「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」

施策の方向 「子どもの健やかな成長」

推進項目 「乳幼児の健やかな発育・発達を支える」

- 専門的相談支援については、支援が必要な家庭の割合が増加するものとして見込みます。

専門的相談支援	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (訪問件数)	324	385

- 育児・家事援助は、虐待通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものとして見込みます。

育児・家事支援	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (訪問件数)	123	244

<病児・病後児保育事業>

基本目標Ⅲ 「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」

施策の方向 「多様な保育ニーズへの対応と充実」

推進項目 「多様な保育事業の充実」

- 多様な保育ニーズに伴い、病児・病後児保育の利用人数が増加するものとして見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	3,909	10,156

<利用者支援事業>

基本目標Ⅱ 「子育てを社会全体で支える環境づくり」

施策の方向 「地域全体で担う子育ての推進」

推進項目 「子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援」

- 身近な保健福祉センター等において、情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (か所数)	-	9

<延長保育事業>

基本目標Ⅲ 「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」

施策の方向 「多様な保育ニーズへの対応と充実」

推進項目 「多様な保育事業の充実」

- 多様な保育ニーズに伴い、延長保育の利用人数が増加するものとして見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (月間実利用人数)	8,209	13,676

<放課後児童健全育成事業>

基本目標Ⅳ 「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」

施策の方向 「生きる力を育む取組の推進」

推進項目 「放課後の活動・地域での活動を通じた健全育成」

- 小学校長期推計の在校児童数と過去の定期的利用登録率の伸びを基に、利用定員を見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (月間実利用人数)	5,901	6,956

<地域子育て支援拠点事業>

基本目標Ⅱ 「子育てを社会全体で支える環境づくり」

施策の方向 「地域全体で担う子育ての推進」

推進項目 「地域の社会資源の充実に向けた取組の推進」

- 保護者の身近な場所に拠点が存在しない地域が存在するため、その解消を図るための拠点の確保を目標として見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	257,871	322,824

<一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)>

基本目標Ⅲ 「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」

施策の方向 「幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進」

推進項目 「認定こども園への移行の促進」

- 幼稚園の利用者のニーズに添うものとして見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	256,834	242,975

<一時預かり事業 (保育所における一時預かり)>

基本目標Ⅲ 「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」

施策の方向 「多様な保育ニーズへの対応と充実」

推進項目 「多様な保育事業の充実」

- 多様な保育ニーズの広がりに伴い、一時預かり事業の利用者数が増加するものとして見込みます。

	実績 (H25 年度)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	94,713	153,121

<ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート）>

基本目標Ⅱ 「子育てを社会全体で支える環境づくり」

施策の方向 「地域全体で担う子育ての推進」

推進項目 「地域の社会資源の充実に向けた取組の推進」

- 未就学児のニーズは保育所等の利用希望者数の増加に伴って伸び、就学児童のニーズは推計児童数に添うものとして見込みます。

	実績（H25年度）	平成31年度の量の見込み
量の見込（年間延べ利用人数）	15,485	16,607

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会の構成員の役割

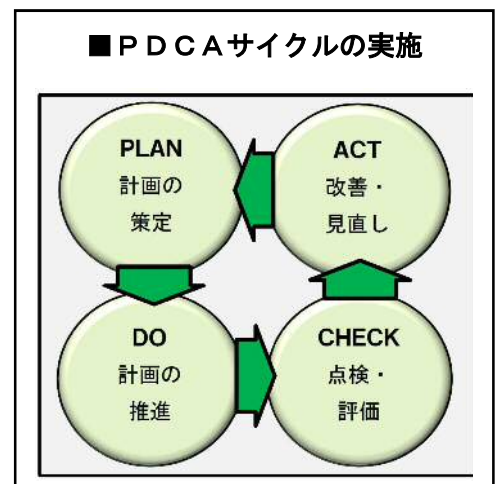
子ども・子育て支援は、地域社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画を着実に推進するために、家庭、企業、行政、地域がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協働し、取り組んでいくことが重要です。

- 父親、母親等の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者であるという基本的認識の下、子どもが健やかに育つための最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し責任を果たしながら、地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。
- 事業主は、子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの推進をし、雇用環境の整備を行うことが必要です。
- 行政は、制度の実施主体としてすべての子どもに良質な成育環境を保障するため、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり計画的・総合的に充実させることが必要です。
- 地域社会全体が、子どもと向き合う保護者が子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は毎年行うものとし、「新たな総合計画」や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との連携を踏まえ、施策や見込みの達成状況、得られた成果について評価します。

評価・改善にあたっては、子ども・子育て支援施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクル）役割として、「有識者」、「事業主代表」、「労働者代表」、「子育て当事者」、「子育て支援従事者」等からなる川崎市子ども・子育て会議により施策や見込みの達成状況、成果を評価し、評価結果はホームページ等を通じて公表します。また、計画の進捗状況については、2017(平成29)年度を目途に、中間評価を実施し、内容の見直しを含め、計画の検証を行います。



(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画 素案

発行日 平成 26 年 11 月

発行者 川崎市

市民・こども局こども本部子育て施策部子ども・子育て支援新制度準備担当
川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-3534
